季刊

労働統研

クォータリー

1990年12月

- ●労働問題研究の今日的課題 戸木田嘉久
- ●鼎談「激動する世界と日本経済の動向

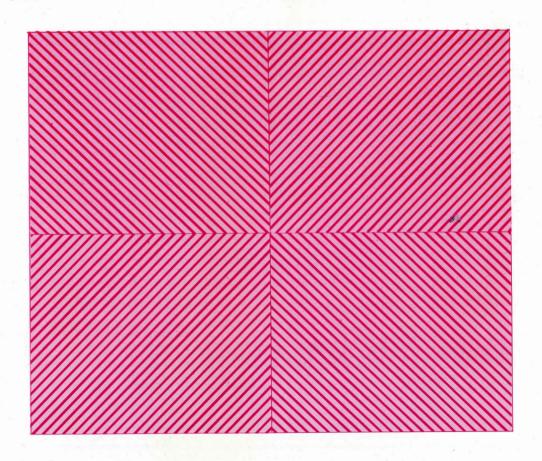
関 恒義

能野 剛雄

米田 康彦

■国際・国内動向





労働運動総合研究所

労働総研クォータリー

創刊号(1990年12月)



———目 次———

割刊のこ	とは	•	「労働総研クォータリー」の創刊にあたって	•••••	• • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • •	2
巻頭	論文	•	労働問題研究の今日的課題	戸木	田	嘉	久	4
Я	計談	•	激動する世界と日本経済の動向	関熊米	野田	恒剛康	義雄彦	16
研究	報告		■ I LO「夜業条約」および同第89号条約議定書に					
יינוש	HX C		関する労働総研プロジェクト・チーム見解(案)につ					
			いての要約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	永	山	利	和	41
			■労働者派遣法に対するわれわれの見解	加三	藤富	佑紀	治敬	46
国際・国内	動向	•	■ヨーロッパの鉄道政策と国鉄の「分割・民営化」	桜	井		徹	51
			■欧米に見るパートタイムに関する政策提言	\equiv	富	紀	敬	55
			■ I LOジュネーブ本部で初の家内労働問題国際会議 …	神	尾	京	子	59
			■「連合」・日経連2人3脚の住宅政策					
			- 全労連の土地・住宅政策との差異が鮮明に	牧	野	富	夫	61
プロジェク 研究会だよ		•	「現代日本における最低生活保障体系」研究会について …	大	木		訓	66
曹	事評	•	日野秀逸著「世界の医療・日本の医療」	宇和	االت		邁	69
新刊	紹介	•	江口英一編著「日本社会調査の水脈 ― そのパイオニア					
			たちを求めて」		Щ		昂	71
			津田達夫著「財界」			俊太	で郎	71
			西丸震哉著「41歳寿命説」	西	村	直	樹	72



「労働総研」の創刊にあたって

『労働総研ニュース』(月報)につづき、このたび『労働総研クォータリー』を創刊するはこびになった。労働総研もこれで定期刊行の機関誌をもつわけで、いよいよ社会的にその存在が問われることになる。私たちとしては、共同の研究活動をさらに本格的に発展させねばならないと思っている。

研究所創設から研究機関誌の発行までに、ほぼ1年を要している。この点については、あるいは遅きに失するという批判があるかもしれない。 ひとこと弁明しておきたい。

私たちは、まず研究所の生命ともいうべき共同研究の体制づくりに全力をあげてきた。労働運動の前進に役立つ総合的研究を高い水準で、しかも民主的効率的にすすめるためにはどうしたらよいか。十分に討議をへて、定例研究例会、4つの調査研究プロジェクトと6つの研究部会が組織されてきた。いまそれぞれが助走の段階から本格的な活動の段階へ移ってきている。

『労働総研クォータリー』は、この共同研究作業のダイナミズムを土台にして創刊された。『クォータリー』は、さしあたり次のような柱だてで編集される。

1. 労働問題研究の今日的諸課題の解明にむけて、理論と方法のうえで 鋭く切りこみ、研究者にも活動家にも前進への知的刺激を呼びおこす ような論文。

- 2. 各調査研究プロジェクト、各研究部会の共同研究作業のプロセスを 反映したアクチュアルな複数の現状分析。
- 3. 各研究プロジェクト、研究部会の共同研究作業の動向報告。
- 4. 内外にわたる注目すべき労働調査、労働問題研究の動向を紹介。
- 5. 国際労働運動にかんする整理された情報。

『労働総研クォータリー』の中味をどれだけ充実したものにできるか。 それはもちろん、労働総研の共同研究事業の進展いかんにかかわってい る。しかし、『クォータリー』を労働問題の総合的研究誌としていっそ う魅力あるものとするために、各位からも積極的に忌憚のない意見をい ただければ幸いである。

労働総研としては、調査研究プロジェクト、研究部会の成果を総合的にとりまとめるためには、さらに『年報』の刊行が必要であろうし、その他の刊行形態も予定せねばならないだろうと考えている。『年報』の刊行は共同研究体制が本格的に動き出した今日の段階からすれば、あるいはさらに1年のサイクルを要することになろう。『労働総研クォータリー』の位置づけを知っていただくために付言しておきたい。

労働総研は『クォータリー』の定期刊行によって、その存在を社会的に主張することになった。最後になるが、普及のために各位のご協力を切にお願いするものである。

1990年12月

労働運動総合研究所

労働問題研究の今日的課題

戸木田嘉久

はしがき

編集委員会からは、表記のような荷に余るテーマをあたえられた。労働問題研究の今日的課題はなにか。その解明にはかくかくの観点が重視されねばならない。私の力量では、そういうことがいえるはずもないからである。

したがって、ここでは、私なりに日頃あれこれと関心をもっている課題を、問題意識だけははっきりさせながら、体系性もないまま提出するだけである。もちろん、そこには、私だけではとうてい手のつけようもない、むずかしい課題が多くふくまれている。

日本資本主義の歴史的位置と支 配階級

労働問題が生成してくる基礎的条件といえば、やはり資本主義的生産の発展過程、資本の蓄積過程そのものであろう。このような観点に立つとき、労働問題研究の今日的課題としてまずうかび上るのは、90年代をむかえた日本資本主義の歴史的位置である。

① 日本独占資本の経済的支配力の問題

日本資本主義の歴史的位置。これを巨視的にいえば、なによりも独占資本の経済的・政治的支配と国家の経済への介入を特徴とする国家独占資本主義である、ということになろう。このごく一般的な歴史的位置づけについては、私たちの間では、そうさしたる異論もお

そらくないかと思われる。

しかし、こうした一般的な規定も、これを一歩立ち入ると、なかなか簡単なことではない。 そういうこだわりを私じしんはつね日常からもってきている。たとえば、「独占資本の経済的・政治的支配」というが、独占資本とはいったいなにか。資本の蓄積過程とよくいわれるが、それでは独占資本の蓄積過程について簡単に説明してほしい。こうした設問にたいして、簡潔・明解にこたえることは容易ではない。

私じしんは、独占資本とは基本的にはレーニンのいう金融資本(産業資本と銀行資本の癒着)と同意語であり、日本の独占資本は、具体的には六大金融独占企業集団(三菱、三井、住友、第一勧銀、三和、富士の各独占企業グループ)の総体、あるいはまた六大金融独占企業集団の各グループそれぞれを意味する、などと説明している。また、独占資本という言葉は、個別の独占大企業、独占大銀行、つまり個別の「独占資本」という意味でつかわれていると、つけくわえたりもしてきている。

私はどちらかといえば、概念規定にはこだ わる方かと思うが、それでも何の説明もしな いまま、政府・独占の「21世紀戦略」とか、 国家独占資本主義下の労働組合運動とかいい、 またしばしば個別の独占資本という意味で、独 占大企業、独占企業、独占体、大企業など、 その時に応じて適宜につかいわけたりしている。それから、独占の民主的規制といってみたり、大企業の民主的規制、多国籍企業の民主的規制といってみたりもする。

労働問題の今日的課題というとき,それ以前の問題として,おたがいに概念や言葉を整理し,その内容をもっと綿密に確定して論じあう必要があるのではないか。そんな反省をつねひごろ感じさせられているのであるが,どうであろうか。

ところで,日本資本主義の歴史的位置というとき,なによりも問題になるのは,日本の独占資本の内外にわたる経済的支配の到達段階であろう。日本の独占資本とはなにか,それを六大金融独占企業集団の総体とおさえたうえで,その総体とそれぞれのグループについて,国の内外にわたり系列会社,子会社,孫会社,下請会社にいたるまで、経済的支配の到達段階を確定してみる必要があるのではないか。

もちろん,これに類する研究業績としては,系列の研究とか,独占企業分析とかをあげることはできる。しかし,戦前みられた日本の「財閥」研究にみるような産業独占と銀行独占の「癒着」という観点をつらぬいた,「日本の独占資本」の総括的な戦後分析は,やや空白の感なしとしない。労働問題研究もとかく専門化してくると,独占資本の運動からきりはなされて細分化された議論におちいる傾向がないとはいえない。そういう反省もこめて,ここでは日本独占資本とはなにか,その経済的支配の到達点といった問題を提出したまでである。

② 独占資本家と金融寡頭制支配

日本の独占資本とはなにか。それを総体としての六大金融独占企業集団と確定したとし

て,それでは,資本の人格的表現としての日本の独占資本家をどのように確定するのか,何をもって独占資本家というのか。この具体的な確定の研究作業も,まだ残された課題ではないかと思われる。

この問題については、もう15年もまえになるが、新マルクス経済学講座の第6巻「日本資本主義の階級構成」(1975年)の編集で、故大橋隆憲先生のお手伝いをした折、日本の支配階級、とりわけ独占資本家をどのように確定するか議論をしたが、けっきょく作業にはいたらなかった記憶がある。現代日本の独占大企業では、いわゆる「所有と経営の分離」現象がすすみ、機関株主による相互持ち合いの株式所有が圧倒的な比重をしめ、「法人資本主義」といわれるような現実的状況がみられる。こういう状況下で、独占資本家とは何か、機関株主か、大株主個人か、独占企業の「経営者」=代表権をもつ役職者かが、問題になることはいうまでもない。

もっとも、この点については、「法人資本 主義」論をめぐる論争をへて、巨大株主会社 の代表者こそ現代の独占資本家であるとする 理論的確定が、有力になってきているのでは ないだろうか。

現代の経営は所有にもとづかない「中立的な」経営者支配であるとする,バリー,ミーンズの理論は、わが国では承認されていない。今日の巨大株式会社は、資本主義社会の共有財産である金融市場に集積された社会的資金を巨大金融機関が組織することによって支えられている会社である。その意味では、今日の巨大株式会社は、資本主義の枠内での社会的会社であるが、やはり極大の利潤追求を目的とする会社であり、資本主義的私企業であることは変わりない。したがって、巨大株式会

社の経営上の決定権を行使しうる代表者は、 機関株主にバックされ、自らもそれなりの個 人株主でもあり、まさしく現代の独占資本家 である、というわけである。

私じしんも、このような見解に同調するものであるが、階級論としての独占資本家階級論の展開と分析は、まだ課題としてのこされているのでないだろうか。とりわけ、レーニンのいう「金融寡頭制」とその支配機構の分析については、まだ本格的な研究成果が結実しているとはいえないのではないだろうか。

戦後日本資本主義の蓄積過程は、国民経済の事実上の支配者として、また世界経済においてて大きな影響力をもつ存在として、強大な六大金融独占企業集団をつくりだした。この企業集団を代表しこれを指揮しているのは、それぞれの巨大企業の決定権をもつ代表役員をもって構成される社長会であるが、このメンバーこそ独占資本家であり、今日の金融寡頭制の人的中枢であることはまちがいないであろう。

この六大金融独占企業集団の枠をこえた,総体の独占資本の機関として「財界4団体」があり,国家の経済規制装置と密着していることは周知のとおりである。国家独占資本主義は、経済過程への国家の介入を重要な特質としており,したがって,金融独占企業集団や独占大企業を代表する独占資本家階級と,自民党の派閥領袖,高級官僚からなる特権的上層が,現代日本の支配階級を構成しているといえよう。

独占資本家と現代日本の支配階級について、 以上のようにそのりんかくを画き出すことが できるとしても、階級論としての理論的な確 定と分析は十分ではない。また、現代日本の 金融寡頭制とその支配機構の分析についても、 労働問題研究者のみならず、ひろく経済学、 法学,政治学の分野からする学際的研究が期 待される。

2. 日本独占資本の90年代戦略, 蓄積の基本方向をめぐる問題

今日の労働問題研究において日本資本主義の歴史的位置というとき、それは、独占資本の経済的支配力の到達点とか、金融寡頭制支配とその機構とかいった問題にとどまりえないことは、もちろんである。労働問題研究の今日的課題として特に問題になるのは、今日、日本の独占資本が70年代、80年代の資本蓄積過程をへて、90年代の蓄積戦略・蓄積の基本方向をどのように設定しようとしているか、ということであろう。

この問題については、私じしんも含めて、労働総研の会員のあいだでもすでにいろいろと論じられてきており、多くをふれる必要はない。ただそうしたなかで、さらに堀り下げねばならない重要ないくつかの論点が提出されているように私には思われる。

① 独占資本の90年代蓄積戦略を規定する枠組みについて

まず、日本独占資本の90年代戦略・蓄積の基本方向というとき、それを規定する歴史的条件として、とくに85年秋の「プラザ合意」を歴史的節目とする世界資本主義と日本資本主義の動向を重視する点で、私をふくめて多くの論者の意見は一致している。しかしながら、85年秋「プラザ合意」を歴史的節目とする世界資本主義と日本資本主義の動向というとき、さらにつぎのような論点を、もっと共通の認識として解明する必要があるのではないか。

第1に,「プラザ合意」に始まるドル高・ 円安基調から円高・ドル安基調への管理され た転換,あるいはOECDの「積極的構造調整」などにみられる,先進資本主義諸国間における国際協調体制の発展を,どのように評価するかという問題である。

明らかなことは、サミット、G7、 IMF、GATT、OECDなど、いわゆるサミット協調体制が一段と発展してきたことであろう。この点について、「サミット帝国主義同盟」の方向がはっきり示されるような時代に突入した、とする見方もある。

この国際協調体制の発展の背後には,アメリカの経済的危機(「双子の赤字」の深刻化)による政治的地位の低下,途上国の累積赤字によるパックス・アメリカーナの動揺がある。またソ連・東欧における官僚主義的な社会主義体制の崩壊・「市場経済」の導入という新たな条件のもとで,資本主義世界体制の再構成という方向があることもたしかであろう。しかし,そこには先進資本主国間の矛盾・対抗もあり,これを「サミット帝国主義同盟」の方向といいきれるかどうか,これは議論をしてみるべき論点ではないだろうか。

第2に,85年秋の「ブラザ合意」による 円高・ドル安基調への転換要求,おなじくアメリカによる日米構造協議,軍事費・ODA の肩代り要求にたいして,日本独占資本はいちだんと従属的な「対米協調」ぶりをしめし たが,その根拠をどうみるか,という問題がある。

日本の政府・独占としては,「ブラザ合意」 と日米構造協議による対米貿易黒字の「解消」, 市場「自由化」・内需主導型の経済構造への 転換要求を、前川リポートによる「経済構造 調整」政策で対応してきた。また軍事費・O DAの肩代り要求を軍拡「行革」路線の強化 で対応してきた。この従属的な「対米協調」 の根底には,日米軍事同盟(安保条約)と, その前文および第2条に規定された「日米経 経済力」があると,私じしんも説明してきて いる。

だが、これだけでは短絡的な説明にすぎるように思われる。「経済大国」日本を謳歌する日本独占資本と自民党政府の従属的な「対 米協調」の根拠については、さらに系統的な 綿密な展開分析が期待されよう。

第3に,日本独占資本としては,この従属的な「対米協調」政策のもとで,その支配体制を擁護するうえで,また独占利潤追求のうえで、アメリカの独占と共通のメリットをどのような点に見出しているのか,この点についてももっとはっきりさせる必要があろう。

まず,独占の90年代戦略,蓄積の基本方向を規定する「経済構造調整」政策と軍拡「行革」路線,この国家政策として提示された「対米協調」の2つの基本的枠組みが,日本独占資本主義にとって今日の内外情勢のもとでどのような根本的意義をもちえているのか,この点がもっと鮮明にされねばなるまい。

また、この国家政策の2つの基本的な枠組みに、どのように独占利潤の追求のメリットが見出されているのか。たとえば、食糧の自主的供給基盤の喪失をもたらす農産物「自由化」に、独占は、コメ・食料品加工原料の「低廉化」を期待しうる。軍事費・ODAの増大は、寄生的な独占利潤の確保を可能にしそれは多国籍企業の海外進出地ならしともなる。

たちどころにこうしたことが指摘されるが, ともあれ、独占の国家政策と国庫への依拠し た独占利潤の追求の仕組みを,全体として体 系的にあきらかにすることも,重要な課題で あるだろう。

② 独占の90年代戦略,資本蓄積の基本 方向をめぐって

「経済構造調整」政策を軍拡「行革」路線という国家政策の基本的な枠ぐみのもとで、日本独占資本は90年代戦略として、資本蓄積の基本方向をどのように再構築してきているか。この問題についてもいろいろと論ぜられており、多くをふれるまでもない。私の問題関心にあることだけを提起しておきたい。

第1に,総体としての独占資本の「経済構造調整(転換)」の方向として,「国際化」「情報化」「サービス経済化」という用語が柱として提出されているが,これらの用語にしめされる構造転換の実態を,それぞれどのように理解したらよいのか,これらの用語を柱とした構造転換のそれぞれの実態は,どのようにお互いに関連しあっているのか。

第2に,独占大企業の蓄積条件の再構築の 方向(リストラクチャリング)として,「事 業本体の徹底した経営合理化」「事業の多角 化、分社化」「事業のグローバリゼーション」 などと特徴づけられているが、それぞれの実 態をどのように把握するか。またリストラク チャリングのそれぞれの方向は,どのように 関連しあっているのか。

第3に、以上にみる総体としての日本独占 資本の「経済構造調整(転換)」と、独占大 企業のリストラクチャリングの方向は、科学 技術開発やME化、ハイテク部門への展開を ともなってはいるが、けっきょくは国民経済 の「空洞化」を深化させはしないか。また、 労働者・国民の労働と生活を堀りくずすおそ れはないか。

その意味では,「国際協調」「対米協調」 の名のもとに国家政策の擁護下ですすむ日本 経済の「国際化」,大企業の「グローバリゼ ーション」が,寄生性と腐朽をともなう独占 利潤本位の国際分業,とりわけ多国籍企業の 企業内国際分業の展開にともなって,「サー ビス経済化」に象徴されるように日本経済の 再生構造を急速に改変していることが注目さ れる。

資本蓄積と労働者階級の構成 変化

戦後日本資本主義の蓄積過程が,一方に強力な六大金融独占企業集団を形成させ,他方に労働者階級の「数」を増大させ,その内部構成を変化させるとともに,社会的貧困をさまざまの形態で蓄積したことは,周知のとおりである。しかも,以上の過程が,85年「プラザ合意」以降,90年代にかけて,「経済構造調整」政策と大企業の「リストラクチャリング」,ME革命を技術的手段とした徹底的な「合理化」がすすむもとで,ますます加速化してきていることも,また動かしがたい事実であろう。

ここでは、労働者階級の状態についてはあと でふれるとして、労働者階級の構成変化にたい して、いくつかの課題を提出しておきたい。

① 「階級関係の総体」の変化と賃労働の形成

資本の蓄積は、労働者階級の「数」の蓄積 であるといわれるが、それは「階級関係の総 体」の変化をともなってすすむ。

85年「ブラザ合意」以後の,円高不況と 多国籍企業の海外進出は,産業「空洞化」と 大量失業を短絡的に引きおこすかのような議 論もみられた(もちろん,すでにのべたよう に「空洞化」は内攻しつつある)。しかし, 経済構造の「調整」(スクラップ・アンド・ ビルド)にともなう大々的な「技術革新」投 資と「バブル」経済による「平成」景気の持 続が、現実には「労働力不足」現象さえもう みだした。

当面する課題としては、「労働力不足」問題の実状と状況変転の理論的解明が緊急であるだろう。しかし、そのばあい、やはり基本的に重要なことは、絶対的な「労働者不足」などはありえず、「経済構造調整」とME「合理化」をともなってすすむ独占資本の蓄積運動は、いわゆる「独立変数」として作用し、「労働力不足」問題をそれなりに解決しながらすすむ、とみるときではないだろうか。すかわち、独占資本の蓄積運動は、農産物

すなわち、独占資本の蓄積運動は、農産物「自由化」にともなう農業「解体」や、大型店「規制緩和」・大企業経営の「多角化」にともなう中小経営の分解などによる賃労働者化の進行、ME・「省力化」投資による余剰人員の析出、女性のバート労働、学生アルバイト、高年の年金つき低賃金労働、外国人労働者の投入など、「階級関係の総体」と労働者階級の変化をともないながら、「労働者不足」をのりこえることになろう。

しかも,この過程は,出生率の低下による 労働力人口の絶対的不足というおどし文句を かけながら(それなのに財政は児童手当の増 額にはまだ反対している),低賃金機構の再 構成としてすすんでいるのではないだろうか。

② 産業別・業種別労働者構成の変化

- 「サービス経済化」と労働価値説

今日,独占資本の蓄積過程は,ますます労働者階級の「数」を増大させるとともに(もっとも労働者階級の概念現定の相違によって,外国では最近の状況を「賃金取得中間諸階層の増大」とみる見方もあるわけだが),労働者階級の構成を変化させる。わが国では労働者階級の内部構成論にかんして,教育労働者論,公務労働者論など注目すべき成果もみら

れるが、総じて、残された理論的分析課題は すくなくない。たとえばまず、産業別・業種 別の労働者構成の変化にかかわり、私なりに 関心のある2、3の問題を提出しておこう。

第1,戦後日本独占資本の蓄積過程をつう じて,雇用者数は第1次産業部門での一貫し た激減につづき,第2次産業部門,とりわけ製 造業部間においても近年では停滞傾向があらわ れ 第3次産業部門だけが肥大化する傾向にあ る。この傾向は、80年代後半以降,独占の蓄積 戦略が「国際化」「情報化」「サービス経済 化」といった柱ですすめられるにおよび,一段 と加速化し、とくに第3次産業部門のなかで も事業所サービス、消費者サービスなど、サービス部門での雇用増加が顕著になっている。

こうした傾向を「脱工業化」「非産業化」「サービス経済化」と称して、現代の社会発展指標として評価する支配階級の例の見方がある。だが、これは今日の資本主義の経済的諸矛盾の深化、寄生性と腐敗性の反映と見るべきではないか。いや、あるいはそれも一面的すぎるのではないか。いずれにせよ、このような雇用構造の深化、労働者階級の構成変化の本質を、私たちとして理論的にどのように正確に確定するか、労働問題研究の今日的課題の1つであることはまちがいない。

第2,一方に「経済のサービス化」にともない第3次産業部門,サービス部門における雇用の肥大化があり,他方,ロボット化,FA化にともなう製造工業部門の雇用の停滞がみられる。こういう条件のもとで,労働価値説の現代的意味が,マルクス主義経済学の分野において論議になってきているのも,また周知の事実である。

サービス労働は価値を生み出すのか,完全 無人工場ではどうか。ソフトウェア労働はど うか。総じて製造工業部門の価値・剰余価値を形成する労働が減退するもとで、社会的に利潤の源泉はどういうことになるのか。こうした素朴な疑問にどうこたえるかという問題もふくめて、労働価値論の現代的意味をどう理論的にどう説得的に問いなおすか、学会でも共通の論題とされてきている。

いずれにせよ,現代資本主義にみる激変する労働者階級の構成変化のもとで,現代の労働価値論,剰余価値論をどのように説得的に 展開するかという問題は,労働問題研究者と しても避けてとおれないのではなかろうか。

③ ホワイトカラー,とりわけ大卒労働者 の問題について

以上にみる「脱工業化」「経済のサービス 化」現象下の労働者構成の変化,これは別の 角度からみれば,ホワイトカラーの賃金労働 者,いわゆるサラリーマンの増大を意味する。 とりわけ,「高学歴化」がすすむ日本では, 大卒労働者の比重がますます増大し、労働 運動においてはたすべき役割の増大がみられ る。ところが,日本の労働者階級というとき, ホワイトカラー,とりわけ大卒労働者の研究 は,問題の重要さに比べれば,いちじるしく立 ちおくれてきているといわざるをえない。

今日の大卒労働者問題というとき,もっと も重要な視点は,大卒労働者(民間企業,公 務員,教員-大学をふくむ)の社会的地位が いかに歴史的に低下してきたか,ということで はないだろうか。もちろん,大卒労働者のなか から現代のエリート管理者層がつくりだされ てはいるが,総じていえば社会的地位の著し い低下として,特徴づけることができるので はないだろうか。

大卒労働者については、文系・理系を区別して検討する必要があろうが、そこから「ビジ

ネスマン」論,技師・技術者論,管理・幹部 職員論なども展開され,それらを労働組 合はどう結集するかが問われることになろ う。そのさいにまた,労働運動内における右 翼的潮流の社会経済的支柱として,労働官係 ・労働貴族論が話題にされてきた経過がある が,そこでは大卒労働者とのかかわりがさし て論ぜられてこなかった,という問題ものこ されている。

④ 雇用形態の多様化と労働者配置の重層 的構造の深化

労働者階級の構成というとき,企業経営規模別の構成変化がしばしば問題にされてきた。これは,いうまでもなくわが国のばあい,賃金,労働条件,退職金,福利施設等において経営規模別でいちじるしい格差がみられる,という事情を反映したものである。労働者構成をみるにあたって,この枠組みに重ねて今日とくに問題にされねばならないのは,旧来の臨時工,社外工,季節工にくわえて,派遣,パート,アルバイトなど,いわゆる「中間労働市場」ともいわれる多様な「正規」雇用の形態であろう。

この多様な不安定雇用の形態は、その総体にかんして、またそれぞれの形態にかんして分析され、論じられねばならない。しかし、それと同時に、独占大企業を頂点とする系列会社、子会社、下請の各段階、このすべての企業レベルにおいて(つまり、経営規模別の各レベルにおいて)、この多様な雇用形態は重なりあって展開している。そういう意味での総体が、いわゆる「正規雇用」の労働者をもふくめて、さらにいくつかの業種の独占大企業を「典型」としてえらび出し、調査・分析される必要があるのではないだろうか。

今日,大企業においては,労務管理の範囲

をこれら「中間労働市場」をなす多様な形態の不安定産業労働者の範囲まで「拡大」するとともに、これを企業協調的な労働組合に組織化させる傾向がみられる。その意味でも右にみる調査研究とあわせて、いま、不安定就業労働者の業種別・職種別による横断的な組織化にかんする研究も求められるのではないか。

4. 資本蓄積と労働者階級の状態

資本の蓄積は、労働者階級の「数」を形成させ、その構成を変化させるとともに、彼らのうえにさまざまの形態で社会的貧困を蓄積せずはおかない。

その意味では、本来、労働者階級の構成変化 と貧困化状態とは不可分にむすびついているわ けだが、ここでは論点を提示する便宜から、い わゆる「状態」をきりはなしてあつかうことを 断っておきたい。また状態の把握にかんしては、 貧困化論の今日的意義を問う論争が古くかつ新 しい問題として提出されているが、ここではそ のことを指摘するにとどめる。

労働者階級の状態こそ労働運動の「実際の土台」である、そういう認識からして、状態の調査分析は、構成の場合にくらべるとはるかに多くの実績がある。また研究の到達水準も高いといえよう。とりわけ最近の特徴として、職場における状態だけでなく労働力の再生産、生産過程の調査分析、状態の国際比較において大きな成果がみられることであろう。ここでは、このような認識のうえにたち、卒直に思うところを2、3にわけて記しておこう。

第1,労働者階級の状態というとき,職場の 状態とともに生活状態もとうぜんに重視されね ばならない。ただ,生活過程も重視すべきだと いう論拠に立って,生活状態分析では、賃金・ 労働条件など職場の状態にたいする考慮がやや弱く,独占と国家の搾取と収奪にきりこむ点でも弱さがあるのではないか。労働者階級の状態というとき,労働と生活の状態を統一的にとらえればならない。そのばあい双方をつなぐ「統一」の基軸は,独占資本と国家による搾取・収奪ではないだろうか。

第2,大きな成果をあげている労働者階級の 状態にかんする他の先進資本主義国との国際比 較は,いっそう綿密に体系的にとりくまれるこ とが期待される。この点では、社会統計分野で国 際労働統計比較の基準をそろえる方法上の検討 がすすめられており、注目される。これら労働 者状態の国際統計比較は、剰余価値率の国際比 較や独占大企業経営の国際比較分析などとあわ せて,日本独占資本主義の構造的特質の分析を すすめる布石ともなるだろう。

第3,労働者階級の状態調査といえば,『労働運動』誌(10月号)の特集「日本の労働者階級」に,40の産業と分野から職場報告がよせられている。これらの報告は各産業と分野における階級的民主的潮流の力量をも反映して,精疎はまぬがれがたいが,その報告が総体として産業と企業の枠をこえた「日本の労働者階級」の状態をうきぼりにしている点で,画期的意義をもつといえよう。このような職場からの調査が研究者の専門的学識との集団的な協力共同によって,より科学的・構造的な「日本の労働者階級」の状態分析として結合していくことが期待される。

そのさい,各産業・分野の労働者状態を横断 的に横につなぐ基本的視点は,「生存の自由」 「市民的政治的自由」への侵害にたいする現代 的基本権の擁護,労働立法の拡充という方向で はないだろうか。そのような視点にたってこそ, 労働者状態分析は,企業や産業の枠をこえた横断 的な共同闘争,統一闘争の条件を指示しうることにもなろう。もちろんそのさい,それは多様 化する雇用形態の差別的な重層構造をも問題に されねばなるまい。

国家独占資本主義下の賃金問題, ME「合理化」をめぐる理論的課題

労働者状態を「土台」とした労働組合運動の「原点」は、いうまでもなく賃金闘争と「合理化」反対闘争を両軸とした経済闘争である。この運動上の「原点」にかんがみ、現代の賃金とME「合理化」にかんして理論的課題にしばり2、3ふれておく。

① 現代賃金論をめぐる理論的課題

今日,労働問題の今日的課題の1つとして, 国家独占資本主義下の現代賃金論の再構成と いう問題があるのではないだろうか。私なり に自省をこめて,中心的ないくつかの論点を提 出しておきたい。

第1,戦後賃金論は,その構成上,労働力の価格論に偏してきたのではないか。すなわち,賃金は「労働の価格」ではなく「労働力の価格」であるといい,資本主義的搾取のしくみに言及しながらも,賃金論を構成する基本的な論理の枠ぐみは,労働力の価格を規定する労働力の価値規定ないし労働力の価値分割を問題にし,労働市場における相対的過剰人口の圧力による賃金の価値以下への低下傾向,それに反対する要因としての賃金闘争=階級的力関係,こうしたものであったといえよう。

この構成上の論理から引き出される賃金論 としての弱点。たとえば,剰余価値生産と賃 金との関係,搾取形態としての賃金形態(賃 金体系)などの追求,分析の弱さ。

第2,国家独占資本主義の下では、賃金は 労働力の価値を構成する唯一の形態ではなく, 社会的給付,共同的サービスをも労働力の価値形態にふくまれるという点では,共通の理解がみられる。国家独占資本主義下の社会的給付,共同的サービスの拡大が,労働力の価値を超えて剰余価値を蚕食するかのような誤った理解もあった。かかる理解では,労働者も拠出している社会保険基金が非民主的官僚的管理のもとで独占資本の蓄積を擁護していること,国家独占資本主義に固有なインフレーションによる賃金や「貯蓄」の目減り現象,金融資本の経済的支配下で「貯蓄」自体が悪名高い「ジャバン・マネー」に転化すること,等々がほとんど見落とされていたというべきであろうか。

第3,賃金の国民的相違にかんするマルクスの理論の,今日的展開がはからねばならないのではないか。そのさい,為替レートと日本の賃金の関係については,名目賃金と購買力平価賃金(実質賃金)との落差が指摘される。もちろん,この指摘は重要だが,日経連や「連合」も同じ論理でこの落差を「生活実感」という形で指摘し,「総合生活の充実」を共通の最重点課題として提起し,「経済構造調整」の推進をおし出していることに注目する必要があろう。

この「落差」の実態を理論的に洗い出し、 分析してみせることではないだろうか。またいわゆる「円高」が、円価値との関係では日本の賃金にたいして諸外国の賃金を相対的に 低下させ、それが多国籍企業の海外進出を促進する主要な1つの根拠となってきたことも 事実であろう。

要するに,以上にみる若干の論点は,戦後 賃金論のわくぐみを再構成することがもとめ られているとはいえないだろうか。

② ME「合理化」問題にかんして

現代「合理化」の本質は、国家独占資本主義の国家政策に支持された独占資本の体系的な搾取強化の諸方法の追求である、という規定は、大筋で今日でも有効ではないかと思われる。私自身この規定にもとづき、さきに『ME「合理化」と労働組合』という編著を出したが、そのうえに立ってさらに明確にすべき理論的課題の1、2を提出しておく。

第1,「ME革命」ともいわれる最新の科学技術の発展段階を技術史として,また社会発展史としてどのように確定するかという問題、ME革命は現代資本主義を「延命」させ,労働者階級を「変質」させるかのような議論や,技術の発達と労働過程の変化を重視すべきだとする労働過程論の評価,機械それ自体と機械の資本主義的利用との関係にかかわる微妙な意見の相違,資本主義的生産様式のもとにおける技術発展の歪みの問題,等々。つまり,総じて生産力としての科学技術の「革新」と独占資本主義の生産関係との関連を,理論的にどのように整理して考えるかという問題。

第2,ME「合理化」反対闘争ならびにそれと諸闘争の関連にかかわる問題。ME「合理化」反対闘争は,ME関連機器を技術的手段とした体系的な搾取強化の方法の追求と,それがうみだす社会経済的諸結果に反撃する闘争である。そのばあい,つぎの諸問題が労働組合運動の理論として,より厳密に科学的に確定される必要があるのではないだろうか。

新しい科学技術の採用にたいして労働組合 はどのような基本的態度をとるのか。人員削減,配転,出向,不安定雇用の拡大など雇用 管理,基本給の職能給化と能力主義管理,賃 金,一時金,退職金,福利費など「人件費」 のトータル管理,残業,休日出勤,交替制,変則労働時間など労働時間管理,労働強度の増大を必然化する機械のスピード・アップと多台持ちやカンバン方式の強化,ZD・TQ C運動と職場の専制支配の強化など。このような体系的な搾取強化の方法,つまり「合理化」の諸方法の展開にたいして,労働組合はどのようにたたかうのか。また,このような「合理化」の社会経済的結果である失業と長時間・過密労働,過労死や健康破壊にたいして,労働組合はどうたたかうのか。

こうした防衛的な「合理化」反対闘争と密切にむすびつくのは、逆に資本にたいして攻撃的な労働時間短縮をもとめる闘争である。とりわけ、法律をもって資本を拘束する「週40時間、週休2日制」の制度的要求闘争は、雇用を確保し、過密・長時間労働、過労死を阻止し、人間らしく働くうえで決定的に重要な意義をもつ。労働時間短縮闘争をどのように効果的に組織するか、この点でも活動家と研究者とのもっとつめた協力共同がもとめられよう。

6. 経済民主主義と独占の民主的 規制

今日,独占資本の蓄積と利潤運動は,「経済構造調整」政策,軍拡「行革」路線という基本的な2つの枠組みのもとで,ME「合理化」による労働者への直接的な搾取強化,非人間的な過酷な労働の強制にとどまらず,国民生活全般からの収奪を組織し,農業や中小経営の危機をつくりだし,さらに多国籍企業化による野放図な他民族からの搾取となって展開されている。しかも,その蓄積と利潤運動はますます寄生的・腐敗的性格を強めてきている。こうして,一方に「経済大国日本」を謳歌する独占資本の

「豊かさ」があり、他方に労働者・国民の「貧 しさ」がある。

こうした状況のもとで周知のように,独占資本の蓄積運動を民主的に規制し,経済民主主義の実現をめざす課題が提起され,実際に労働運動や民主的諸運動もその方向にむかってすすんでいる。だが,独占の民主的規制,経済民主主義にかんしては,理論的かつ実践的な研究課題として,たとえばつぎのような問題が残されてはいないだろうか。

第1,経済民主主義とはなにか,その基本的 性格。

資本主義体制をそのままにしながら、経済民主主義ないし独占の民主的規制が可能な条件はどこにあるのか。そのさい、独占の国家と「民主」国家など、国家論の研究ももとめられるのではないか。

第2,今日の階級的力関係を考慮に入れたう えでの,当面する独占の民主的規制のプログラ ムと実現の条件。

独占の民主的規制へのプログラムとしては, とくに独占の寄生的・腐朽的な蓄積運動への規 制に力点がかかるのではないか(たとえば,軍 事費,ODA,公共投資など国庫への寄生,野 放図な海外直接投資,株,土地などへの投機的 投資への規制など)。

他方に,これに対応する労働者・国民の側の 要求プログラムとしては,「生存の自由」の擁 護と拡充(たとえば,労働と生活の全分野にお よぶ制度的な最低保障体系と環境保護基準の確 立,農業と中小経営の擁護,土地・住宅・地域 政策の基本など),「市民的・政治的自由」の 擁護と拡充(たとえば,「職場の自由と民主主 義」,小選挙区制反対,民主的諸制度の確立な ど),「民族的自由」の擁護(たとえば,「主 権」介入ともいえる日米「構造協議」反対,日 米軍事同盟破棄など) といった柱立てができる のであろうか。

第3,今日の階級的力関係を出発点として, 独占の民主的規制へのプログラム実現にすすむ 労働運動の行動上の指針。

経済闘争(賃金闘争と「合理化」反対闘争)を「原点」とした,労働時間短縮,最低賃金制の確立,課税最低限度額の引上げ,老令年金など,制度的要求闘争の強化。「軍事費を削り,くらしと福祉・教育の充実」,独占の民主的規制と中小経営の擁護,非核・平和,日米軍事同盟の破棄,などをめざす国民的運動の強化。以上の運動における階級的ナショナルセンターの役割。第4,国際労働運動の今日的状況のもとで,

第4,国際労働連動の今日的状況のもとで, 労働運動の国際連帯を基礎に,新国際経済秩序 の確立にすすむ方向性。

この点では,まず,国際労働運動の今日的状況をどうみるか。労働運動の国際的連帯の行動をどのように正しく堀りおこしうるのか。

また日本独占の民主的規制を, サミット体制による国際独占資本の「協調」に対峙する新国際経済秩序確立の方向とどうつなぎうるのか, こうした問題も緊急の研究課題ではないだろうか。

結びにかえて

はじめにもことわったように、これは労働問題の今日的課題について、私の問題関心を覚書風にあまり整理もされないまま提出したものである。したがってまた、今日的課題のすべてを体系的にかかげているわけではない。たとえば、ふれなかった重要な課題として婦人労働者や青年労働者の問題をはじめ、まだいろいろあるこはいうまでもない。

また,提出した今日的課題について言及して いるコメントなどについても,つめて考えたも のとはいえず, 思いつきにとどまる部分も多い。 この覚書が何らかの参考ともなり, またこれを 機に活潑な意見の交換がおこることを期待した

(労働運動総合研究所・代表理事)

(定価は税込)

最新刊

国民の生活

春闘をめぐる情勢/賃金/過労死/「合理化」/女性労働者

生活を、具体的でわかりやすい、豊富な図表・資料をつかっ 労働者教育協会編 て分析する。 「経済大国・生活小国」といわれる日本の労働者・国民の状態 9年国民春闘白書』の内容を資料で裏付ける!

最新刊

第四部

資料/全労連引国民春闘方針、労働事件・判決等

政府・財界・連合の政策批判

第一部 〈主な内容〉 全労連編

政治経済動向の分析 91国民春闘の勝利めざして 労働者・国民の状態分析

定価1200円〒20

〒105 東京都港区新橋6-19-23 全03-3433-1856 学習の友社 FAX03-3434-7301 振替東京0-179157

定価1200円〒20

-15-

鼎談

「激動する世界と

編集部 鼎談のテーマとして上のような表題 を掲げましたが、ソ連のペレストロイカ、東欧 問題そしてイラク問題など文字涌り世界は激動 しているわけです。日米構造協議は、いずれに しても労働者階級にその結果がしわよせされて 来ることは明らかですが、そのゆくえももう1 つ知りたいところですし、また「金融大国日本」 の意味するところについても解明していただき たいところです。きのうの夕刊では、日経平均 が2年8カ月ぶりに2万3,000円割れを記録 したと報じていますが、これからの日本経済が 果たしてどうなるのか。私の手もとにあるこの 財界向けの雑誌では、イラク問題による石油価 格上昇でアメリカの4つ子の赤字がさらに拡大 し、日本にもマイナス影響がある、という意見 とこれを真向うから否定する意見とを同時に掲 載したりしています。

激動する世界の中で、日本経済がどうなるのかということは、労働組合にとっても大きな関心事です。未曾有の好景気といわれる今日でも、働く者の暮しはいっこうによくならないばかりか、超長時間、過労死問題はますますはげしくなるばかりです。景気が悪くなればなったで、

「合理化」などによるしわよせが労働者に来ることは眼に見えています。そしてこれは当然ですが、経済の動向によって資本からの攻撃の内容もちがって来ますし、これに対する労働者や労働組合の対応もちがって来ざるを得ません。 私達は今ほど激動する世界の中でどのようなところに立っているのかを正しくつかむ必要があると思います。

本日は三先生に激動する世界の中での日本経済の位置、現状そして今後の動向について存分に語って頂きたいと思います。それでは関先生からお願いします。

世界と日本経済の現状をどうみるか

関 ただいま編集部の方から、きょうの鼎談



の趣旨のご説明がありました が、じつは私は、労働総研の 研究会の第1回の例会で、

「日本経済の現状と展望」と いうテーマで報告をさせてい ただきました。その報告要旨

は、『労働総研ニュース』 (第3号) に載って おります。きょうはこの報告へ追加することに

創刊号特別企画

日本経済の動向」

一橋大学名誉教授 関 恒 義 專修大学教授 能 野 剛 雄 中央大学教授 米田康彦 (司会=編集部)

なります。

世界と日本経済の現状をどう把 握するか

戦後の世界経済の動きをとらえた場合、70年代で資本主義経済が大きく変わります。その変わり方を一言で要約していえば、バックス・アメリカーナからパックス・コンソルティスへということです。これは、日本の官庁文書でも使われていますが、われわれとしても利用させていただこうと思います。

70年代を私自身は資本主義の構造的危機と特徴づけています。第2次世界大戦以後につくられた資本主義世界の構造が破綻した、その軸がパックス・アメリカーナの破綻です。それに対応してサミットができる。パックス・コンソルティスというのは主要国の協力と連帯による秩序維持ということですが、パックス・アメリカーナの破綻を救済するということで、サミットがつくり出される。私は、これを1つの帝国主義同盟と位置づけています。

そのサミットの展開は、1985年を境として、ブラザ合意といわれるG5の構造調整政策

が展開され、大きく強化されてきますが、その 強化の方向を、私は、サミット流の国際独占資 本主義、国際独占資本本位の体制づくりという ふうにとらえています。原則的に「サミット流 帝国主義ーサミット流国際独占資本主義」とい うことで、その後を要約しております。この動 きの重要な特徴は、何といいましてもECの経 済・通貨統合です。最近ここが1つの焦点に なっていまして、『日本経済新聞』は大欧州と いっています。きょうも来るときに三省堂をの ぞいたのですが、すごいものですね。『復活す る大欧州・迷える日本』なんて本が出ていまし た。それとの関連で、日米経済構造協議による 日米経済一本化の動き、これもやはりサミット 流国際独占資本主義ないしサミット同盟の非常 に大きな軸になっています。

少し先走りますけれども、将来はこの2つがサミットを中軸として統合するだろうと思います。日本の独占資本も、たとえば三菱などはベンツと提携するのみならず、三菱地所はロックフェラービルを買い取ったあと、あそこを建て替えるというようなことをやっていまして、おそらくは、ロックフェラー、ベンツ、三菱という

のが一定の関係をもってサミット流国際独占資 ス帝国主義、アメリカ帝国主義、あるいは石油 本主義の1つの軸になっていくことが予想され 資本とフセインとのたたかいというふうに経済 ます。そういうところが1つの重大なポイント 的には位置づけなければなりません。そういう になっています。 意味で、多国籍軍だの、国連平和協力だのと言

それに、最近2つの問題が出てきました。

社会主義体制の激動とEC連動

ソ連、東欧が激動期に突入しました。社会主 義体制の破綻とか、共産主義の崩壊といわれて いますが、もちろんそういうものではありません。 特徴としては、ソ連型の、市場拒否の官僚主 義的な社会主義はたしかに破綻したが、いまソ 連などが中心になってしようとしていることは、 市場を前提とした社会主義ということです。 この市場社会主義というのが、むしろ社会主義 の行き方としては当たり前でして、いままでの がおかしな社会主義だったわけです。ですから 社会主義的な発展としては、正常な発展に入っ てきているというふうに位置づけるべきです。 しかし、いままでがおかしかったものですから、 市場社会主義が復活してもおかしい。ソ連も中 国もだいぶインフレで苦しんでいる。しかも、 ソ連のペレストロイカ自体がECの統合と連動 しはじめるという性格をもっています。この連 動がどのように進むのかが、おそらくこれから の重要な問題になります。

もう1つは、つい最近ですけれども、中東紛争が起こった。これも、資本主義陣営にとってはたいへんな問題です。フセイン大統領がとんでもない人物であり、彼のねらっていることが前近代的な野蛮な方向であることも事実です。イラクのクウェートへの侵略は糾弾されなければなりませんが、しかし、やはりクウェートの石油資源をはじめアラブ諸国の大半の石油資源を依然としてアメリカとイギリスが押さえていることに対する抵抗でもありますから、イギリ

ス帝国主義、アメリカ帝国主義、あるいは石油 資本とフセインとのたたかいというふうに経済 的には位置づけなければなりません。そういう 意味で、多国籍軍だの、国連平和協力だのと言 われ、最近の社会主義陣営が資本主義陣営に接 近をしていることから、フセインは孤立状態に なっていますが、これはおそらくポスト・ベトナムの今後の動向を占う問題ではないかと思い ます。フセインがここで敗北することがあった としても、アラブの民族主義と米英の石油独占 資本との長いたたかいが今後始まるでしょう。

きょうの『日経』でも、1 バーレル4 0 ドル 時代といっています。かつての石油ショックと は性格が違いますが、性格の違い方が、私自身 は、かつてよりももっとたいへんな事態になる とみるべきだと思います。

展望なきサミット同盟と日本経済 の現状

そういうことを含めて、じつは資本主義の展 望というのはそうあるわけではありません。サミット は資本主義にとっては最後の同盟だろうと思い ます。同盟が50年続くかどうかはわかりませ んが、これ以外の同盟というのはありえないわ けです。ですから、大欧州というかたちでまと まらざるを得ない、それにサミット同盟という かたちで日本ものっかっていかなければならな いという意味から、私は、資本主義が最終的な 段階に突入したと特徴づけています。そういう ことで国際独占資本主義という言い方をしてい ます。日本経済の動向も、じつはそれと直接、間 接につながっています。臨調「行革」以後の動き のなかで、日米同盟がますます強化されてくる という状況のなかで、構造協議をとおして日米 経済一本化へ入っていくわけですが、ここに大 きなポイントがあるということです。

臨調「行革」以来、国際化、情報化、高齢化 という3つの面が標語的に言われました。高齢 化では、消費税導入など国民負担が増大し、国 際化では、日本の独占資本の海外進出が強行さ れ、情報化では、情報産業を軸とする構造転換 が推進されました。その3つの方向が、日本の独占 資本を異常なまでに強くしました。とくに国際化の 面では、金融資産では世界のトップにおどり出 ます。ことしの『経済白書』でも、海外直接投資 が急激にふえ、89年度だけで675億ドルにな っていますし、89年度末の累計は2,539億ド ルで、アメリカ、イギリスに次いで3位です。 そろそろイギリスを追い越すだろうということ です。日本の海外への直接投資は金融・不動産 が圧倒的に強い。それにサービス業を加えます と6割以上ですね。製造業は150億ドルしか ない。圧倒的に金融資産が強い。これは国内に おいても、地価狂乱を引き起こすというとんで もないことをやっているわけですが、これをど う位置づけるのか、これは非常に重大な問題な ので、熊野さんからお聞きするほうがいいと思 います。私は、じつはこういうところがいちば ん弱い。きょう、熊野さんのほうからそのへん をお聞きするのを楽しみにしています。

もう1つは情報化問題です。高度成長期は重化学工業がトップを走り、GNPで資本主義国2位にのし上がった。いまは情報産業が強くなり、重化学工業自体が情報産業になっている。新日鉄もそうです。ですから、日本の独占資本は、金融で国際的に強くなり、国内では情報化で強くなっているのです。

それで、私が5月19日に報告したあとというのは、ヒューストン・サミットが行われ、そして日米構造協議が具体化し、中東紛争が起こった。この動きのなかで、ますます日米同盟強化にのめり込む。憲法違反までやって、国連協

力で多国籍軍に参加するという方向が打ち出され、それをいかに違憲でない方向で調整するかというむだな努力をいろいろやっている。いずれにせよ、「国連平和協力」ということを名目にして、日米軍事同盟が国際化していくことは目に見えている。そういう方向が中東問題を軸として一挙に進むだろうと思います。日本の軍国主義化を推進した人たちにとっては、フセインさまさまではなかろうかと思います。

それからもう1つは、ヒューストン・サミットでは社会主義圏への接近・協力を強調しました。ECのほうはソ連・東欧が中心ですが、日本は、これを機会に中国への接近を始めています。現時点では、北朝鮮への接近が重要なテーマになっています。それからソ連との交渉です。北方四島の問題も含めてソ連への接近が重要になっております。これは、日本のいままでの方向からすれば、対米従属・補強、あるいは日米一体化を前提とした太平洋経済圏の構築の一環として、さらに北朝鮮、中国、ソ連をも抱き込んでいく。日本の行き方として、改めて問題になるのは、その点だろうと思います。

産・官・軍・学協同体制プラス 「連合」

そこで、私自身も討論に参加するという意味で、ことしの『経済白書』について、ちょっと触れておきます。いままでの『経済白書』と違って、だいぶ積極的な姿勢を示しています。「積極的」ということからいいますと、去年からの政府の文書の中には、「グローバリズム」ということばがあちこちに出てきます。それがことしの『経済白書』にも明確に出ています。いまだに、日本の官民一体という誤解した見方があるが、そうではない、日本のやり方も普遍性をもっていると、世界に通用するやり方であ

ることを強調している。こういうことを明記したのは、今度の『経済白書』がはじめてだと思います。

これはとんでもないことでして、やはり官民 一体の方向はますます強化されている。というの は、いままでも政・官・財癒着で、これに学と 労がつく。学というのは官庁経済学で、これは 日本の近代経済学の主流です。それに同盟系労 組幹部を中心として労が癒着している。そうい う意味で私は、政・官・財・学・労の癒着体制 といっていたわけです。これが日本の国家独占 資本主義の重要な特色でした。ところが、この 傾向が臨調「行革」のなかでますます強化され ました。彼ら自身、産・官・学の連携ということを 強調しました。事実、大学なども財界側に取り 込まれたんですね。のみならず軍がこれに加わって くる。日米科学技術協力協定がそうですし、研 究交流促進法では防衛庁の職員が入っている。 私は産・官・軍・学協同体制といっていいだろ うと思います。いままでは産・官の下にカッコ をつけて軍としたのですが、産・官・軍・学協同体制 が臨調「行革」のなかで確立されてきました。

そして、何よりもこれに「連合」が加わったということです。いままでは癒着体制の軸は同盟系労組幹部でした。ところが、今度は「連合」というかたちで元総評主流幹部まで加わって、とんでもない大支援部隊ができたということで、官民一体なんてどころのさわぎじゃないですね。まさに翼賛体制というのが、産・官・軍・学協同体制プラス「連合」でできてきた。その点は、全労連が今後大いに頑張っていただかないとたいへんだと思います。

「日米経済一体化」をどうみるか

米田 先ほど関先生が「日米経済の一体化」 ということをおっしゃっていましたが、私も、



「日米構造協議」の中間 報告を見たときに、これ は一体化の方向だという ことをはっきり言ってい いのだろうかとちょっと 気にしていたんです。も

ちろんこれまでから貿易等々で日米の同盟強化があったわけですが、これを少し質的に違うものととらえるというのが一体化という言葉のなかにあるわけですから。そういうふうにとらえるべきなのかどうかというのを気にしていたのですが、先ほど聞いて少し安心をいたしました。

日本の経済政策 — とくに今後10年間、公共投資を中心にして制約をかけられて、しかも年に2回ないし3回サーベランスをやる。そういうふうな体制というのは、一般的には考えられないことですね。同じ国際的な同盟でも、ECの場合ですとまがりなりにも欧州議会をつくり、統合政府をどうつくっていくかということを考えて、そして各国の妥協だとか,あるいは一致点だとかを探りながらやっていきますね。したがってECでは、ことがらによっては早くは進まないという側面もあるわけです。

それに比べると、日米の場合には非常に急ピッチに物事が進んで、しかも日本の議会、代表機関を無視するかたちで進行しているというのは、ずいぶん異常だという気がします。

それがいったいどういう意味をもっているのか、70年代以来の戦後の世界経済の枠組みの転換に対する支配体制の一定の再編成という意味をもっているのだろうと思います。

私が、いまの時点でそれについて感じている ことは2つあります。1つは、こういうふうに なってきたら、一国の経済構造、あるいは再生 産構造というものを考えることができるのだろ うかということですね。いままでのように、た とえば日本の高度成長期だったら、重化学工業 化を軸にして日本が経済を編成してきた、また アメリカの場合でいえば、バックス・アメリカ ーナの経済的な基盤というのは、やはり軍事を 中心にした先端産業というところにあっただろ うと思います。

ところで、そういう産業レベルで見ると、アメリカが日本に負けつつあると見ていいのかどうか。少なくともアメリカ再建のための中軸的な産業についてすら、自国内部だけでは勝ちえないという状況のなかで、逆に、アメリカに勝とうとしている日本を全体として取り込んで一体化していくというのがあるとすると、一国の産業構造とか再生産構造というのが議論しにくくなったという点からも日米一体化をとらえてみる必要があるかなという気がしています。

そこで出てくるのは、おそらく80年代に入って、アメリカが一国として、自立できるような経済的基盤がだんだんなくなってきたといってもいいのでしょうか。つまり貿易収支の赤字が、ごく普通に考えられるレベルを全然越えてしまって桁外れになっており、日本の貿易収支黒字が、逆にそれと対応して増大しています。

最近の1、2年をとってみますと、貿易収支 赤字のGNP対比は縮小してきているんですが、 しかし解消するのかというと、そういうことは なかなか考えられません。むしろ、そのなかで日 本資本のアメリカへの進出だとかいうこともふ くめて、さらに日米経済一体化が進んでいく。 そうすると、国民経済というものが自立できな いような、これは植民地ならいざしらず、大国 で国民経済の自立ができないような状況に対応 して、まさに経済一体化と言わざるをえないよ うな支配の再編が進んでいるのかなということ を1つ考えています。

「日米経済一体化」の矛盾の深ま りと 臨調「行革」の基本的意味

もう1つは、この経済の一体化がもっている 矛盾というものを考えていく必要があるだろう と思います。これは日本なんかでもブルジョア エコノミストもアメリカの膨大な財政赤字、あ るいは貿易収支赤字等々といったようなものは、 自国で対応処理をするべきものだと言っていま す。そういうマクロ経済的な「調整」は自国で する、それを他国に要請するのはおかしいとい う議論はかなり一般的にあると思うんです。

日米経済同盟、あるいは日米経済一体化をしたからといって、そこにある矛盾、そもそもアメリカ経済のなかに組み込まれた矛盾 — その他にも、たとえば最近でいえば、アメリカの貯蓄銀行の倒産の危機だとか、いろんな問題があります。農業の問題もありますしね — そういう矛盾がなくなるはずはないわけで、かたちを変えてあらわれてくるでしょう。そうすると、かたちを変えてあらわれてくるというのはいったいどういうことでしょうか。

日本との関係でいえば、今度の「日米構造協議」で日本が受け入れることというのが、たとえば大店法問題であったり、あるいはこれは「構造協議」とは別のレベルですけど、農産物一とくにコメの自由化であったりというふうなところで、結局、日本の国民、直接には労働者と農民、あるいは中小零細企業者に矛盾を転嫁するかたちでこの問題を処理しようということになっているのではないでしょうか。

この点を少し70年代からの経緯をふりかえって考えてみたいと思います。70年代から日本で大企業を中心に進められてきた減量経営というのは、具体的にいえば、人べらし、省力化という名前で賃金水準を抑えこみ、合理化を徹

底して進めていくという路線だったと思います。 臨調「行革」自体いろんな側面をもっていると 思いますけれども、こうした「減量経営」の考 え方を消費の場面だとか、あるいは大資本が直 接に手のおよばないところまでおよぼしていく。 その意味でいえば、70年代以降、日本の資本 主義の抱えてきた矛盾を、明確に労働者等々に シワ寄せをするかたちで処理をするというふう にふみ切ったことだ、それが臨調「行革」の基 本的意味だという気がします。

これは、お聞きしたいのですが、ケインズの 政策というのは、どちらかというと、資本の利益を守りながら、一面では労働者に妥協すると いう側面があります。たとえば完全雇用政策だと か、ある程度の賃金保障というかたちで妥協する という政策だったのではないか。たとえば、アメリカのルーズベルト同盟なんか、そういう性格 をもっていたのではないかという気がします。 イギリスの労働党政権なんかも同様ではないでしょうか。そういう方法では資本主義体制がもう 維持できない。公然と階級的な搾取強化、収奪 強化によって大資本が生き残るという方策をとってきたと考えています。

日本資本主義の支配体制の再構築

そういう70年代から始まっていた減量経営、そして臨調「行革」路線を進めていたところに、アメリカからもう1つ「上から」矛盾のしわよせを要請されてきて課題が倍加されていく。日本の資本にとってみると、そのなかでどういう選択を自分が選ぶのかというのは、かなり難しいことになってきて、おそらくそれは単に経済のレベルだけではなくて、政治のレベルにまで問題が波及せざるを得ない構造をもっているのではないかという気がします。

だから、いま出てきている小選挙区制とか、

あるいは自衛隊の海外派兵という問題も、そういう関係のなかで政治的な編成を含めて日本資本主義の支配体制を再構築せざるを得ないところにきているのではないかという気がします。もちろん、日本の独占体は、そういうインパクトのなかで国際的独占の新たなレベルで再編成する。それを、どこがヘゲモニーをにぎるかというたたかいに踏み出したというふうに見ていいと思うんですね。

先ほどの三菱の例というのは非常に特徴的だという気がしていますが、僕は、そういうことはあまりわからないし、また資料がないので困るのですが、ではそのときにアメリカの独占体はそれに対してどういう対抗をしようとするのか、日本を逆に取り込もうとしているのか、あるいは日本がイニシァティブをとって国際的な編成をしうるのか、これは結局、国際的な帝国主義同盟というときに、協調してやっていけるのか、協調をもう一面で見れば、対立抗争であるのかという問題が今後問われそうだという気がします。

あと、情報化等々については省略することに しまして、『白書』が日本が普遍だというふう に言っているわけですが、私は、官民一体、政 ・官・財・軍・学・労については賛成なのです が、日本が普遍的だと言ったのは、構造協議の なかで出てきた修正主義(レビジョニズム)の 議論がアメリカの側にありますね。それに対し て、日本のシステムというのはそんなに欧米と は異質ではないんですよという弁解なのかなと いうふうに読んでいたのです。そこをご議論い ただければと思います。

金融が肥大化してひとり歩き

熊野 いまの現象というものを、いろんな人がいろんなふうにとらえていますが、こういっ

た見方の1つは、日本の金融が非常に肥大



化して独り歩きしているということです。 その中でとくに政府といいますか、財界といいますか、日本資本主義の側から

見たとらえ方は、金融が独り歩きしているといっても、その実体経済、現実資本の運動としての日本資本主義というのは"いざなぎ景気"を上回るか、上回らないかというように、大丈夫なんだというふうな見方がかなり有力であると思うんです。

問題は、そういう見方が正しいのか、あるいはそれをどう見たらいいのかという問題と、これからどうなるのだろうというところだろうと思うんです。それをいろんな角度から検討する必要があるわけですが、それをどういう構造になっているかを検討するという構造の観点からと、それからある程度時系列的な戦後の発展過程を見るという面からの両方から見られるのではないかと思います。

金融構造の観点からの日米関係

日本とアメリカの現状を考えてみると、日本は対外収支は大幅の黒字、国内の資本は過剰、財政は赤字、つまり、さっき日本経済の実態というのは健康なのであって、金融がひとり肥大化していろいろ問題を起こしている、ただ対米関係では心配なんだというとらえ方だろうと思うわけです。

アメリカのほうを見ると、対外収支は大幅な 赤字、国内の資本は過剰な状態です。政府は もちろん大幅な赤字です。これがどうからみあ っているかという問題だと思うのですが、日本 の国内資本過剰というのは、成長率がずっと停 滞しているということですが、いままでの時系列的な変化を見ましても、国内資本が過剰になると、絶えず輸出で回避してきたということだろうと思います。日本の代表的産業である自動車にしても、約1,300万台生産して半分は輸出するということで、つまり典型的な輸出依存だということは、国内資本の過剰というものを輸出で解決しているという構造になっているわけです。

アメリカはどうかというと、膨大な対外赤字があるわけですから、これはさっきから関先生がおっしゃっているように、ブレトンウッズ体制が崩壊して金交換を停止していても大赤字国であり、世界一の債務国であるアメリカの通貨が基軸通貨であるということで救われているわけで、これがもしそうでないのなら、これは徹底的な金融の引き締め、財政の緊縮をしなければいけないわけです。

そしてもしそういう政策をとるならば、アメリカは恐慌になる、裏をかえせば資本の過剰ということで、アメリカの現実資本の運動というものは落ち込むわけです。アメリカの現実資本の再生産が継続しえているのは、本来ならばとらなくてはならない緊縮政策をとらなくてすんているからで、つまり、仮に金本位あるいはドルが金と交換されるということを想定すれば、とてもこれだけ放漫な金融財政政策はとりえません。

つまり、アメリカ経済と日本経済を結ぶというものは、結局、日本が対米貿易の黒字、つまり対米信用貸しをしている。アメリカはまたそれを払わなくていい、つまり世界貨幣金で払わなくていいということだろうと思うわけです。世界貨幣たりえないドルが、しかも基軸通貨たりえているということで、一種のフィクテシャスな世界貨幣といいますか、そういうもので解決しています。ニューヨークの銀行の預金残高の

累計の形をとります。現実にはニューヨーク残高が累計するという現象をとりませんが。かたちを変えて、Tボンド、TB、その他の金融資産、あるいは、さらにはそういうものを引き出して直接投資をするというかたちで対米資産がずーっと累計していく。そういうかたちで支えているのだろうと思うんです。

日米経済金融構造の形成過程

そういった構造がどういうかたちで形成され、 日本の金融にどういうかたちでいまにいたって いるのかを別の面で見てみたいと思います。戦 後の日本の金融を実体経済とからめて考えてみ ますと、戦後の1940年代から50年代の初 めは戦後処理の過程で、続いて金融機構が50 年代の初めにできていく。そういった体制がで きたあとで、50年代から60年代前半の高度 成長過程というのがある。これは非常な資本を 必要とする、はじめはアメリカからの外資の流 入もあるわけですし、外資の借入れ、貿易金融 を受けるというかたちで乗り切っていくわけで すが、そういう資本の蓄積活動の活発なときで すから、当然金利が高い。これは実質金利が高 いといいますか、均衡点までほおっておけば非 常に高く決まるはずだという意味では、均衡金 利が非常に高い時期です。

ところが、それは資本蓄積のためには非常に低く抑えています。つまり、金利を統制せざるを得ないのです。そういうことで高度成長であり、資金需要が非常に強い、だけど金利は統制するという時期だと思います。そして国際収支からというと赤字基調の時期です。それが60年代後半以降は低成長に入り、国際収支が黒字基調に転化する。ということは、裏をかえせば、アメリカ経済が崩壊過程に入っていくわけです。とくにベトナム戦争とケネディー・ジョンソン政権

の放漫政策を契機として、アメリカ経済が崩壊 過程に入る。アメリカ経済の恒常的な赤字、これ に対応して日本の恒常的な黒字基調。つまり、 日本とアメリカの構造的な関係というものが現 在のようなかたちでできていく。資本蓄積のテンポは低下していく。産業構造も、いわゆる重 厚長大から軽薄短小に変わっていく。重厚長大 産業ほど巨額の資金を食わない。それから、 60年代前半までに蓄積された、あるいは形成 された固定資産というものが稼動して非常に貨 幣資本を遊離していくという過程に入ります。

したがって、金融というものは、それ以後、 長期的には緩慢化の方向にいきます。したがって、 統制から自由化へという方向に進みはじめるのです。 統制がいろんなところから崩れていくわけです が、いまいったプロセスに対応するのは政府の 赤字ですから、国債が発行されていく。国債が 発行されていくということは、そのこと自体が 日本の現実資本の運動が不活発になるというこ とと同時に、貨幣資本が遊離されていくことで もあるわけです。

一方で、国債を発行されるという意味では、政府の資金需要の増大が要求されます。しかし、それに対応する資金の供給というものがなければいけないわけです。それがどこで形成されるかというと、金融機関よりもむしろ産業資本の面で資金余剰というのは、日銀、大蔵の管轄下にない資本の運動ということであって、これが債券の現先売買というかたちで活発化していく。私は、日本の金融の自由化というのは、そこから始まったというとらえ方をしています。それからずっと自由化へ、低金利へといきます。

それから73年、79年に、第1次、第2次 のオイルショックがありまして、とくに第2次 オイルショックのあとで、日本経済が石油価格 の暴騰で一時国際収支が赤字になるという過程で、例の総需要抑制政策その他も出てきたりしまして一時的に高金利になることがあります。これは79年、80年の時期に高金利になるわけですが、それを非常に短期間で低金利に回避しまして、とくに70年代の後半からは長期的に低金利へ移行していくわけです。そして金利は統制ができなくなり、自由化の方向へ入っていきます。

しかし、このプロセスが80年代に入って変化していきます。80年代に入ると、アメリカ経済がますます矛盾を深めていくことは申し上げるまでもないと思います。そうすると、それをめぐってブレトンズ体制崩壊……関先生は、サミット体制、パックス・アメリカーナからパックス・コンソルティスと表現なさったわけですが、それがブレトンズの崩壊、すなわち為替相場の不安定ということになってきます。為替相場の不安定ということと、フィクテシャスな世界貨幣であるドルというものをどうするかという問題がこのときから発生するわけです。

歴史的に見ましても、19世紀のイギリスの金本位、そして各国はロンドンバランス、つまりロンドンの銀行に預金を置いてそこで決済するという、国際的な決済体制ができる。これが完成するのは19世紀末だと思います。ところが、完成はしても、すでに19世紀の最後には、イギリスの貿易収支はコンスタントな赤字に転化していくわけです。したがって、完成と同時に、崩壊が始まるという過程を経ていく。それがいちばんはっきりするのが第1次大戦後だと思います。第1次大戦から第2次大戦を経由してポンドの体制が崩壊していくのです。

それを一方からいうと、ポンドによる国際決済をいかに防衛するかということになります。そのために、イギリス政府は為替管理をやるというようないろんなことをやるわけですが、結局、

防衛しきれなくなって崩壊していきます。そして各国でもロンドンバランスを置いていると損をしてしまいますから、結局は置いておけないということになります。金融の基礎は市中銀行の当座勘定での決済と信用創造、さらに市中銀行信用創造を支えるのは、中央銀行の対市中銀行の信用創造ですが、中央銀行の対市中銀行信用創造を制約するのは金準備です。

アメリカも、ドルが基軸通貨である限りにおいては、世界中の貿易取り引き、あるいは金融取り引きの主要な部分というのはニューヨークで決済します。ニューヨークの市中銀行の当座勘定においてすべて決済が行われるわけですが、そのニューヨーク決済を連邦準備制度が支えているということになるわけです。その連邦準備制度はニクソンの金交換停止で、もう外国からのドルの金との交換請求に応じなくてよく、したがって、アメリカはいくら赤字が出ても外国のニューヨーク残高が累積しても平気なわけです。

さて、それがだんだんと難しくなるのが80 年代の課題であるわけです。そのほかいろんな 経済の矛盾が出てくるのに対する1つのテーゼ が、レーガンの「強いアメリカ・強いドル」で、 異常な自由化政策をとっていく。そしてドルを 非常に高いところにもっていく。ところが、そ れによってアメリカの貿易収支を痛めつけると いう効果をもちますから、したがってレーガン 以後、アメリカの対外貿易バランスが極端に悪 化する。そのこと自体が、とにかくどっちかに 動きだす要因をはらむわけですから、対外収支、 貿易収支の赤字の増大にたえかねて動き出した のが、85年のプラザ合意以後の動きでしょう。 プラザでドルの過大評価を修正する。それ以後 の平衡点をどこに見つけるかというところだろ うと思いますが、プラザ合意、ルーブル合意を めぐるあたりから、日本、ドイツ、アメリカと の矛盾がだんだん激しくなってきます。

アメリカの高金利と日本の低金利体制と「バブル経済」の形成

そして87年ごろから、日本とドイツはインフレーションに対する警戒を非常に強めて、日銀とブンデスバンクと一緒に金融引締政策に志向するわけです。ところがそれに対して、貿易は極端な黒字、アメリカの赤字ですから、あとは資本収支の面で他国通貨売りのドル買いというかたちでドルの相場を支えていくしかない、したがって、アメリカの相対的高金利、あるいは日本とドイツとの相対的低金利体制は絶対に維持しなければ困るわけです。したがってそれ以後は、とくに日本の金融政策に対するアメリカの露骨な干渉が始まってくるわけです。

このころから顕著になったのが土地と株の値上がりでありまして、とくに87年のブラックマンデー以後、非常に顕著になってきます。株価は、85年には1万円か1万2~3000円だったと思いますが、そのころすでに高所恐怖症といわれたわけです。ところが、87年以後、日本銀行は極端な金融緩和を余儀なくされる。公定歩合は2.5%という記録的な低金利になる。長期金利は5%位のところに長期間張りつきます。

したがって、資金は株と土地にいくということになるわけです。それまでもずうっと高くなってきた株と土地の価格というのは、87年以後、大暴騰という形態をとるわけです。そういうものが転機にきたのが89年の夏以後でありまして、日銀の金融政策はそのころからはっきりした転換を見せていきます。日銀内部にも、土地価格のあまりの高騰に対する反省というものがだんだん有力になりまして、金融政策がその頃から転換してくる。そして株式は、89年年末

が最高で、そのときの東京証券取引所の第一部の時価相場が約600兆円になるわけです。ところが、それが現在反転しているわけで、もう320、30兆円でしょうか、そろそろ半分になっています。

バブルが破裂したという表現をしていいかどうかわかりませんが、極端に縮小していくわけです。しかし、土地に対する不動産担保融資というのは、都市銀行自体の融資はある程度制限されていますが、都市銀行のノンバンク融資を通じて不動産業が借りるというかたちで、量的には減っているわけではありません。しかし、これは長期のお金ですから、8.5%になっている。おそらくノンバンク経由だと10%ぐらいで倍ぐらいになっていると思います。

そのあたりからぼちぼち問題が出てくるわけです。つまり担保切れですね。とくに株式なんかに典型的ですが、値上がりした株を担保に入れて金を借りて、またそれで株を買う、またそれで値上がりをするという循環を繰り返すわけですが、それが下がりはじめると、今度は逆になり最後には崩壊するという過程をとるわけです。株式はだいたいそういう過程に入っている。そして土地もぼちぼちそういう過程に入りかけている気がする。不動産業者も資金の返済を迫られていくことになる。これが現状だろうと思います。

現在なにが問題なのか

そうすると問題は、先ほど言った歴史的な過程ですね。ここのところずっと低金利ですね。 低金利、自由化が正常なんだと。本来の日本の金融の落ち着くべきところに落ち着いたんだという受けとり方をされてきたが、はたしてそうなのかという問題が投げかけられる。つまり、それは1つのサイクル間の変動にすぎないので あって、これからの90年代は、再び反転する のではないかという問題が1つあります。

もう1つ、さらに基本的な問題としては、現 実資本と違ったところで金融が肥大化していく。 それがバブルを形成している。バブルは形成されるけれども、これは株価が高くなったからといって現実資本が蓄積されたわけではない。土地も評価が高くなっているだけだと。したがって、それを縮小しても実体経済、現実資本の運動には影響を及ぼさないだろうという議論が1つあるわけです。これははたしてそうでしょうか。つまり、こういう株式と土地価格とバブルの破裂というものは、はたして現実資本の運動には影響を及ぼさないのかどうか。こういったバブルと実体経済との接点といいますか、結びつきがあるところはいったいどこなのだろうという問題があるわけです。

この2つの問題は、非常に難しいところでして、これから考えなければいけない課題でもあるのですが、1つは、ともかく非常に高金利になる。この高金利が定着するのではないか。非常に短期間で高金利が終わるのであれば、影響も消えるであろう。したがって、バブルの極端な縮小化は回避できるかもしれない。ところが、はたしてそれがどうなるだろうかということが言えると思います。ここでアメリカ経済の矛盾はなくなるわけではなく、むしろかたちを変えていろいろ出てくるでしょう。それが必ず影響を及ぼさざるを得ないということが基本的にあるわけです。

イラク、ソ連・東欧問題と高金利 ・世界経済の動向

もう1つは、石油価格の問題です。イラクの問題 などはそう簡単には片づかないと思います。さらに ソ連、東欧経済の崩壊があります。関先生は、 これは本来あるべき社会主義に移行したんだというふうに評価なさったわけですが、とにかく一度ああなると経済は崩壊せざるを得ないだろうと思います。東欧を最近調べてきた研究者に聞いても、ほぼ90%東独企業が倒産するだろうと見ています。つまり東独は西独が全部かぶるわけです。

さて、問題なのはソ連でして、あれだけ膨大な経済で人口も桁違いに多い。問題は、人間を食わすということで、そうでなければ暴動を起こします。いわばゴルバチョフは反革命じゃないかと思うのですが、反反革命が起こる可能性が非常にあります。東独でも、こんなことなら前のほうがよかったというふうに言っている連中が最近ふえているということです。したがって、この連中を何とかしないといけないということです。

つまりソ連、東欧圏に膨大なモノと金をつぎ 込まなければいけないということだろうと思い ます。すなわち、基本的なアメリカの問題、石 油、ソ連、東欧と4つの問題があります。そう すると、今度は強力なブラックホールのような 資金吸引力というのが発生することになります。 国際的な高金利というのは相当続く可能性があ るというふうに考えてもいいのではないでしょ か。そういうことになると、非常な高金利とい うものは、そのこと自体が資本蓄積の阻害要因で すし、各国の資本蓄積運動というのは世界経済 に依存しているわけですから、インターナショ ナルファイナンスの世界の資金不足が各国経済 に非常にダメージを与えることになるでしょう。

それから今度は、株式、土地というものと 実体経済の関係です。戦後の日本の資本主義の 蓄積の要因の1つに金融がありますが、それ に対して非常に大きな力をもったのは土地担保 だったんですね。土地を担保にして金を貸す。 株価や土地の価格というものは、いわゆるストックの価格……これは本来の価値ではなくて、ほんとうに高いと思えばいくらでも高くなりうるという、安くなると思えばいくらでも安くなりうるいうフィクティシャスなものですが、そういうものが担保として金融が行われて、その資金が現実資本の運動に入り込んでいく。アメリカの30年代の証券市場と土地価格の崩壊というものが実体経済に非常にダメージを与えた。これと同様の担保としての株価と土地価格の崩壊というものが、非常に大きなダメージを与える危険が出てくるだろうと思うんです。

近い将来こういう問題が大きな問題として浮上すると、それに対して当然中央銀行は資金を供給して救済活動をしなければならない。ところが、インフレーションの可能性が非常に高まっているわけですから金融は締めなければならない。インフレーション対策とバブルの破裂、あるいは破裂とまではいかなくても、急激な縮小に対してどういう対応をしていくかという点で非常に難しいところにきているだろうということです。

編集者・関先生の報告と米田、熊野両先生の問題点の整理と指摘により、日本と世界経済の動向・フレームワークが明らかになってきましたが、問題は多岐にわたりますが、全体の制約もありますので論点をしばって進行いただけたらと思いますが……。

関 お2人の話を聞いて、論点はだいたい3つの問題にしぼられるのではないかという気がします。熊野さんが、最後のところで中東の石油問題、アメリカとの関連の問題、東欧・ソ連の問題、と言われましたが、結局、金融的な面で接近しても、帰するところは同じ問題になるということです。米田さんから提起されたアメリカの危機の問題と、それに対応する日本の姿

勢の問題も出ていますので、私なりに自分の土 俵にひきずり込んで申し訳ないのですが、お2 人にご意見を承りたいということで、問題提起 をさせていただきたいと思います。

『経済白書』に対する私の批判について、米 田さんからも能野さんからもご指摘がありまし たが、米田さんが言われたように、たしかに、 日本は普遍的というのは、アメリカに対する批 判と受け取ってかまわない、それはそれでいい のです。じつは私が、研究所での報告の最後の ところで、「日米構造協議」の今後の展開がどうな るかということの焦点について、「消費者優先の 米国的体質と権力癒着型の日本的本質の調整し という言い方をしています。その調整に対して 『経済白書』が1つの回答を出しているんです ね。この調整は構造協議そのものが示していま す。たとえば、アメリカが公共投資が少なすぎ る、500兆円出せと言う。日本はしぶしぶNTT、 JRの25兆円を含めて455兆円で手をうっ た。これは、公共投資としてもっと消費者優先、 国民本位の公共投資をやれ、日本はやっていな いという言い方をしたときに、日本の民主勢力 もそういうことを言い続けていたのに言うこと を聞かなかったが、アメリカの言うことならす ぐ聞くのかと、こういうような評価が、一般の 世論のなかにもあったと思いますね。これは、 日本の資本主義のとんでもない体質の1つの典 型です。

やはり、イギリス資本主義にせよ、アメリカ 資本主義にせよ、いずれも本格的な資本主義の 発展を遂げたと思います。あとは野となれ山と なれという資本主義をつくったら、資本主義が つぶれるのは当たり前なんです。だから、資本 主義が永続的に巨大になっていくために、ケン ブリッジ学派の創始者であるマーシャルの経済 学原理の基本テーマは貧困をなくせということ

でした。ケインズもそうでした。米田さんも言 いましたように、労働者階級との妥協というこ とが軸になっていた。その余裕はいまはなくな っていますけれどね。しかし、そうだからこそ、 長続きするのです。アメリカ資本主義があれだ けの巨大なものになったのには、少なくとも消 費者主権論が軸にあったと思います。日本の場 合はない。日本がなくて、なぜここまできてい るかというと、やはり対米従属だからです。で すから食糧の自給率がオリジナルカロリーで 50%を割っている。しかもエネルギー自給率 に至っては6%しかない。原子力は自給と言っ ていますが、冗談じゃないですよ、資源のウラ ンは全部アメリカに依存していますからね。つ まり、国民にとっての基本的な資源であり、物 資である食糧とエネルギーの状態が、こんな国 は、どこをさがしてもない。それが世界一の金 融資産をつくり出していること自体、日本資本 主義の重大な特質です。ですから、「日米構造協 議」の行き着く先は日米経済一体化しかない、日 本独占資本が生きる道というのは……。だから、 『経済白書』はそういう意味で1つの回答を出 しています。たしかにアメリカに対する姿勢で あると同時に、消費者優先の米国的体質と権力 癒着型日本の体質の調整というものに、『経済 白書』といえども軸を置かざるをえなくなった ということですね。

それから、アメリカはこれからどうなるのか。これは、イギリスと同じように衰退する。アメリカの矛盾を救済するためにはパックス・アメリカーナをパックス・コンソルティスにもっていく以外にない。これがどうしても必要になる。ですから、かつてポンドの体制が崩れたようにドルの体制も崩れると思います。

きょう、じつは非常にいいことを学んだと思います。 熊野さんのように金融の専門家じゃな

いとわからないですね。いまドルの体制という のは完全にフィクティシャスです。国際通貨危 機の起った、ニクソンショックのときから以後 は、フィクティシャスです。しかし、いまドル にかわるべき国際通貨というのは存在しない。 日本円もダメだし、西独マルクもダメです。そ れでドルをいまつぶしたら、それこそ資本主義 は崩壊します。つまり、ポンドが崩壊してもよ かったのは、ドルが強かったからです。ところ が、いまアメリカは世界最大の債務国ですが、ブ ラジルもメキシコも、その多くの発展途上国がア メリカの借金で食っています。ドルが崩壊したら、 こういう国の経済は崩壊してしまいます。したがっ て、どうしてもドルを基軸通貨として守らざるをえ ないというのが現実の姿だと思います。だから 日本がなぜ金融資産で世界のトップになって、 アメリカに50%近い投資をしているかという と、これは徹底的にドルを守らざるをえない、 日本の体制を守るためにも。といって、日本の 円がドルにかわるだけの力はない。だから、ド ルにかわるべき力をどうやってつくるのかとい うのが、サミット体制だと思います。

最後に熊野さんが言われた点が根本問題として出てきます。バブル経済の崩壊ですね。バブル経済が崩壊していく過程のなかで、高金利に転化していかなければならない。高金利で、短期ならいいけれど、長期の場合だったら、アメリカまで教済することができにくい状況ができてきます。これはドイツはなおそうです。つまり、東独の赤字体制を引き受けるわけですから。私は、ドイツの場合にはインフレになるのではないかとみていましたが、あれはインフレになる以前に切り捨てですね。吸収合併による切り捨てです。

やはり、EC統合が今後の資本主義の展望に とっては非常に大きな要因になるのでははないで

しょうか。日本の場合には、日米経済の一体化が どうなっていくかですね。そしてもう一言いわせてい ただければ、日本の力でアメリカ経済を救済する ことはできません。やはりバブル経済でしか日 本はアメリカには対応できない。つまり資源は ないし、情報産業しかいまの日本にはない。そ んなことでアメリカを救えるわけがない。です から、円で必死になってバックアップしていま すが、EC統合とのつながりがどうなっていく かというところに今後の問題があるのではない かと思います。ただし、先ほど米田さんが、日 米関係についての矛盾の問題を提起されました が、これは原則的にはレーニンが言った不均等 発展の問題ですね。これはいままでもそうだっ たのですが、これからはますますその問題が先 鋭化してくるのではなかろうかと思います。だ から、これは今後のわれわれの重要な研究テー マになるということです。

それで、中東の石油問題について皆さん異論 はなかろうと思います。東欧とソ連について私 の評価というのは、一般の評価とは違うという ふうに熊野さんが言われましたが、それは自覚 しています。自覚した上であえて言っているん です。いわゆるソ連型社会主義は破綻するとみ なしていた左翼のグループが一橋にいたわけで、私 もそのひとりです。市場社会主義の立場に立って いましたからね。したがって、本格的な社会主 義になったという評価です。いままでのあんな ソ連型社会主義が破綻したからいいというわけ ではないのですけれど、これから社会主義の問 題が本格化するということです。西独が東独を 吸収合併したときに、全部切り捨てでしょう。 いま180万くらい失業者が出ているわけでし ょう。あの産業が8割か9割つぶれると思いま すが、そうすると、ゼロからやり直す以外にな い。市場を前提として、出発点から社会主義を やり直さなければならない。東欧はみんなそうじゃないですか。

何か銀行がだいぶベルリンに入っています。 東京銀行、三菱、三和、住友、さらに太陽神戸 三井まで入っていますね。あそこでまたバブル 経済でもやるのかなと思いますが……。

熊野 ブンデスバンクもいまフランクフルトにありますが、ベルリンにもっていくとか……。

関ハンガリーにも入っていますよ。

熊野 だから、そのあたりにとりあえず出しておこうというのがあると思うんです。 東独の企業は切り捨てとおっしゃったけれども、私もその点は同意見で、東独の企業というのは使いものにならないからつぶすと、結局、残るのは労働者だけですから、失業をどうやって救済するかと。そのかたちでいった場合、どのくらいのお金がいるかというんで、私は最終的に、金融にも大きなシワがよるはずだということを言ったわけなんです。

ソ連の場合は、移行の過程で……。そういう 意味では、ソ連より中国のほうがずっとマシに やっていますね。

関 マシというより、経済特別区をつくって いる。

熊野 特別区をつくるとか、農村はある程度 自由化されて、もう現行でもいいやというかた ちでやっていく。その点は、僕も一部の人たち に申し上げているんですが、私的所有の問題と 社会主義の問題が問われているわけです。直接 ソ連型の計画経済というのは生産と消費を結び つけるのに貨幣を使ってやるわけですがそこで 失敗している。社会主義の本質を問いなおして いくという作業と、それから、ああいう間違っ た方向にいったソ連の経済をどうやってソフト ランディングさせるという問題ですが、ああな ったらソフトランディングは無理でも、いっぺ んとことんネップのようなかつぎ屋までいかざるをえないんじゃないでしょうか。

関 私も同じですよ。ネップに逆戻りですよ。 どこからやるのかといったら、レーニンの言っ た国家資本主義からやりなさいということです。

熊野 ただそうなると、今度はとてつもない 失業が出ますから、そうするとおそらく社会不 安、暴動という可能性があるから、それを防ぐ ためには膨大な金をつぎ込まざるをえないはず です。

関 ですから、資本主義の側がそれをやりますか、やらないでしょう。

熊野 ある程度、できるか、できないかは別 として、必死になって金をつぎ込むんじゃない でしょうかね。

関そこまでやってくれますかね。

米田 そこのところはあまり認識が違ってなくて、長期的に見たときにいままでの社会主義はダメなんで、新たに編成替えをするプロセスなんだと。ただそのときには、ちょうど戦争が終わったときの日本だとか、西ドイツだとか、ああいうヤミとかつぎ屋の経済を1回通らないとダメだと。

そのときに、たとえばマーシャルプランといったようなものをやるだけの力をいまのアメリカや何かが持っているのか、あのときはやったわけですね。そういう大マーシャルプランをソビエト、東欧に対してやるのか、それともやる力はもうないというのか、そこらへんのところじゃないですか。

関 そういう意味では、アメリカには力がないと思います。

米田 僕もそんな感じがするんですがね。

関 そうすると問題は、EC統合になっていくでしょう。あのなかに徐々にどのくらい吸収されていくのでしょうか。

米田 ただピッチは崩壊というか、ヤミ経済 になるほうが早いわけですよ。 ECのほうがテ ンポがおそいんじゃないかという気がします。

熊野 いま、すでに相当のヤミ経済がソ連にはあると思うんです。だからポーランドなんかで問題になっているのは、崩壊過程で膨大なヤミ経済ができて、そこの通貨はドルが通用していてヤミ経済で動いていたと。だから、それなりに人間が食えていたから、わりあい移行できる。ソ連をそういう点で僕は知りませんから。ソ連におけるヤミ経済のウエイトがどれくらいあるのか、それで食えているというのだったらね。

関 私も、いまのソビエトの実態がどうなっているのかはわかりません。ゴルバチョフもわからないんじゃないかと思う。

熊野 彼がいちばんわからないんじゃないですか。

関 ボーランドは、ポーランド経済が崩壊していた時期に行っているんですよ。私が行ったのは1969年だけれど、もうそのときにポーランド経済は崩壊していました。ですから、売春婦はいるし、浮浪者はいるし、たいへんな状態でした。ただその当時交流したポーランドやハンガリーの学者は、ほとんどが市場社会主義の立場にたっていました。そのあとですからね、グダニスクでワレサの連帯が成立するのは。ですから、70年代のポーランドは完全な崩壊状態で、ヤミ経済どころのさわぎじゃない。公然とドルですからね。

熊野 それで大量の餓死者が出ていなかった というのは、ある程度アングラ経済なりに動い ていたわけでしょう。

関 それはソ連型の体制をとらなかったから です。個人農が8割、ですから、日本の戦前 みたいなもので、食えなくなったら農村に行っ て食っていたという状態です。

熊野 その問題のほかに、さっき先生がサミット体制とおっしゃった問題があります。この金融学会で報告させられたんですが、アメリカにとって都合のよいいちばん極端な解決策は、日本銀行と連邦準備制度が合併して統一の通貨にしてしまえばいい、国際収支という問題をなくしてしまえばいいんだと言ったんです。そうなる可能性がゼロとは言えないんじゃないかと思います。

だから、ヨーロッパで統合が進んでいますが、これは非常に注目しなければいけません。あと、日本とアメリカがどうするかですが、ただ日本は、中国、東南アジアが世界経済のなかで非常に比重が大きくなりつつあるし、たとえばアメリカだって大きな経済圏をねらってくるだろうし、しかし、日本と東南アジア、あるいは中国という第三の道もなくもないんじゃないだろうかと思うんですね。

関 それのほうが可能性があるんじゃないですか。

熊野 アメリカを抱えこまないほうがいい。 むしろ僕は、資本主義でもこの方向を好む可能 性があるんじゃないかと思うのですが。

関ですから、日本の弱さの側面をほかの国が補強してくれればね。たとえば、いまコメの自由化が問題になっているでしょう。ところが、いまいちばん、コメの輸出量の多いのはタイです。アメリカなんか問題にならない。だから、自由化したときに日本の場合はタイの安いコメを買えばいい、あるいは中国のコメを買えばいい、これは考えていると思いますよ、日本の支配層は。

だから、アメリカを救わざるをえない事態は しばらく続きますよ、サミットのなかで。しか し、日本が資本主義として生きる道はやはり東 南アジアしかないと思うんですね。 熊野さんも 実業界にいらしたから、そういうところは見て いるだろうけれども、われわれ素人が見てもそ うですよ。 だから、そっちの道のほうが可能性 があるんじゃないですか。

熊野 ただ、いままでの現状と形成過程では、とにかく日本がお金をこれだけ 蓄積できたのは、アメリカに輸出して資本をとにかく稼動させて 利潤を上げたから蓄積されたわけで、だからそれは対米経済依存のうえに過剰資本が形成され、それを輸出というかたちで逃げて価値を実現させ、それを貨幣というかたちで遊離させて、それをしかも貸しているということです。そういう点は、すべてがともかく日本とアメリカという関係で形成されて現状があるわけですから、日本とアメリカとは離れられないんだというふうに言うわけですが、それは離れられないのか、離れられるのかという問題でもあると思うんです。

関 私は、その問題が不均等発展の問題だと 思います。きょう、お聞きしたいのは、いちば ん最後に熊野さんが言われたことで、バブル経 済の崩壊と実体経済の関係です。これがいちば ん重大な問題だと思います。私は、やはり高金 利時代に入っていくと思うし、短期的には済ま ないで、長期的になると思います。そうすると、 アメリカとの間の矛盾が激化しますね。そのと きに日本の独占は自力で生きていかなければな りませんから、東南アジアなどとのつながりで 生きる道を探さなければならないでしょう。そ ういう事態が90年代のある時期から起こるだ ろうと思います。それはやはり見通しておいた ほうがいいと思いますね。つまり私は、国際独 占資本主義の方向ですけれども、日本がそれに どうからむかということではさまざまな問題が あると思います。先ほど米田さんがそういう問 題を提起されたから、米田さんに、それを追跡 してもらいたいですが。

米田 熊野先生が、戦後ずっと対米関係を中心にやってきたとおっしゃいましたけれども、逆にいえば、戦前の日本は大陸との関係でやってきたわけで、その道が断ち切られて、戦後対米というかたちになったわけですからね。そういう視点をもっている日本の独占資本家がいないとは思わないんですよ。

ただ、いままでのパックス・アメリカーナというときに、経済の問題もそうですが、もう一方でいえば、冷戦のなかで軍事的な問題があったでしょう。軍事的な問題が今度変わってくるとね……。

関 アメリカも多国籍軍につっこまざるをえないでしょう。アメリカの力はないんですから。

米田 アメリカ自身がいかに出しても、よそから資金をもらってしか動かせないという状況 になってくると、軍事的な問題でも、場合によって意外な展開がありうるかもしれない。

関 意外な展開といっても、国連中心でしょうね。多国籍軍から国連軍になってソ連が入り 込んできたら始末が悪いね。とりわけ中東問題 が深刻化した場合は……。

米田 経済だけじゃない、政治、あるいは軍事の問題を含めて再編ということがありうるとすると、いまのお話はかなりリアルになる。そこまでは日本の財界主流としては対米のほうにいくだろうなという気がしますね。もうワンステップかツーステップ必要じゃないかという気がしているんです。ちょっと慎重論ですが。

今度のイラク問題とアメリカを中心とした多国籍軍の中東展開とかかわって、自民党と政府が『平和協力隊』という名称で自衛隊の海外派兵を積極的に押し進めようとしている。これはいうまでもなく戦後の憲法体制の根幹を変えようということですが、僅か1ヵ月くらいでこう

した動きが表面化するというのはどういうことでしょうか。もちろんブッシュ大統領とアメリカ 政府の要請を受けているが、同時にそれをチャンスに積極的に海外派兵を公認させようとする 意図も働いています。

対米従属の中で、同時に「経済大国」の政治的コストというか(これは例の40億ドルも含めてですが)、それを支払うことで国際的地位を高めようという判断があると思います。ところが中東の情勢でいえば、アメリカ政府の方が実は軍事的作戦に踏み切る要因は強いわけです、国内的にみても。しかし一端戦闘となると、簡単には収まらない。そうなった時に仮にイヤダと言ったとしても戦闘に自衛隊が捲き込まれざるをえない。どうしてそんな危険な、しかも戦争に荷担するような方向に踏み切るのか。国際政治を自立的に判断する能力もまだ充分ではないという気がしますね。

そういう構造的な問題と、もう1つは、さっきのバブルの破裂と実体経済の問題というときに、循環論的な問題も先ほど出されていたと思うんですよ。

関循環論的でいいんですけれど、この循環の影響というのは重大ですよ。『経済白書』は 実体はしっかりしているから大丈夫などとつまらないことを言っているけれども、冗談じゃない。いまだって地価高謄などでとんでもないことになっている。『経済白書』でいう単なる分配の見直しの程度じゃ済まないですよ。だから、低金利でずっときているのが高金利になって、これが続かないということはないと思いますね。これは、キチンの波動なんてものじゃない、もっと長いです。

熊野 金利なんかの長期的な動きを見ていますと、ここで大きなクロスを描くのかなという、それが「かな?」というところでしてね。

僕らはそれで議論をするわけですけどね。それ が産業だとか貿易だとか、そういう面から見て どうだろうと。

米田 長期的になるのだとすれば、たとえば 中南米だってたいへんな問題になる。そういう 意味でいうと、高金利が仮に定着したら、それ は単に循環だけじゃなくて、構造的な問題を含 むような問題になりますよね。その局面をどう 読むかが問題になる。

関 とにかく低開発地域というのはたいへん ですね。ますます格差が拡大してくる。

米田 ある意味でいうと、これまでのアメリカの状態が続いてきたから、アジアNIESだとか、アセアンだとかはもっていた面があるわけですからね。

関 全部手を引いてくるわけでしょう。そう すると、日本が出す以外にないわけだけどね。

熊野 中南米なんか、もう1回円が高くなって非常に高金利になると、一段と大きなスケールでどうするかという問題が起こる。それから、東南アジアのほうは両面あると思いますが、1つは、アセアンというのも対米輸出依存型というのが相当ありますから、アメリカが買ってくれなくなると困る。

ただその場合に、図式的にいえば、じゃ日本が金を貸し、資本も出し、大いに日本が輸入してあげましょうというふうにうまくいくのかどうかという問題があるわけです。

関 しかし、だんだんそうなってくるんじゃないですか。インドネシアやタイ、ミャンマーあたりは食っていかなければいけないですから、アメリカだろうと、日本だろうと手を結ぶでしょう。

編集部 日本と国際経済にとって重要な2つ の論点について論議いただきましたが、さらに それが生活、労働運動とどうかみあってくるか

という視点から深めていただけたらと思いますが……。例えば、バブルの崩壊は現実経済に影響を与えるということですか。

米田 おそらくそうだと思います。

関 現実にいまも与えていますからね。東京 に住宅を買えないから、近県はものすごい開発 ブームですね。これに高金利が加わってご覧な さい。

米田 87年のブラックマンデーなんかのときには、たとえば債券価格が低落して瞬間的に高金利になったわけですが、すぐ回復したんですね。だからカバーしていたんだと思うんですよ。それが、いまのところでは実態的にも高金利が出てきて、日本でも公定歩合が上がっちゃって、アメリカはもう景気減速だから低金利にしなければならないはずなんだけれども、できないということでしょう。

関 やったら完全に崩壊ですね。

米田 板ばさみになっているのです。その状況のなかでバブルが崩壊するということになると、これは単純に87年の再来というわけにはいかない。景気循環の局面が違うものだから、高金利化が長期的になる。循環の面から見てもそういえます。循環の面にそういう問題が出てくることが、逆に、80年代をとおしてわりと低金利のもとでやってきた構造自体を壊していく可能性をもっているということが言えると思います。

編集部 東独の切り捨てと言われましたが、 その場合、質のいい労働者が西のほうに行くと いうことはありえませんか。単純労働者は残ら ざるをえないけれども。

関 極端なことを言ったら、東独の企業は全部オミットですよ。新しく西独が企業をつくる。あるいはそこの労働者を低賃金で雇う。そういう体制でしかありません。

米田 今度、ドイツが一体になりましたら、

日本のなかで、たとえば東北地方からひっぱり 出してきて東京で働かせるのと同じことですか らね。その意味でいえば、国で切ったわけじゃ ないから問題は、地域間アンバランスの問題に なります。

編集部 それと同じことが、たとえば熊野先生が指摘された「ブラックホール」と言われたようなソビエトなどで、より強くあらわれるということになる……。

米田 ソビエトのなかで西ドイツみたいなと ころがあって、そこがほかのところを支えると いうのならいいわけですが、ドイツの場合には、 東ドイツよりも大きな西ドイツがあったわけで すね。ところが、ソビエトはないわけだから、 ではどうするんだと。

関 中国の場合にはそれが経済特別区ですよ。 ソ連もいまやろうとしているでしょう。

編集部 一国でなかなか経済がなりたちにくくなって「国際独占資本主義」といわれる状況になってくる。その場合でも、人民の国家意識みたいなものは残るでしょう。つまり経済に与える国家・民族意識というものはどうみるのですか。

関 そこがこれからの不均等発展の大矛盾になってくるわけです。しかし、いまの独占資本から見れば、ものすごい過剰資本を抱えて巨大になっていますから、一国のワクのなかでの経済というのは成り立たない。国境を取り払って大きくしないと、独占資本はもたない。つまり、国民から消費税を収奪するのもそうです。たとえば100兆円だったら10兆円の利潤でよかった。これが1,000兆円の規模になったら、100兆円の利潤がないともたない。100兆円のものをつくるために、いろんなもので取らなければならない。これが、2,000兆円だ、5,0000兆円だなんてなったら、世界中から搾

取・収奪しなかったら、この規模はもたない。 だから、どうしても国際化せざるを得ないわけ です。

米田 資本の側から見ると、つまり国家は邪魔になったと、はっきり言って。では人民の側から見て、あるいはそこに住んでいる住民の側から見てどうなるのかという問題があるわけです。

先ほど、ECと日米関係を対比したのは、 ECの場合にはまがりなりにも代表機関をつくり、「ロール委員長がいてやろうとしているわけです。一応代表機関、あるいは各国の議会を通らないものはやれない。だから、たとえば税金でもなかなか調整できないけどやろうとか、いろいろスッタモンダしている。ところが、日本とアメリカの場合はそういう代表機関ぬきでやってしまうわけでしょう。それだけ資本のスピードが早いわけだけれども、それが逆の国家なり、国家を支えている国家意識の側からの反撃というのは当然考えられる。こういう構造になっている。

編集部 こういう問題はありますかね。賃金の問題で為替レートでアメリカ並になった。アメリカを追い越したというけれども、実際に国民は動けないものだから、為替レートはほとんど反映しないで賃金は低いままになっていますね。

米田 結局は、労働者とか国民がどこまで我慢するのかということです。みんなが我慢してやられてもしょうがないんだ、ああそうですかと言っていれば、そのままどんどん進んでしまう。

編集部 国家意識と言ったなかにはもう1つ 関連して、先ほど中国を含む東南アジアの問題 が出ましたが、自民党の金丸氏が北朝鮮に出か けていって「贖罪」「償い」をしなければいか んと発言しましたが、もうけのために金を出すのかもしれないけれども、悪いことをしたから「金」を払うということについては、何となくわかるんですね。中国に対してもそう、フィリピンにもそう、ベトナムのあたりもそうですね。第2次世界大戦に日本軍国主義が果たした役割に対する反省が国民のなかにあると思うんです。それを資本の側がどう使うかは別として、おそらくそういうものにのっかって進出していって利益を上げていくということに現になっているしてれから加速するのかなという気がちょっとしたんですよ。アメリカに40億ドル渡すよりも、北朝鮮に行って話すほうが政策の流れからしてもおそらく金丸氏も気分的に楽なんじゃないですか、「申し訳ありません」と言って。

もう1つは、ドルがあんなに弱くなっているのに基軸通貨たりうる理由として、ニューヨーク決済を使ってできなければ決済できないという仕組みになっているところが壊れない限り、基軸通貨であろうということですね。ということは、本来壊れるべきニューヨーク決済が、ロンドンは壊れているんだけれども、みんなでもたせているということでしょう。

関 アメリカは、どうぞつぶしてかまいませんよと威張っているわけです。

編集部 減価しているドルを一生懸命買い取っているわけでしょう。

関 だから、大赤字をつくればつくるほど、 アメリカをつぶすわけにはいかないのです。

米田 それこそ、どこかの銀行がある非常に 悪い企業に金を貸して、少々なら引き上げてし まえばいいけれども、身も心も一緒になってしま ったものだから、もう投資をしないと自分もつ ぶれてしまう。銀行もしょうがないから貸して いる。そんな状態ですよ。

編集部 うんと借金すれば絶対につぶれない

20

関 資本主義世界全部がおんぶにだっこだっ たのだから。

編集部 これに、やっぱりイラクのほうの状況が影響してくるのでしょうか。ここにある雑誌では、財界エコノミストが原油価格の高騰によってアメリカ経済の受けるダメージは非常に大きいと力説していますが……。

関 それは石油だけの問題ですから、世界を 震駭するほど大きな経済問題にはならないと思 います。日本の支配層にとっては、40億ドル の支援で石油体制にどう対応するかという問題 以上の問題は経済体制の上では生じないと思い ます。

ただ、アメリカ独占資本とアラブ民族主義の 闘争というのは、単にフセインだけの問題では ありません。だから、これはポスト・ベトナム の、アメリカの独占資本なり、イギリスの独占 資本・石油資本を中心とした体制が崩壊する前 兆であるというふうに位置づけられるでしょう。 結局、問題は石油ですからね。もとより、もう けるところは出てくるんじゃないですか。ころ んでもただでは起きない連中にはね。ソ連なん かがシベリア開発を大いにやってくれなんてこ とになってくると……。

熊野 アメリカは非常に助かりますね。石油 価格が上昇したら。いまスポットで40ドルと 言っていますが、そんなにならなくたって20ドルの後半にいっても、アメリカの湾岸テキサスからあのあたりの油が一斉に息をふきかえしますからね。だから、コンスタントな取り引きはとてもそんなにはいきませんが、一斉に息をふきかえす。あるいはレーガンの考え方で自由化を進めていくと、金利を統制しているときには、取り入れる預金の金利も低いからコストが安いわけですが、自由競争で預金をひっぱって

こようとなると、競争で預金金利を高くして取 りあさりますからコストが高くなります。

そういう意味で、第1次的に経営難が起こっ たわけですね。経営が苦しいから、何か別な商 売をやらせろと。それまで貯蓄金融機関という のは、各国ともイギリスから始まって、フラン スのケス・ドウ・エパルニュとか、ドイツの シュパールカッセとかあるけれども、これは本 来零細所得者、貧民階級のためのものという思 想があるんです。したがって、各国とも業務に は厳重な制約をおいているんです。かたいもの にしか事業をするなと、やたらに貸付をしては いけないというのが必ずあるんです。だからアメ リカもそうだったんですよ。レーガンは、片一 方では市場原理万能論者が理屈を言ってけしか けたというのもありますが、具体的には自由競 争をやったら取り入れる金利が高くなってたま らんと。じゃあもっと自由に商売をしてもいい よと。それで貸したのが石油と不動産屋に貸し たんですよ。

そうすると、両方とも大不況になって全部つぶれたんです。そうすると、アメリカ中の貯蓄 金融機関がほとんど経営が危なくなるわけですね。だから、アメリカを動かしているいろんな 要素の1つは、石油と不動産不況、それに金を貸しこんだ金融機関がつぶれる。ところが、石油が上がると、一斉に息をふきかえすという面が出てきますね。だからアメリカとしては、戦争を適当にやって、石油もあまり極端に上がるのも困るし、暴落して元の木阿彌になってもらっても困ると。そういうことで、何かうまい手はないかなという虫のいいことを考えているんじゃないですかね。

編集部 アメリカの場合は石油があるから多 少はいいけれども、たとえば日本の場合は株が あれだけ落ちますでしょう。俗にいう銀行の8

%自己資本率にひっかかるという話になりかね ないことが起きてくるでしょう。

熊野 現在、起きています。

編集部 アメリカに出ている銀行が多いですからね、日本がひどく貧乏クジを引くんじゃないでしょうか。

関 貧乏クジといえば、しょっちゅう日本は 貧乏クジを引いていますよ。ドル安のなかでか いこんでね、だからバブル経済なんです。アメ リカがつぶれていちばん困るのは日本ですから ね。ECのほうはまだいいですよ、アメリカが つぶれても。

編集部 きょうの『日経』を見ていたら、アメリカ議会で法律をつくって自己資本率8%を割ったら勧告して、その次に悪くなったら経営者の首を切り替えて、その次に悪くなったら接収しちゃうのかな、猛烈に強引ですね。

関 石油資本とアラブ諸国との関連だけれども、クウェートはすごく石油が出ますから、イラクに押さえられたらその実害はものすごく大きいですよ。テキサスの石油会社はボロもうけするだろうけれどね。石油資本は湾岸諸国の王様のおかげで助かっているんじゃないですか。あれがくずれたら日本も困りますが、なによりも石油資本が打撃をうけます。

熊野 あのあたりは、第1次大戦以後ずっとそうですね。あのあたりの軍事外交というのは、全部その背後に石油資本がある。アメリカ外交も常にアメリカの石油会社が動かしているんだといわれています。8割は当たっていると思いますがね。全部が全部そうかはわかりませんけど。

米田 僕、関さんの言われたことは全部賛成なんで、フセインは話にも何にもならんけれども、あれをきっかけにしてアラブ民族主義を刺激した。もう1つは、王政反対を刺激した。王

政のところは、いわゆる穏健諸国でアメリカとの関係が非常に強いところでしょう。あの2つに火をつけたというのは、客観点には「貢献」だという評価をするんですよ。

関 そうです。何より、パーレビ体制がくずれたでしょう。今度はフセインでクウェート王政がつぶれれば、これはドミノ現象です。 1つずついきますよ。最終的には、民族主義に火をつけたということは、私は相当の力をもつと思います。資本主義は限界にきているから、何とかしないことには国民も人類ももたない、私は、それを強調しているのです。

編集部 もちろん基本的にはそうですが、昨日の『日経』で日経ダウが2万3,000円ですが、いわゆるブラックマンデー以来の始めての暴落だと騒いでいますが、そのへんの評価と、それから「どうなんだい、この景気は」というあたりをお話しいただけるとありがたいのですが。

関 だから、さっきからたいへんだ、たいへんだといっているのです。一般には、『経済白書』をはじめとして大したことはないという。石油危機についても前の2回に比べれば大したことはないと言っていますが、そんな問題じゃないですよ。これは、単にフセインだけの問題ではありません。

熊野 そういう意味で、起こるべくして起こったと。とにかく80年代にだんだん変わってきて、ブラザ合意が85年だから、80年代半ば頃でもっと早く変化が起こってもよかったんですが、それがおそくなっただけ、ソ連、東欧がより激しいかたちで崩壊した。それからイラク問題も起こってきた。それから日本とドイツですが、日本はとくに87年以後、経済を締めようと思っていたのに逆に緩めちゃったというかたちで余計にひどくなったということは言え

るでしょうね。もう少ししぼんでおけば破裂の 仕方も小さかったんだけど、余計膨らましたも のだから破裂の影響はより大きくなったという ことでしょうね。

関 もう一言お聞きしたいのは、来年の予算です。7.4%ふやせということで、71兆円でしょう。だから矛盾の上に矛盾を積み重ねて、まさにたいへんです。455兆円、40億ドル、71兆円の予算、どうやってこれをつかっていくのか。何を考えているんですか、自民党をつぶさなければ、国民はとことん収奪されますよ、はっきり言って。

米田 とくに異論を唱えることがないんで黙っていたのですが、結局、いろんなことが目に見えることになってきます。いままでは、ことしの『白書』みたいにうまくいっていて……みたいな話ですね。

それを実際にどれだけの力にできるのかということですね。何とかしなければならんという、 僕たちはそういうふうに言うしかないわけだけ ど……。

すでにアメリカで始まっているこうした 景気の転換が、おそらく今年から来年にかけて日本にもハッキリと現れてきます。金融の面で起こっているバブルの崩壊が、実態経済に無関係どころか、不況への転換の中で深刻な影響を引き起こすことさえ予想されます。もちろん中期的に見れば、日本の中軸的な産業で起こっている設備投資意欲は技術革新に対応しようとするものだけに力強いものがありますが、実質金利の上昇が比較的長く続くとすると、その影響の方が大きいのです。

しかも現在進行している円高(というよりドルの独歩安)は、アメリカの財政赤字拡大が大幅なものとなる見通しの中で、対米投資の為替差損を大きくします。つまりアメリカの政策の

ッケマワシが日本に来るわけで、この負担をだれがどのような形で背負うのか、という問題が、これまで $2\sim3$ 年のような好況の時でなく、不況の中で迫られることにもなります。

これまでの日本政府と財界の政策の延長上で考えれば、いうまでもなくこうした負担は、国民、特に労働者の肩に背負わせることになります。その形が、インフレになるのか、不況の中での「合理化」・首切りを中心としたものになるのか、それとも消費税の増徴とか社会保障の切り捨てのような、財政を通じたものになるのか、その形はまだ分かりませんが、かなりはっきりと、生活水準とか、財布の中身に響いてくる状況が出てくると思いますね。全体として、いままでの80年代の半ば以降の日本経済みたいに"上出来論"とか、"いざなぎ"以来なんてことを言える時代はちょっと……。

熊野 すぎたというか、それまでがおかしかった。バブルとか、つまりお金が余った、余ったと言っていたわけでしょう。お金が余っているから株も高い、土地も高いと。ところが、現在日本銀行の信用供与残高というのは空前の規模に達しているわけですからね。つまり日銀がジャブジャブに銀行にお金を貸して、それで信用創造をしなさいと。銀行は、準備預金をうんと膨ましてくれるものだから、銀行は、それじゃよそに負けてはならじと思って貸出競争をするわけですね。企業に行って「金を借りてくれ」と、「買うものはない」と、「ないんだったら土地を買いなさい、そうでなければ株を買いなさい」と。これが土地と株が高くなった原因なんですから。

だから、元凶は日銀なんで……。でも日銀も同情すべき点がある。元凶はアメリカなんです。 アメリカが日銀に圧力を加えて、日銀はもっと イーシー・マネー・ポリシー……金融緩和政策 をとるべきであると。財務長官と連邦準備制度 がそういってきたものだから、日銀は嫌々金融 緩和をして、とにかく金融資本の金利を下げる というのは、日銀が短資会社を通じて都市銀行 にお金を貸すということなんです。

だから、バブルという言葉は株と土地の値段 が上がったことだといっていますが、ほんとう はその背後に日銀が都市銀行に金を貸すという ことがあるわけです。無から有を生じるわけで すから。そして日銀から借りたお金を元にして 都市銀行は企業にお金を貸すわけですね。信用 創造というのは、無から有を生じるわけですか ら。無から有を生じたお金で株と土地を買うと いうことだから、そういう意味で、日銀が無か ら有をつくり出したという意味と、それをベー スにして株と土地がいやに上がってしまったと いう意味でバブルなんです。保険会社なんて金 が余りますからアメリカに貸しますね。これは 国際収支の黒字だからというんじゃなくて、国 際収支の黒字をはるかに超した金をアメリカに 貸しているんですからね。むしろ足りないんで すよ。

貿易収支の黒字分をはるかに上回る資本収支 の赤字、つまりアメリカから貿易で稼いだお金よ り、はるかに多額のお金をアメリカに貸してい るんですよ。いわばアメリカは道楽者ですから、 道楽者でお金を乱費しているやつに貸しちゃっ ているわけでしょう。これが確実に取れるかど うかが、もう1つのバブルです。

最終的にブラジルは大統領が堂々と「払えません」という宣言をしたわけですが、ブッシュ大統領がそういう宣言をするかどうかまで追い詰められるかどうかわかりませんけれども、ほっといたらドル安になりますね。ドル安になったら、アメリカの債券を買った、さあ満期になった、今度ドルを売って円にしま

しょうというときに、10億ドル — 1.500 億円アメリカに貸したつもりでいると、そのときに対ドル平価は100円になってしまったら、1,500億円貸したつもりが1.000億円しか戻ってこない。そういうたいへんわかりのいいかたちで、1,500億円貸したつもりがバブルだったかと。そういう意味で、アメリカに貸しているお金もバブルかもしれませんよ。たいへんな金額を道楽者に貸してしまったということですね。円で貸してあるからいいんですよ。円で貸しているなら、それに利子をつけて戻ってきますけれども、ドルで貸しているんだから。

編集部 鼎談を聞いて勉強させていただきました。結局「クウェート」・「石油」のことを 契機に利用して自衛隊を海外派兵しようという ことが急速に浮かび上がってきて、改悪・立法 化が急速に進んでいます。片方で、景気のほうだって資本主義がうまく回っているかといった らとんでもないということもありますし、それ から国民生活全体を見ても、増税要因として

公共投資(10年間430兆円)だとか40億ドル(アメリカを中心とする多国籍軍に対する協力資金)というのが出ているわけですね。当然、国債を発行しなければならないという話でしょう。財政「節役」で、国家公務員の賃金もとんじゃうということが言われているわけです。現在すでに事務的経費を中心に約7%の節約で、40億ドルに相当する分はその上にのることになりますが……。また、すでに社会保障を含むきびしい攻撃が労働者・勤労国民に対して来年度予算案のなかには用意されていることも明らかになっています。

以上を通して討論いただいたことのなかから、 ことしから来年にかけて、そして長期的かつ国際的視野からして、労働運動が直面している本 当に真剣にとりくむべき極めてきびしい課題が 経済的・政治的背景を通して明らかになったと 思います。きょうは長時間ありがとうございま した。

[研究報告]

「労働者派遣事業」 「ILO(夜業)問題」

プロジェクト報告

まえがき

労働運動総合研究所は、本年1月全労連よりの委託研究「ILO(夜業)問題」(責任者・永山利和常任理事)プロジェクトおよび「労働者派遣事業」(責任者・加藤佑治常任理事)プロジェクトを発足させ研究をおこなって来たが、本年4月報告書を全労連に提出し、当面する作業を終了した。

以下に2つのプロジェクト研究報告の要約を 掲載することにしたい。なお2つのプロジェクト の構成は次の通りである。

「ILO (夜業) 問題| プロジェクトの構成、

永山利和常任理事、松尾邦之(早稲田大学法学 部講師)、斉藤周(早稲田大学法学部研究科) および全労連国際局、調査・政策局、国民運動 局、婦人局、研究所事務局。なおこれに関係産 別組織から新聞労連、日本医労連、国公労連等 が研究に参加した。「労働者派遣事業」プロジェクトの構成。加藤佑治常任理事、三富紀敬常 任理事、長井偉訓(静岡県立短期大学助教授)、中山徹(高千穂商科短期大学講師)および全労連 調査・政策局、国民運動局、研究所事務局で構 成。これに全建総連、国公労連等の産別が協力 した。

ILO「夜業条約」および同第89号条約 議定書に関する労働総研プロジェクト・ チーム見解(案)についての要約

永山利和

はじめに - 要約にあたって -

プロジェクトチームが対象にした夜業条約および89号条約議定書は、1990年6月IL 〇総会において採択された最終的文面とは異なる。プロジェクト委員会は全労連、主要単産ならびに労働総研プロジェクト委員が参加し、公 開された討論をへて、報告書がつくられた。討論は非常に活発であったし、かつ有意義であった。プロジェクト・チームが集約した見解(案)は、このプロジェクトのクライエントである全労連をはじめ多くの参加者と討論がかわされた。とくに、女子の夜業進出傾向、89号条約

適用対象の制約条件、夜業の存在自体に関する解釈などの基本的分野、さらに日本の現状を基盤にした条約の評価と国際的観点からみた問題接近のもつ多様な見地等であった。もとより、このILO条約が世界の長時間労働国を「代表」し、婦人労働者差別の強い国として定評のある国に働く日本の労働者に与える影響を無視することはできない。しかし、このことから、国際的視点から同条約を評価することの意義を軽視してよいことにはならない。この見解(案)は、これらの2つの視点をいかに統一的にとらえるかに配慮し、(1)夜業条約に関するILO基準の推移を追い、(2)今日夜業をいかに考えるかという視点を展開し、(3)新条約および89条約議定書への対応方向を取り纒めた。

1. 夜間労働に関する ILO基準の推移

ILOの歴史において労働時間に関する規制、基準の設定にはいつも、難題がつきまとってきた。ILOにおける夜間労働規制は、①1919年、第1回総会における第4号条約、②1934年第41号条約、③1948年89号の採択であった。ほぼ15年周期でくり返されたこれら夜間労働規制に関する推移の特徴は、適用対象、「夜間」の定義などに関して、適用除外の拡大、「夜間」の定義の弾力化であった。

今回の89号条約については、これまでの推移が含んでいた傾向をさらに拡大していくものであった。ただし、その要因は複雑である。すなわち、同条約批准国で89号条約の廃棄がふえ、使用者、政府ばかりでなく労働団体、とくに婦人労働者からの要求としても、その改善を求める声が拡がっていた。とくに、女子の夜業禁止が工業で禁止され、他産業では許されていることなどが、婦人労働者にたいする差別を増加するものとの見解がふえた。雇用増加につながる労働集約型企業誘致を狙った国、失業者削

減、雇用増などをはかる政策転換への障害と評価する国などが主である。

もし現行のまま事態が推移すると、1991 年2月27日には、89号廃棄国がふえること が予想されるばかりでなく、89号条約の効用 が疑われ、ひいてはILOの機能全体への評価 を下げかねない。それより前、ILO理事会は 89号条約改正を議題とするか否か、を事務局 長に指示していたし(1972年)、国連経済 社会理事会決議も同条約改正の可否をILOに たいして検討するよう指摘していた(1974 年)。1975年には、これらに関するILO 事務局の報告書が作成され、1978年には三 者構成諮問会議が開催され、1984年にいた ると国際労働基準作業部会(理事会による設置) が「改正が適切である条約」に位置づけ、87 年に理事会がこの分類を承認し、85年のIL 〇総会は、89号条約を男女雇用機会平等の見 地から女子の保護的文書の定期的再検討を決議 した。こうして、今回の条約(案)が、1989 年総会の議題とされ、議定書の採択による89 号条約改正と全産業男女労働者を対象とする新 基準採択の2つに分けた議題が決定された。

新条約案の主要論点は、①「夜間」、「夜間 労働」、「夜間労働者」の3区分の登場とそれ らの定義の適否、②適用範囲と適用除外、③産 前・産後の婦人労働者夜業禁止、④夜間労働の 取扱い、⑤労使協議規定、⑥89号条約議定書 の取り扱い、などであった。

2. 夜間労働に関する基本的見解

夜間労働は、賃労働が働く者にとって生活時間の「犠牲」と意識されるのと同様、夜間労働は昼間のそれに比し、多くの不利益と表裏をなし、経済的・文化的「悪しき必要」と同居している。夜間労働は今日、一方ではその増大・拡大により、労働者に多大の負荷を課しているが、

他方では十分であることが実証されないままー定の経済的インセンティブが与えられている。また、夜間労働は、家庭・家族責任や社会的生活など、公私にわたる生活時間のハンディをつくっていることと引きかえに、週、月、年、生涯などにおける労働時間は、昼の労働に比し、短かいのが世界的傾向である。(ただし日本は例外で、夜間労働者の労働時間は、要員不足、若干の割増手当などのインセンティブで、むしろ昼間のそれより長くなることさえある)。また夜間労働の拡大は、ワークシェアリング等と異なり、資本の経営効率追求の観点、政府の雇用拡大政策などとしても取り上げられる交替・連続勤務などと結びつきやすく、かつ大資本間競争の新たな強化によって促進されている。

かくて夜間労働は、少なくとも外面的には単 に資本の一方的意志によって拡大されてきてい るだけとはいえない内容となっている。夜間労 働が今日急ピッチで拡大してきている基礎的条 件はつぎのとおりである。ひとつには、産業の 機械化・装置化・自動化は、工業部門にとどま らず商業、金融、サービスなどにも拡がり、シ ステム設計、プログラムなどそれ自体にも及ぶ。 さらに機械・装置化を基礎にした自動化は、産 業間、企業間における相互依存関係をふかめ、 相対的には夜間労働の拡大をもたらしている。 これらにくわえて、労働者の側にも夜間労働の 受け入れを主体的に行っていく傾向が強ま っている点も否定できない。その内容は、夜間 勤務は短時間化傾向をもっているうえ、それが 労働者技能の陳腐化を防ぐことにもなり、かつ また所得においても、当面のより高い所得機会 に引きつけられていく可能性がふえる。また婦 人労働者もとくに、短時間、高所得をのぞむ傾 向があり、夜間労働への進出をさえ望む声があ る(とくに北欧やオランダなど)。また、雇用

拡大、失業者の圧縮を果たそうとする政策当局 も労働者などの要求やもともと操業時間延長を 目指している経営者と一体になって、政策的に 推進されてきたことなども背景となっている。

以上のことから、従来、婦人と工業という限 られたジャンルを規制対象にしてきた89号条 約は、労働時間にかんする立法時の条件とはか なり違った状況に直面してしまった。すなわち、 労働者が求める生活の質に相応しい保護規定の 設置、男子や非工業分野など非規制領域への規 制の拡大、夜間労働に関する労働条件や生活環 境整備、国際的にみた労働基準におけるインバ ランスの上方修正をめざす国際的原則の確立な どを基本に、①夜間労働の規制や規制をかいく ぐる手段の抑制、②労働条件・労働環境・生活 環境等の改善やそれらに必要な要員の確保、③ 転出秩序、国際経済摩擦の要因となる産業にた いする特別規制、④日本など、国際労働基準に ついての後進国にたいする特別の配慮が必要で ある。

3. 新条約案に対する対応

国際的にみると、今回の改正の動きのなかには一面で女子労働の男子労働並みへの平準化志向をふくんでいるが、他面では、経営者の主張にも同調するような動きが労働者、とくに男女平等を主張する婦人の運動の流れなど、複雑な面をもっている。

今回の改正は、夜間労働禁止を原則としない し、男女共通に規制することが特徴である。ま た産前・産後3ヶ月の婦人労働者の夜業交替制、 解雇保護、所得保護を設け、女子保護を最小の ものとして、男女雇用機会平等に力点をシフト させている。さらに定期的健康評価、救急体制 確保、一般的に健康上夜業不適当と認定された 夜業労働者の昼勤異動等の保護、夜間労働者へ の優先的時間短縮と割増報酬、通動・休憩室・ 保育室等社会的サービス確保の漸進的実施等を 規定している。

それらにたいしては最小限つぎのような修正 を求めていく必要がある。

- (1) 前文については家族的責任を有する労働者 条約(第156号、1981年)、および勧 告の規定に言及すること。「夜間」とは、 「夜10時より7時に至るまでの少なくとも
- (2) 「夜業」とは、「夜間」において「3時間を上回らない一定の時間を含む勤務時間」とすること。

7時間の継続する時間」とすること。

(3) 第2条について

第2項の除外、「全面的または部分的」を 「部分的に」として、全面除外を避ける。最 小限措置(第4条~10条)を全面的に除外 しなければならない事情は通常考えられない。 最小限措置の内、即ち全項目が実施されなく ともよいし、また、その実施の程度も3条2 項にいうように「漸進的」になされうるから である。

(4) 第6条について

第6条の「保護措置」の内容を例示することは必要かつ可能である。具体的には勧告案 第11項(1)項および(2)項をとり入れること。

第6条: 「……略……対して、<u>以下の</u>保護 措置が講じられる。

- ① 健康上の理由により、一定の時間、夜業を行うことが不適当であると認定された夜業労働者は、可能であれば昼間勤務に異動されるべきである。
- ② 昼間勤務への異動が可能でなければ、かかる労働者は、前項で述べられた期間中、 国内法令及び慣行に従い、適切な手当が付 与されるべきである。」

(5) 第8条について

この条項については、勧告案の「労働時間と休憩時間($4\sim7$ 項)」および「金銭的補償 ($8\sim9$ 項)」を全面的にとり入れるべきと考えるが、少なくとも勧告案第4項(2)および(3)、ならびに同8項本文および9項をとり入れること。

「夜業労働者は、所得の損失なしに労働時間の 短縮が付与されるか、又は割増賃金が付与され る。

これには、以下の措置を含むものとする。

- ① 夜業労働者の1週の通常労働時間は平均して、関係する活動または企業の部門で同じ作業を昼間行う労働者の労働時間を超えないこと。
- ② 夜業労働者は、1週の通常労働時間を短縮 する措置の適用において優先権を与えられる か、又は追加有給休暇を付与されること。
- ③ 夜業は適切な金銭補償を伴うべきである。 こうした補償は、同じ労働を行う昼間の労働 者に支払われる報酬に追加して支払われるこ と。
- ④ 夜業の金銭的補償が労働者の賃金収入の標準的な要素である場合には、それを社会保障の拠出金及び給付金の算定基礎とするだけでなく、年次有給休暇や有給祭日、その他の通常的な有給欠勤などの計算基礎として、基本賃金に組み込むか、加算されること。」

(6) 第9条について

適切な社会的サービスを具体的意味あるものとするために、第2項として以下の項を追加する。これにより夜業労働者の社会生活および家庭生活における固有の障害を軽減できる。

「(2) 適切な社会的サービスには以下を含む。 ①夜間の通勤の便宜、および通勤の際の安全の 確保、②通勤に対する使用者による妥当な補償 の支払い、③休憩室の設置、④夜食等の入手と 食事場所の確保、⑤公による、または使用者そ の他による幼児保育施設ならびにサービスの整 備、⑥公による、または使用者その他による利 用可能な職業訓練、文化、スポーツならびにレ クリエーション活動等の奨励措置」

(7) 第10条について

関係する労働者代表との協議は、単に導入こ あたってのみならず、夜業の勤務編成およびそ の運用、さらに、残業安全衛生ならびに社会的 サービスの措置について、定期的に行われるべ きである。さもなければ、前文に言及されてい る夜業に伴う諸問題に有効に対処することは期 待できないからである。

(8) 新条文の創設--休憩時間の保障

第8条のつぎに新第9条として、「可能な限り、2つの勤務の間に少なくとも11時間の休憩時間を設けなければならない」を設ける。第9条以下は順次10条、11条、12条とくり下げる。休憩時間の保障は、夜業のもたらす健康への危機および社会生活・家庭生活上の障害を緩和する最も有効な措置のひとつであり条約に組み入れられるべきである。

4. 夜業に関する勧告案について

条約案に採り入れることを提案した勧告案の 各条項(4項(2)・(3)、8項本文、9項、11項 (1)・(2))については、条約との重複が不適当な ものは調整・整理することを前提とする。

(1) 第6項(b)について

すでに一定の場合に超過勤務および2回連 続交替勤務が許容されており、また交替シフトの転換時(いわゆる番方交替)においても 11時間の休憩時間の保障は技術的に十分可能(正循環)であるから、「可能な限り」と いう限定を削除すべきである。

(2) 第16項について

同項に「できる限り休憩室は横臥できるものとし、男女別に設けるようにするべきである。」を追加する。夜業における十分な休憩 — 一定の場合には仮眠 — が可能となるようにするためである。

5. 8 9 号条約改正議定書案について 第1条について

- ① 第1項の「夜間の時間の変更」は、一定の限度を設けるべきであり、89号条約の絶対的に夜業を禁止している継続する7時間および就業禁止してはいないものの新条約案の「夜間」一継続する7時間との整合性を持たせるため、継続する7時間を限度とすべきである。また同項は、夜業禁止の免除を設けているのであるから、継続する7時間が不適当な事業・職種・職務についても十分対応可能と評価できると思われる。
- ② 第3項については、1952年母性保護 に関する条約 (103号) および勧告 (95 号)における、最低6週間の産後の強制的 休暇期間(条約第3条)および健康に有害 な業務における産前・産後各3ヵ月の就業 禁止(勧告5項)の存在を考慮し、また新 条約案7条の産前・産後各3カ月の夜業就 労の代替措置 (夜業への就業禁止) の存在 を考慮して、同項後段「この禁止は、本人 の健康及び子供の健康に危険がないとの条 件で、かかる婦人労働者の明白な要請に基 づくならば解除される。」の部分は削除さ れるべきである。(少なくとも、103号 条約との整合性を持たせるためには、産後 6週間の強制休暇 一 当然夜業就業禁止 一 と修正されなければならない。なお同 条約は批准適用が促進されるべき条約であ るとILO理事会自体が位置づけている。)

(労働運動総合研究所常任理事)

労働者派遣法に対するわれわれの見解

加藤佑治三富紀敬

1. 労働者派遣法とその出現の背景

労働者派遣法の見直し時期に当たり中央職業 安定審議会労働者派遣事業小委員会(中職審) は、現行制度の枠組みを変えず、この制度の一 層の定着をはかるべきだとしている。われわれ は労働者派遣法の本質とその役割を明らかにし、 政府・独占の労働政策との闘いを構築していく 上での素材を提供したい。

労働者派遣法(正式には「労働者派遣事業 の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件 の整備等に関する法律」) が施行されてからす でに4年近くが経過しようとしている。この間 に労働者派遣事業と派遣労働者数は急速に増大 し、派遣労働者の無権利が拡大され、派遣労働 者以外の常用労働者にも否定的影響があらわれ てきている。上に述べたようにこの法律の見直 し時期に当たり中職審は、この法律の一層の定 着をはかるべきだとしている。われわれはこの 労働者派遣法が今日持つ意義を改めて検討し、 これに対する見解を明らかにするが、それはこ の労働者派遣法がわが国の労働者・勤労国民 にとって何であったのか、そして今日何である のかを明確にすることによって、労働者派遣法 を重要な一環とする政府・独占資本の労働政策 との闘いを構築していく上での素材を提供した いからにほかならない。

労働者派遣法は5年前の1985年3月19 日、政府によって国会に上程され、労働者、勤 労国民の強く反対する中で若干の修正を見なが らも同6月制定、86年7月1日から施行され、 今日4年が経過している。

鉄鋼業などで全面的に展開されてきた社外工制度は、就業先企業が「指揮命令」のもとに労働させてはならないとされて、なお一定の規制がなされていた。だがME化のもとに大企業事務部門にこの制度が進出すると、就業先企業が指揮命令する場合が増大するようになった。これは「労務供給業」として職安法に違反するものである。だが政府はこれを取り締まるのではなくして、逆に合法化する道を選んだのである。

ところで、この法律出現の背景はどのような ものであろうか。

第1にあげねばならないのは、この法案が政 府・独占の21世紀戦略の重要な構成要素をな す産業構造「調整」の一環として調整に見合っ た労働力を確保しようという狙いをもっていた ということである。すなわちこの法律は、労働 基準法の改悪、男女雇用機会均等法とあいまっ て、情報化、技術革新を挺子とした産業構造 「調整」に見合った労働力をより安く、かつよ り速く供給するという役割をもって立ちあらわ れた。労働者派遣法出現の第2の狙いは、政府 ・独占の産業構造調整の結果として過剰になっ た労働力を自由に排出しようという意図がこの 法律にこめられていたことであった。この法律 出現の第3の狙いは、日本経済の国際化、日本 独占資本の海外進出にともなって、労働者をス ムーズに海外に派遣する道をひらくものであっ たの

2. 法施行後における派遣労働の 実態

労働者派遣法が実施されてから4年、この法律の上提当初からこの法案に対してわれわれが表明してきた懸念が、まさに現実になってきている。すでに述べたように、中職審はこの法律には基本的には何の支障も生じていないとしている。しかしこのことは、政府・独占がこの法律によって労働者・勤労国民を支障なく搾取収奪しているということであって、労働者・勤労国民はこれによって大きな被害をこうむっているということである。

われわれはこの実態を第1にそもそもこの法 律出現の重要な背景をなす、情報化産業に視点 をすえ、第2には派遣法施行後急速に派遣労働 者を拡大し、人べらし「合理化」を展開しつ つある金融業に視点をすえ、第3にはわが国の 労働者派遣事業の基本的性格を明らかにするた めに欧米の動向に視点をすえて検討する。

第1の情報処理業の場合を見れば、ここには、明らかな派遣法違反として規制の対象となるべき「偽装請負」、二重派遣、中間搾取、不当解雇等々が横行し労働者状態を悪化させている。報告書ではこうした点について詳論しているのであるが、ここでは偽装請負の点についてふれておこう。

派遣法の立法化過程において、いわゆる「偽装請負」については、「請負形式により実質的に労働者派遣事業が行われることを防止するため、請負であるか否かの認定基準の作成に当たっては、中央職業安定審議会の意見を聞いて、可能な限り客観的に明確なものとなるよう慎重に検討するとともに、その厳正な運用に努めること」。また、いわゆる二重派遣については、「労働者供給事業に該当し、禁止されるもので

あるので、その旨の周知徹底を図るとともに、 二重派遣が行われることのないよう、厳格な指導に務めること」とする内容の附帯決議が、衆 参両院の社会労働委員会において決議された。 こうした附帯決議にも拘わらず、情報処理業界 では依然として、「偽装請負」形態のもとで実 質的に「二重派遣」が行われており、その下で 中間搾取が派遣法施行下で堂々と行われている のが派遣法施行後における実態である。

たとえば、派遣法施行後の新たな「偽装請負」の形態として、形式的には「請負」の形態を取りつつも、下請ソフトハウスの労働者がユーザー先に常駐して、働いた工数ベースで毎月料金を精算するという「期間請負」という形態が現われてきているが、これは形式的には請負の形を整えているとはいえ、実態は「限りなく派遣に近い」もので、いわゆる「偽装請負」の一形態である。

また、派遣法施行後における新たな「二重派 遣」の形態として、派遣先が形式的には請負形 態をとりながら派遣契約下にある労働者を自己 の顧客に「再派遣」するという「偽装的請負派 遣」が現れてきている。また、出向先が自己の 顧客と派遣契約を締結し、出向契約下にある労 働者を再派遣するという「出向派遣」なるも のが現れてきている。この「出向派遣」の具体 的な例は、研修もしくは教育という名目で受け 入れた出向者を出向先で数カ月教育したのちに、 3年間から5年間に及ぶ長期間、OJT教育を 名目に顧客に派遣するケースである。

以上見てきたように、派遣法施行後において も、きわめて巧妙な「偽装請負」や「二重派遣」 が行われている。これは、派遣法がそもそもこ こうした脱法行為を許す素地をもって作られて いるためである。

最近派遣労働者を急速に増大させているのが

三井、住友などの都市銀行をはじめとする銀行業である。

これまでの銀行業の非正規労働力の活用形態は銀行OBの女子を主体とした直用アルバイトであった。しかし、労働者派遣法施行以後その主役は派遣パート労働者にとってかわられている。これら派遣パート労働者の業務は、契約上は『ファイリング』、『財務処理』、『交付案内業務』となっていて事実上の派遣法違反である一般事務全般にわたって仕事をさせられている。

ところで、これら派遣パートの賃金・労働条件は、劣悪である。通常の派遣労働者の時間給よりも低水準である。東京都労働経済局が1988年3月に実施した調査(「派遣労働に関する実態調査Ⅰ」)によれば、平均時間給は「財務関係」で859円、「ファイリング関係」で1,159円である。銀行において最も多い業務は、「財務」であるが、我々の聴取り調査によれば、およそ時間給は750円程度である。100円程度低い。銀行の派遣パート賃金は、派遣労働者のなかでもかなり低位に位置しているとみてよいであろう。このような低賃金の理由の1つとして特筆すべきは、銀行業においては(実質的に)親銀行のみ(=特定の企業)への派遣がなされていることである。

銀行業におけるこうした親銀行のみへの派遣は、労働者派遣法と独禁法、公正取引委員会等による関連会社規制、収入依存度規制をある意味では、巧みに活用し、常用労働者の削減とその派遣労働者への代替えを促進させる大きな役割を果たしてきている。その意味で、独占資本がこの労働者派遣法に寄せた期待の1つが、やはり派遣法施行前から問題とされていた「第2人事部」として「人材派遣業」、それを活用した本工常用労働者減らしにあったことを端的に示

していよう。

関連会社・子会社としての派遣会社は、定款上、形式的目的はともあれ、同一の関係会社への派遣、つまり「特定企業」への派遣を前提として設立されており、衆議院社会労働委員会の「我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう十分配慮すべき」という付帯決議や特定企業への派遣についての勧告を指摘している同法第48条2項の主旨にてらしても容認できないもの、と考える。

次にわが国の派遣業の特徴を見るために欧米 の動向を見よう。

西欧の派遣労働者は、保護されており不安定 労働者化しているわけではないと断ずる見解が、 我が国における法制化のよりどころになったけ れども、これは、事実の裏付けをもたない。

アメリカでは、臨時的労働(contingent work) についての論議が近年盛んである。そ の指標は、雇用保障に乏しいことをはじめ、雇 主の事由による労働時間の変動の大きいこと及 びフリンジ・ベネフイットをほとんどもしくは まったくうけないこと、である。派遣労働をは じめパートタイムに、下請労働者、自営業 者及び臨時労働者がこれにあたる。 およそ 650万人が登録しているけれども、実際 に派遣されるのは、100万人ほどである。 有給休暇の適用は、派遣労働者のおよそ5 分の2である。有給手当をうけるのは、こ のうちの4分の3である。医療保険と生命 保険は、それぞれ同じく4分の1、5分の1 の適用である。通勤手当の制度化は、事業所の およそ4分の1である。保育や信用組合は、派 遺労働者のそれぞれ2%、5%を対象にするに すぎない。組合加入者の少ない就業形態である ともいわれる。労務費がおのずと節約される。

カナダ、フランス、イギリス、西ドイツ及びベルギーについてもおなじである。これらの国々では、不安定労働(travail précaire)という概念が広く使われている。派遣労働者は、解雇制限法をはじめ労働医、生涯教育訓練及び企業内組合などの諸権利を形式的もしくは実質的にうけないことから、不安定労働者の一員とみなされる。賃金は、明らかに低い。時間給について低いばかりではない。派遣期間が不規則で短いことからくる月あるいは年を単位にすると、さらに低くなる。

以上をみれば、日本における派遣法成立時に 当局や一部の研究者が主張したような、西欧の 派遣法にはほとんど問題がないといった主張が 根拠のないことは明らかである。だが、またこ うした状況のもとで、派遣制度に対する労働者 側の批判、政策対置によって、わが国に比べて 改革が大きく進展していることも事実である。

政策課題として議論を呼んでいることは、主 に次のようである。

第1に、派遣先企業の使用者責任を拡充すること。西欧には、違法な派遣がなされた場合、派遣先と労働者とのあいだに労働契約が成立したものとみなす規定が、すでにある(擬制的労働関係、西ドイツ、ベルギー)。これに加えて派遣の利用を正当化する事由の縮小と厳密化、派遣期間の短縮、派遣先企業による労働災害費用の負担及び失業保険の雇主負担分へのメリット制の導入とこれにともなう引上げなどが、その一部はすでに制度化されもしくは制度化にむけた提案がなされたことを含め議論をよんでいる(ベルギー、フランス)。派遣事業の営業が直接制限されることはもとより、これを利用する企業の負担も増える。

第2に、派遣労働者の権利を拡充すること。 この問題については、常用雇用型をとる西ドイ ッの制度が教訓的である。年間の就業時間が画期的に増え、社会的な諸権利の適用に道が開かれる。他の国々では、適用条件としての最低労働時間の引上げが、問題になりその一部はすでに制度化されている(アメリカ、フランス、イギリス)。

第3に、労働行政による関与を拡充すること。 その一環には、派遣労働の実態をもっぱら個別 の調査対象として拾い上げるだけではなく、定 期調査の項目を今日の事態に即して改編すると いう問題がある。これは、欧米各国において共 通に指摘されている。労働者と労働組合あるい は従業員代表は、派遣労働の実態を正確につか むことができる。

第4に、偽装請負については、元請けの連帯 責任を問う政策上の提起があること(フランス)。 これに関して、清掃や警備などの対事業所サー ビスが、おりからの民営化の中で広がりをみせ ている。これへの対案をめぐっても活発な議論 がある(アメリカ、カナダ、イギリス)。カナ ダのオンタリオ州労働委員会が、下請化された 政府業務を担う労働者も公務員の労働協約の適 用を受けるときめたことは、特筆される(89 年7月19日)。

最後に、雇用保障のうらづけをもつ仕事を大量に創り出すこと。各国の労働組合が一様に指摘するのは、これである。労働時間の短縮は、こうした雇用創出と同じである。

欧米の動向を知るにつけ、我が国の見直し作業は、いかにも特異であるといわざるをえない。 我が国の法制化にあたっては、西欧諸国の制度がひきあいに出され、かの国々の派遣労働者の不安定な状態などみられないと断ぜられていた。 これが、いかに根拠のない主張であるかは、当初から批判されてきた。欧米におけるその後の動向は、我が国の政策当局者によるいかにもお ざなりな作業を改めて明らかにしている。しかし、今回の見直し作業は、かねてからの問題にいささかの反省も加えていない。しかも、欧米におけるその後の動向から学び取ることも行っていない。社会保険の適用に問題の多いことは、労働省の調査によってさえも示されている。派遣労働者の保護をうんぬんするならば、派遣先企業の使用者責任をはじめ登録型の常用型への転換、労働行政による関与の拡大、偽装請負に関する元請け企業の連帯責任及び雇用創出など、かの国々でその一部が具体化された政策から卒直に学びとる態度こそ必要であろう。

むすびにかえて

労働者派遣法は本来廃止されるべきものである。だがそれは独占の労働政策の中に固く組みこまれたものでありこれとの対決なしに派遣法を直ちに廃止することは困難であろう。まずはこの制度のもとに苦しんでいる派遣労働者の状態を改善するために法律を労働者の権利を拡大する方向に向けて最低限次のことを要求する。

- 1. 業としない派遣の禁止、
- 2. 適用対象業務の厳格化、派遣理由の限定、 対象業務の拡大に反対、
- 3. 登録型の禁止、
- 4. 派遣先に労働条件を明示すべきことを義務づける、
- 5. 派遣先の中間搾取の規制、
- 6. 解雇権濫用への規制、
- 7. 派遣先にも団体交渉の応諾義務のあることを条文に明示する。

派遣法は男女雇用均等法、労働基準法改悪とともに政府・独占の労働力政策における法律上の3点セットである。そしてそれは、年金改悪や医療、教育、土地住宅、失対事業などへの攻撃、さらには農産物自由化、消費税の強行などと相呼応するものである。こうした政府独占の暴露とこうした政策を補完し、派遣法を評価している「連合」の役割をも暴露し、対決していくことが必要であるう。

(注記) 本報告は加藤、三富のほかに長井偉訓(静岡県立短期大学助教授)、中山徹(高千穂商科短期大学講師)の4名の共同研究によって作成された。全労連に提出した報告の構成をしめしておけばつぎの通りである。

- 1. 労働者派遣法の本質とその今日的役割 加藤 佑治
- 2. 法施行後における派遣労働の実態
- (1) 派遣法施行後の情報処理業における派 遣労働問題 長井 偉訓
- (2) 派遣法施行後における業界の動向と派遣労働者の実態 中山 徹
- (3) 欧米の動向と政策課題

三富 紀敬

3. 労働者派遣法に対するわれわれの見解と 政策提起 加藤 佑治

本来報告書を要約するためには、本研究参加者の十分な討議によってなされねばならないのであるが、今回は筆者(加藤、三富)の責任において要約した。万一、文章上などに不備があれば責任は筆者にあることをおことわりしておきたい。



ヨーロッパの鉄道政策と国鉄の「分割・民営化」

桜井 徹

はじめに

わが国の国鉄改革は「分割・民営化」として 行われたのに対して、ヨーロッパの国鉄改革 は、鉄道経営再建の方策として、区分経営の方 向をとっている。筆者は、すでにこの問題に関 し、(旧西)ドイツ、スイス、スウェーデンを 対象に別に論じたことがある⁽¹⁾。

そこで、本稿では、その後の資料を採り入れ つつ、区分経営の特徴と論点を紹介し、それと 比較した「分割・民営化」の問題点を指摘した い。

1. ヨーロッパにおける鉄道政策の 特徴=区分経営 - 国家と鉄道と の分担

近年のEC各国の鉄道政策は、ドイツの研究者によれば、通路部分を国家が引き受け、各国鉄はその利用に対して、料金を支払うという通路利用料金システムの形成に集中している⁽²⁾。

E C委員会は、すでに1984年1月、そうした区分経営を提案していたし、さらにE C統合を控えた本年1月25日には、ヨーロッパ高速鉄道網の形成、協同一貫輸送の共通化とともに、通路と経営の分離および国家と鉄道との関係についての新提案を発表し(3)、

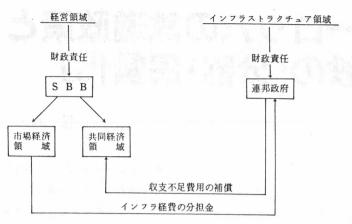
これをEC委員会の指令に織り込まれるよう、 EC交通省理事会に要請した。

ドイツ連邦鉄道でも、1980年から営業報告書で区分会計を試案的に作成しているが、1989年1月、連邦交通大臣は、連邦政府が過去債務の一部を引き受けると共に、ドイツ連邦鉄道の通路費用の一部を負担するなどの新鉄道政策を発表した。詳細は、独立委員会で議論されるけれども、区分経営の方向が確定されたといってよい。

だが、区分経営が実際に導入されているのは、EFTA加盟のスイス(1987年1月)、スウェーデン(1988年7月)、オーストリア(1987年1月)、フィンランド(1990年1月)の各国鉄である。これら諸国、とくに前2者の実態とドイツでの議論を総合すると、特徴と論点は次の3点に集約しうる。

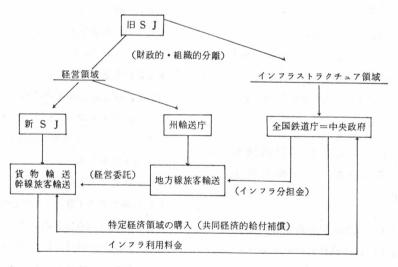
第1に区分経営は、鉄道と自動車の競争条件の平等化=鉄道経営への道路モデルの採用を意味するが、その場合の論点は、通路と経営の分離を、道路の場合と同様に実態・組織的に行うか、通路と経営との不可分離が鉄道経営の特質として単に会計・財政的にのみおこなうかである。先のEC委員会の提案では、この2つの案が並列的に述べられていたようであるが、ドイツ国内に限定すると、財政的分離が一般的である。

図1 スイス連邦鉄道(SBB)の経営区分図



出所) SBBの説明資料

図2 スウェーデン国鉄 (SJ) の経営区分図



注) 州輸送庁と全国鉄道庁さらには新SJとの関係については、なお不明な 部分もあり、本図は今日得られる資料の範囲内で記した。

しかし、重要なことは、後者の分離をとるスイス、オーストリア、フィンランドはいうまでもなく、前者の分離形式をとるスウェーデンでも、通路、すなわちインフラストラクチュア整備の国家責任が明示されるということである。ドイツでも、もっとも「民営化」に近い立場をとるDIHT(ドイツ商工会議

所)の最近の改革案でも、インフラ部門は、 道路や水路とともに「特別資産」として一括 して管理するといわれる⁽⁴⁾。

第2の論点は、経営企業体が支払う利用料金の設定の仕方である。注目すべきは、スウェーデンの場合で、環境汚染費用、交通事故費用などの社会的費用も含めて、各交通機関

の通路利用料金が決定される。したがって、 鉄道に比較して負担が軽減されていた自動車、 とくにトラック、トレーラーおよびバスの走 行税や、ガソリン税が大幅に引き上げられた。 ここには、環境保護をその重要な柱とする同 国の交通政策が反映されている。ドイツでも、 環境保護問題の高まりを背景に、野党だけで なく、連邦交通大臣も、利用料の算定の際に、 環境費用を考慮する方向だといわれる。

スイスの場合は、利用料金は、客観的基準ではなく、鉄道が自立的経営をしていくことができるように、毎年、連邦政府と連邦鉄道との交渉で決定される。これまでの実績では利用料金は減少し、連邦政府からのインフラ分担金が増加する傾向にある。これも、環境保護を第一義とする交通政策の反映とみることができる。

第3の論点は、市場経済領域と共同経済領域の分離に関し、国家が共同経済的サービスをどれだけ引き受けるかということである。

スイスでは、共同経済領域には、ピギーバックと地方線の維持が含まれ、またスウェーデンでも協同一貫輸送のほかに、重要な州際輸送や北方地域への寝台列車運行への補助も含まれる。

しかし、スウェーデンの特徴は、地方線の経営責任が州政府に委ねられたところにある。 州政府は、国有鉄道庁から得る通路分担金を路線の維持にあてるか、道路輸送にあてるか は自由であり、かつ、スウェーデン国鉄に委託するか他の民間企業に委託するかも自由であるといわれている(5)。

ドイツでは、支配政党は高速鉄道網の建設を優先させ、地方線を地方政府に委ねようとしている。地域化政策が論議されている⁽⁶⁾。いずれにしても、インフラストラクチュア

整備の国家責任の明示と、鉄道と道路=自動車との競争条件の平等化、その場合の、環境問題の考慮という点を確認しておきたい。

3. 区分経営論からみた国鉄「分割 ・民営化」の問題点

それでは、わが国の場合はどうか。

環境問題から、抜本的な公共交通・鉄道優 先政策がとられないという点は指摘するにと どめ、ここでは、「分割・民営化」の結果、 国家は鉄道整備の責任を放棄した点を指摘し たい。

すなわち鉄道敷設法は廃止され、在来線の 敷設計画に国家は直接、責任を負わなくなっ たし、全国新幹線整備法は継続して存在して いるが、 一 これはこれで新幹線建設に対す る政府の利害が表現されている 一 とはいえ、 財源問題は明確ではない。このことと、個別 企業内での収益性が鉄道整備の第一義的な基 準となったこととあいまって、公共資金によって建設される道路・港湾に比べて鉄道整備 が遅れる可能性が濃厚である。

「分割・民営化」に基本的に賛成の立場をとる論者も、通路費を負担する上で、鉄道事業は不利であること、および、「高速交通体系のうち道路や空港の整備は国土計画の視点から策定されているのに対して、高速鉄道では視点が明確ではない」⁽⁷⁾ことを指摘されている。また、別の論者は、本来鉄道事業用地として整備されるべき用地が商業ビル用に転用されるなど、分割の下での収益主義的経営が鉄道の整備を遅らせていることを批判している⁽⁸⁾。鉄道整備の質を問わないとすれば、正しい指摘である。

インフラと経営の分離一般は、わが国の鉄 道でも行われていないわけではない。むしろ、 「分割・民営化」がそれを法的にも、実際にも推進した。典型は、既存の4新幹線を保有する新幹線保有機構が本州のJR3社にリースする方式と、旧国鉄や鉄建公団から無償譲渡または貸付けられ、地方自治体や民間が経営する第3セクター鉄道にみられる。

しかしながら、前者は、単なる収益調整措置にすぎず、維持・更新費用については、運営会社が負担しているし、なによりも現在、JR3社の株式上場との関連で、各社への新幹線売却が実施されようとしている。老朽化しつつある東海道新幹線の場合、JR東海が維持・更新を行いうるのか、安全性との関連でも指摘されるところである。また後者も、一度大災害等がおこった場合「廃線の運命をたどることになる⁽⁹⁾」とも予想されている。

最近、運輸省が提起している鉄道整備基金 構想(『交通新聞』1990年8月3日)は、 この矛盾への一定の対応であるとしても、既 存新幹線の売却益から政治的利害が濃厚な整 備新幹線の建設財源を捻出することを目的と したものであり、また通勤定期の0.5%上積 みによる大都市通勤整備にも大きな限界があ るなど、鉄道整備の名に値するものではない。

むすびにかえて

以上、簡単にヨーロッパの鉄道政策の方向である区分経営の論点とその特徴を検討し、そのかぎりで、とりわけインフラ整備の国家責任に関する国鉄「分割・民営化」の問題点を指摘した。その背後にある自由競争原理という、わが国の鉄道・交通政策が根本的に転換されるべきときではないだろうか。

1) 拙稿「ドイツ連邦鉄道 (DB) の経営改革の動向とその特徴 — 日本国有鉄道の 『分割・民営化』と対比して — 」『商学 集志』第59巻第1・2・3合併号、1989年10月、同「西ドイツ、スイス、スウェーデンにおける国鉄改革について — 区分経営を中心に — 」『 交通権』第8号、1989年12月、を参照。

- 2) Ihde, G.B., Die Entwicklung des EG-Verkehrsmarktes, in; Dichtl, E. (Hrsg.), Schritte zum Europälschen Binnenmarkt, München 1990, S. 162.
- 3) Internationales Verkehrswesen, März/April 1990, S. 59-60.
- Deutsche Verkehrs-Zeitung (DVZ) ,
 Juni 1990.
- Die Bundesbahn 2/1990, S. 137.
- 6) Aberle, G., Finanzierung von DB-Leistungen durch Länder und Gemeinden? in: Zeitschrift für öffentliche und gemein-wirtschaftliche Unternehmen. Band 13, Heft 2, 1990, S. 185-191.
- 7)藤井弥太郎「鉄道」、奥野正寛、篠原総 一、金本良嗣編『交通政策の経済学』日本 経済新聞社、1989年、177ページ。
- 8) 天野光三「公共交通の使命を忘れてはならない」『エコノミスト』1990年5月 8日号、参照。
- 9) 阿部秀徳「第三セクター鉄道はどうなる(中)」『交通新聞』1990年9月13日。
- (労働運動総合研究所理事・日本大学教授)

欧米に見る パートタイムに関する政策提言

三富紀敬

わが国のパートタイム労働は、欧米のそれに 較べるとき、どのような特徴をもつだろうか。 この問いには、次の回答が寄せられてきた。第 1に、パートタイマーの労働時間は、かの国々 において総じて短いのに対して、わが国では長 い。フルタイマーのそれとほとんど同じ場合さ えみられる。第2に、時間賃金は、かの国々に おいてはフルタイマーよりも高い場合もあり、 低くてもその格差は概して小さい。しかるに、 わが国では、フルタイマーに較べて低いばかり か、その格差も目立って大きい。

パートタイム労働の国際比較は、このように 週労働時間と時間賃金の2つについておこなわ れてきた。そこから引き出された特徴は、それ 自体として的を得たものである。それにしても、 国際比較は、この2つの項目を含めていま少し 包括的におこなえないものであろうか。 たとえ ば、労働時間帯、定着率、年齢構成、パートタ イムの選択と女性の生活時間構成、社会保障の 適用状況、組織率などなど。ヨーロッパ共同体 委員会は、ごく最近に発表した文書 (COM90 \sim 228 final)のなかで、加盟12カ国におけ るパートタイマーの社会保障の適用状況につい ての推計をおこなっている。これは、『ケンブ リッジ・ジャーナル・オブ・エコノミクス』誌 (1987年11月) に掲載の一論文による同 種の推計作業に学びながら、さらに、それを発 展させたものである。

パートタイムの国際比較は、これらを含めて 西欧はもとよりアメリカやカナダでも盛んであ る。私たちは、こうした成果を批判的に摂取し ながら、いっそう立ち入った比較をおこないた いものだ。

ここでは、そうしたことを目標におきながら、 さしあたりパートタイムに関する政策提言をと りあげたいと思う。

さかんな政策提言 国際機関による提言は、国際労働機関(ILO)が戦後ほどなくの女性雇用に関する専門家会議(1956年11月)のなかでおこなったものが、最初である。その後、経済協力開発機構(OECD、1968年)、、ヨーロッパ共同体(EC、1982~83年、1990年)などに広がる。各国別には、これらの提言と時期的には重なり、はやいものでは、1940年代後半からおこなわれる。最近のものについてだけ時期を特定すると、アメリカ(1988年)、フランス(1979年)、イギリス(1990年)、ベルギー(1980年)、カナダ(1983年)、日本(1987年)などである。

政策提言の内容は、別表にみるとおりである。 合計 1 5 項目にわたる。それぞれの内容から、 3 つの領域に大くくりにしてある。第1 に、パートタイマーの労働条件に直接にかかわるもの。 主として均等待遇の原則が具体化されているか どうかが、問題になる。第2に、女性がパート タイムを文字どおり自主的に選択しうる条件に かかわるもの、第3に、以上の2つは、いずれ も労使の交渉に左右されるから、自主的な交渉 力のよりどころになるもの。これら3つの領域 は、項目数からすると順に11、3および1に なる。15項目のなかで少し説明を要すると思 われるものについて、簡単に述べておく。

「就業条件の同一性」と「時間賃金の同一性」は、パートタイマーの条件がフルタイマーのそれを下まわってはならないということであって、上まわることを妨げるものではない。「パート人員比率」とは、パートタイマーを雇うことのできる上限を定めることである。たとえば10%とすると雇用総人員中10%を超えてはパートタイマーを雇ってはならない、ということになる。「課税基準の再検討」とは、年所得の少ない場合の非課税、所得税率の引き下げなどを内容にする。表中◎印は、提言あり、×印はなしを現わす。

わが国の位置と国際動向 政策提言は、もっとも多いところで15項目中13項目(EC)、ついで12項目(フランス、カナダ)である。 欧米諸国のなかでもっとも少ないのは、アメリカとイギリスの8項目である。フランスやベルギーに較べて3分の1ほど少ないことになる。

わが国は、どうだろうか。表にみるように 15項目中4項目である。フランスやベルギー に較べるとその3分の1、欧米のなかではいさ さか見劣りのするアメリカやイギリスに較べて さえも、その半分どまりということである。わ が国の状況を、項目の内容にそくしていうと、 均等待遇の原則をもっていないことが、まず指 摘される。さらに、女性が、継続的に働き就業 条件を自主的に選びとる制度的な余地にも乏し い、ということである。しかも、自主的な交渉 の制度的なよりどころも用意されていないとい える。フルタイマーとの賃金格差が、例外的に 大きいという広く指摘されてきたわが国の特徴 は、こうしたことと無関係ではないだろう。

パータイムを男女平等の視角からとらえる考え方が、国際機関や欧米諸国にはある。これは、最近の新しい動向というわけではない。 ILO の1956年の公式文書にすでにみることができる。次のように述べている。女性が家事や育児の負担をもっぱら担って、パートタイムの仕事にしか就けないようであってはならない。保育サービスの拡充や労働時間の短縮が必要である。女性が男性と同じ条件のもとで働くためには、パートタイムの労働条件にかかわる均等待遇の保障とならんで、そうした措置が必要である。

パートタイムを男女平等の視角から考えて政 策課題を引き出す見地は、その後、ヨーロッパ 共同体や欧米各国に広がりを見せる。ひるがえ ってわが国の政策当局は、バートタイムは男女 平等とは問題をことにするという考えである。

ともあれパートタイムの国際比較は、こうした政策提言からさらにより包括的な作業に進みたいものだ。それは、わが国における制度要求をねりあげるうえにも役立つと思う。

(労働運動総合研究所常任理事・静岡大学教授)

(1955.56~90年) パートタイムに関する国際機関・各国政府関係機関の政策提言 表

日本(1987年)	$\times \bigcirc \times \times \times \times \times \bigcirc \times \times \bigcirc$	3 11	\bigcirc × ×	3 1	×	1	4/15
カナダ (1983年)	$\times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \times$	11		ကြ	0	-1	12
ベルギー (1980年)	$\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\times\times$	<u>8</u> 111	⊚ × ×	3	0	1	10
イギリス (1990年)	$\times \times \otimes \times \otimes \otimes \times \otimes \otimes \times$	$\frac{6}{11}$	⊚ × ⊚	3 2	×	$\frac{0}{1}$	8
フランス (1979年)	0000000×0	$\frac{10}{11}$	⊚ × ×	$\frac{1}{3}$	0	1 1	12 15
アメリカ(1988年)	$\bigcirc \times \bigcirc \times \times \times \times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \times$	5 11	⊚ × ⊚	3 2	0	1	8 15
E C (1990年)	00000×0000	110	⊚	3 2	0	1 - 1	13
OECD (1968年)	0 × 0 0 0 0 × 0 0 0 0	9 11	× × ©	3	0	- -	11 15
I L O 1955~ 56年)	$\bigcirc \times \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc \times \bigcirc \bigcirc \times \times \bigcirc \bigcirc \times \times \times \times \times \times \times$	8 111	× (() ()	2 8	0	- -	11 15
国・機関 (年) 条 件	 パートタイマーの労働条件 A 雇用保障 B 書面契約 C 就業条件の同一性 D 週最低労働時間・就業の規則性の保障 E 時間賃金の同一性 F 祝祭日就業の割増 G パート人員比率 I 社会保障の同一適用 I 社会保障の同一適用 I 企業内福利の同一適用 K 課稅基準の再検討 K 課稅基準の再検討 	L 小 計 (A~K)	2. 継続的・選択的就業の条件 M パート (フル) 自主選択権 N 週労働時間の短縮 O 保育など社会サービスの拡充	P 小 ∰ (M~0)	3. 自主的な交渉力 Q 情報・諮問権	R 1/ = = (Q)	4. = (A~K, M~0, Q)

〔資料〕

International Labour Office. Meeting of experts on women's employment (Geneva, 5-10 November 1956), first item on the agenda; part - time employ ment, MEW/2/1956/1, Jean Hallaire, Part - time employment, OECD, 1968, Commission of the EC, Voluntary part-time work, COM(80) 405 final, Brussells, 17th July 1980, annexe to Document V/179-4/80-N Voluntaty part-time work, 15.6. 1980, Commission of the EC, Information, special forms of emplogment, The Commission puts forward proposals for directive to improve working conditons, remove distortions of competition and improve the health and safety of workers in temporary employment, Brussels, 13 June 1990, U.S. Department of Labor, Office of the Secretary, Women's Bureau, Flexible workstyles; a look at contingent labor, 1988, Pour une politique du travail 10, Le Travail à temps partiel,

Rapport remis à Secrétaire Robert Boulin Ministre du Travail et de la Participation et à Nicole Pasquier Secrétaire d'Etat (emploi féminin), DF. Mai 1979, House of Commons, Session 1989 - 90, Employment Committee, second report, Parttime work, Volume 1, 1990, Conseil National du Travail, Avis N.655 Seance du Leudi mai 1980, Probleme du travail a temps partiel (demande d' avis du Ministre de l' Emploi et du Travail du 27 juin 1979), 1351/718-1, Avis N. 671, Séance du mercredi 17 decembre 1980, Avant-projet de loi inserant dans la legislation du travail, certaines dispositions relatives au travail á temps partiel (Demande d'avis du Ministre de l'Emploi et du Travail du 5 décembre 1980), 1351/718 -2, Labour Canada, Part-time work in Canada, report of the Commission of inquiry into parttime work, Canada, 1983, 労働省 婦人少年局編『パートタイム労働の展望と対 策』婦人少年協会、1987年より作成。

ILOジュネーブ本部で初の 家内労働問題国際会議

神尾京子

さる10月1日から5日間、ジュネーブのILO本部で「家内労働者の社会的保護に関する専門家会議」が開催された。これは近年の世界的な家内労働者の増大を背景に、すでに1984年ごろから毎年この問題での国際会議の召集が企画されながら予算の事情などで見送られていたのが、やっと昨年11月の理事会決定で実現したもの。そして当初は事務局レベルの内輪の会合の予定であったのが規模を拡大、政労使三者構成の正規の機関として18人の専門家が(うち女性5人)各国から出席(欠席2人)。3日間の討議をへて最終日、来年のILO総会に出す結語と報告書を採択して散会した。

まず初日、マイヤーILO事務局次長の開会 の辞のあとフィリピン労働省のトラハーノ氏を 座長に選出。デュモン事務局長代理はじめ担当 職員列席のもと進行したが、この国際会議の画 期的な意義は2つある。

- ① ILO創立以来はじめての家内労働問題を 単独の議題とする専門の会議であったこと。
- ② これまで関連分野の国際会議での家内労働に関する決議で長年ILOの方針とされてきた基本路線が、あらたな視点から全面的に修正され方向転換したこと。かつて1964年の第1回ILO縫製業問題国際専門家会議の決議が「いずれ家内労働は漸減していき最終的には全廃さるべき(ただし一部の障害者をのぞき)だが、それを当面は実行しがたい

国々では法と行政の強化によって労働条件と 社会保障を職場労働者なみの水準に近づける べき」として、その施策を過渡的な措置と消 極的に依置づけ、かつ1980年の第2回「会 議」でも、この方針を再確認してきた。

それが今回「家内労働者は今後ますます増大しよう。ゆえに各国は、その労働条件の改善、危険有害業務の禁止など保護の強化、同一労働の禁止、等のため法と行政を整備し、これら諸政策と行動計画を家内労働者自身の主導のもとに策定すること。かつ団結権・団体交渉権に関して、また労働者の家庭責任 — 育児・看病・介護にたいする諸施策をうける権利を平等化するよう特別の配慮を講ずること」などを結語で明言した。くわえて「労働組合は家内労働者の所在に多大の注目をよせ、その組織化に尽力すること」と特記した。

これらを将来、「条約ないしは勧告」化するなり、またはILO総会の全体討議にかけるよう提言する案は留保された。その前に各国の政府・経営者団体・労働団体の認識を喚起することが急務とされ、なかでも労働組合の関心の薄さが女性出席者の多数から指摘されていた。この女性メンバー5人のうち労働者側4人は、イタリアCGILのジュディーチさん、オランダ労働組合総連合のパシアーさん、国際婦人服労働者組合のカウェルさん、そしてインド自営労

働婦人の会(SEWA Self - Employed Women's Association) 駆け込みセンターのバットさん。これにオブザーバー出席の国際繊維衣料皮革労働者連合のスペンサーさん、ほか数人が活躍。 傍聴席も私をふくめ女性が目立ち、とりわけイギリス西ヨークシャー内職グループのジェーン・テートさんは、さきのスペンサーさんが事務局次長をしている英国紳士婦人服仕

立工組合はじめ多くの労働組合の支援をうけている地域よろず情報センターのリーダー役という。ここでは無料電話相談いわゆる内職110番を常設して役立っているとか。こういう末端の現場活動家をジュネーブに送り出す英国労働組合の度量にも感心した。

(社会政策学会会員)

(定価は税込)

古典から学ぶ 労働組合論

戸木田嘉久著

定価1800円 〒260

マルクス、エンゲルス、レーニンの論文から、科学的社会主義の労働組合論を今日的課題に即して、わかりやすく解説。

現代の青年と労働組合

「新人類」とはだれのことだり

中原 学著

定価1700円 〒260

〒105 東京都港区新橋6-19-23 全03-3433-1856 学習の友社 FAX03-3434-7301 振替東京0-179157

「連合」・日経連、二人三脚の住宅政策

――全労連の土地住宅政策との差異が鮮明に――

牧野富夫

はじめに

日本の貧困の象徴として、土地・住宅問題がある。それは、「高・狭・遠」に特徴づけられる。 E C の秘密報告はじめ海外からも、「うさぎ小屋」と酷評されている。その「うさぎ小屋」でさえ、土地・住宅急騰のあおりをうけ、労働者には手がとどかなくなっている。住宅問題が労働組合の緊急の闘争課題であることは、あらためて指摘するまでもない。

こうした状況を反映して、「連合」が土地・ 住宅政策を「最重点課題」(平成2~3年度 「政策・制度要求と提言」)として位置づけて いる。労働組合が土地・住宅問題を「最重点課 題」にすえること自体に、だれも異議のあろう はずはない。問題は中身である。

「連合」は、その目玉として、「NR住宅構想」をあげている。「N」は日経連、「R」は「連合」のイニシャルである。(New Residence の意味も兼ねる、という)。「連合は、日経連と共同して首都圏に勤労者のための共同住宅(略称「NR住宅」)の建設に取り組んでいる」(雑誌『連合』90年10月号)。日経連も、「近年の首都圏を中心とした地価高騰により、勤労者の持家取得能力の低下と良質な賃貸住宅の供給不足は顕著になっている。このような状況のなかで、社宅のあり方に新しい視点

を提起する日経連・連合の共同構想」(日経連 『経営者』9月号)であるとして、「NR住宅 構想」に意欲的である。

公然たる日経連と「連合」の2人3脚の姿が、そこにある。住宅問題がすぐれて階級的な問題であることを考えれば、「連合」の「住宅政策」は出発点(前提)から労働運動の「場外に立つもの」といわざるをえない。一方、全労連が90年10月8日に住宅・土地政策(中間報告「土地と住まいを私たちの手に」)を発表している。これを「連合」の住宅政策と比較したとき、両者のあいだには質的ともいえる差異がある。労働戦線における対立が土地・住宅政策の分野でも鋭くあらわれている。ここで土地・住宅問題をとりあげる理由も、この点にある。

1. 「連合」の住宅政策

「連合」は、「欧米なみの生活水準をめざす」(前掲「提言」)という。その1つとして、「住宅政策」が位置づけられている。そのうえで、もっともらしく6点の「政策内容」を列挙している(コンパクトな要約として、さしあたり前掲の雑誌『連合』を参照されたい)。だが、それは、第1に、賃金闘争の放棄(正確には日経連の賃金抑制策への協力)とセットになっている。賃金闘争を放棄したことのカムフラージュとして「住宅政策」をとりあ

げていることは、あきらかである。日経連も ここ数年の「労働問題研究委員会報告」で同 趣旨の主張をくりかえしてきており、これに 「連合」が呼応した恰好である。第2に、そ れは、単なるカムフラージュにとどまらず、 「住宅政策」をつうじて、労資一体化路線を 組合員の末端まで浸透させることをねらって いる(後述のとおり、その「恩恵」に浴する ことのできる労働者は一部にかぎられ、けっ して「浸透」するはずはないが)。日経連は、 「連合が誕生したことは、日本の労働運動の 歴史に一時期を画すものである。日経連はこ の新しい労組ナショナルセンターとの間で、 建設的な関係を維持したい」(90年版日経 連『労働問題研究委員会報告』) と表明して いるが、「連合」の「住宅政策」は、この日 経連の期待に応えたものとなっている。こう して、実質は日経連主導なのである。第3に、 労務管理の一環としての「持家政策」の破綻 を補完するだけでなく、また住宅問題にたい する国家責任を免罪にするだけでなく、「N R社宅づくり」をつうじて、資本に新たな利 殖のチャンスを与えようとするものである。

そうした「連合」の「住宅政策」のなかで 具体化のすすんでいる唯一のものが、前記の いわゆる「NR住宅構想」にほかならない。 その内容は、日経連の『経営者』(90年9 月号)と前掲『連合』(90年10月号)で くわしく紹介されている(ただし、入居者負 担が最終的にどの程度になるかなど、肝心な 点は説明されていない)。要するに、「NR 住宅」とは、「複数企業の共同入居方式によ る社宅」であり、「中小企業を中心に住宅が 不足する複数の企業が、混在して共同入居す るよう転貸して、従業員の社宅として利用し ようというもの」(『連合』10月号)であ

る。契約形態は、「事業者」と「協会」間、 および「協会」と「借り上げ企業等」間は賃 貸借契約、「借り上げ企業等」と「入居従業 員」との間は使用貸借契約となろう(日経連、 前掲『経営者』)、ということである。また、 この事業をおこなうために、財団法人「NR 住宅事業協会」を設置することになっている。 ≪図表≫は、「NR住宅」の企業・入居者・ 事業者・国・公共団体にとっての「メリット」 を示している(『経営者』9月号)。なお、 「新しい住宅供給のしくみ」は、≪注記≫の ように説明されている(前掲『経営者』)。 さて、「NR住宅」(社宅)の日経連・ 「連合」による「メリット」論をみると、 「企業」と「事業者」にとっては、ほぼ指摘 のとおり期待できよう(実際は、それ以上の メリットになろう)。「国・公共団体」にと っても、図表の指摘するような内容ではない が、公共住宅づくりの責任を回避できるという 「メリット」があるであろう。ところが、肝 心な「入居者」(労働者)にとっては、ほと んどメリットがないにちがいない。なぜなら、 予想される家賃が20万円にもなれば、入居 そのものが困難(中小企業労働者にとっては 「不可能」といっても過言ではない) だから である。家賃の全額または大半を企業が負担 するということであれば別だが、中小企業に それを負担させることは、独占資本に収奪さ れている現状にあっては、事実上無理であろ う。「NR住宅」の目的の1つとして、「企 業の従業員福祉格差の解消に資する」とされ ているが(中小企業の労資のため、という宣 伝がしきりにされているが)、かえって大企 業と中小企業の「福祉格差」を拡大させるこ とになろう。けっきょく、大企業の労働力政 策としては有効だとしても(といっても、大 企業でも入居できる者は管理職層にかぎられ よう)、バラ色に宣伝されるような中小企業 の労資にとっての効果を期待することはでき ないであろう。

したがって、この「NR住宅」構想は、 「各方面から批判がでているように、都心近 くの国有地・農地をねらい、政府・自治体か らの援助をとりつけ、社宅による企業忠誠心 と労務管理の向上にも役立たせ、主に大企業 の管理職層・中堅層を対象にした社宅建設を すすめようというものです」(全労連・土地 住宅対策会議の中間報告「土地と住まいを私 たちの手に」90年10月8日)ということ になろう。

「連合」の住宅政策の反労働者 的な役割

日経連は、「日経連と連合は、88年以来、 勤労者住宅問題を共通の立場で検討すること を合意し、解決の方向を探ってきた。その結 果、借り上げ住宅方式の『勤労者共同賃貸住 宅』(「NR住宅」)構想を提起するに至っ た」として、その経緯をあきらかにしている (前掲『経営者』)。この経緯をみても、そ れが日経連主導であることが歴然としている。 そこでは、土地・住宅の騰貴「持家政策」が 破綻し、それに代わるものとして、「NR住 宅構想」が浮上し、これに「連合」を誘い込 んだ経緯が述べられている。日経連にとって は、「NR住宅」の実現も重要であるが、た ぶんそれ以上に、この構想に「連合」を誘い 込み、労資一体路線を定着化することのほう に力点があるにちがいない。「連合」は、こ の構想を「かけ声」に終わらせてはならない としているが、日経連のほうは「かけ声」自 体に多大な意義をみとめている。もっとも、

「連合」幹部も内心では、日経連と同様であろう。ここにまず、「NR住宅構想」の危険な本質がある。こうして、その本質はなによりもまず「労資一体路線の強化」にある、といわねばならない。

くわえて、「NR住宅構想」には、大企業 の「利益かくし」や「資産確保」の手段とな っているという側面もある(くわしくは、佐藤 哲郎「国民の要求逆手に財界の片棒かつ ぐ」、『労働運動』90年7月号を参照されたい)。 また、「連合のこういう考え方からは、当然、現 行の借地法、借家法の改悪など、自民党政府 • 財界がつよく要求している反勤労者的な政 策がでてくることにならざるをえない」(前 掲、佐藤論文)という危険性もある。また、 市街化区域農地の宅地なみ課税ともかかわっ て、「連合は、この点でも保守の側の主張に 屈服し、みずからの要求として、市街化区域 農地にたいする固定資産税および相続税の宅 地なみ課税の主張に加担してしまう」(佐藤 論文)ということにもなる。このように、 「連合」の住宅政策には、数々の反労働者的 側面があり、それが本質的に反労働者的であ ることは、あきらかであろう。なるほど、 「連合」も、「公共賃貸住宅の建設」などを かかげ、労働者の期待に応えるかのようなポ ーズもとってはいるが、そこに力点はなく、 マヌーバー的色彩がつよい、といわねばなら ない。

今日の住宅問題の深刻化は、そもそも金融機関をふくむ大企業の異常な「金あまり」を背景とした、かれらの狂気の土地投機(投機ころがし)によるものであり、それは同時に、政府・財界の反動的な「21世紀戦略」の必然的な結果であることはいうまでもない。その元凶とたたかわないばかりか、その共犯者

に転落している「連合」に「住宅政策」を語る資格など本来ないのである。この点、全労連は、元凶とのたたかいを重視し、「公共住宅大量建設要求を正面に」かかげ、統一的な運動をテコに要求の実現をはかるというもので、「連合」とのちがいが歴然としている。こうして、いま国民の関心の焦点になっている土地・住宅問題をとっても、全労連の政策の優位性があきらかなのである。

(勞働運動総合研究所常任理事・日本大学教授)

<注 記>

『新しい住宅供給のしくみ』

- ① 複数企業の共同入居方式による社宅 大都市圏(当面は首都圏)において、有効 利用すべき自己の所有する土地に賃貸集合住 宅を建設し、事業を行う者(以下「事業者」) の個別建物物件を一括して借り上げ、中小企 業を中心とした住宅の不足する複数の企業な ど(以下「借り上げ企業等」)が混在して共 同入居するよう転貸し、従業員(以下「入居 者」)の社宅として利用する。
- ② 借り上げ企業等の組織化と需要の集約 需要側の「借り上げ企業等」を住宅確保に 苦労している中小企業を含めて組織化し、需 要そのものや需要ニーズを集約することによ り、その時代にマッチした住宅が効率的に支 給されるようにする。
- ③ 賃貸集合住宅事業の安定化と供給の促進 供給側の事業者の賃貸集合住宅事業を援助

するため、⑦長期法人契約による安定した家 質収入の確保や空室リスクの緩和、①建設協 力貸出金の貸出をはじめとする多様な低利資 金調達、⑦事業運営にかかわる広範な助言や 代行業務等を行うことにより、事業を安定化 させるとともに住宅供給を促進させる。

④ よりよい地域社会への貢献

周辺地域とのコミュニケーションが積極的 に進められるよう共用部の施設や利用方法の 充実を図る。さらに国・地方公共団体の住宅 政策との連携により、「事業者」「借り上げ 企業等」「入居者」が一体となって、よりよ い地域社会の建設に取り組むよう援助する。

⑤ 公的援助、規制緩和の実現

政策金融(住宅金融公庫融資制度、財形制度)の付加、政策税制(固定資産税の軽減、借り上げ社宅企業等に対する優遇など)の付加、規制緩和措置(用途規制、建ペイ率、容積率、建築確認等)など既存の制度、または新しく制度化される公的緩和を効果的に組み合わせることにより、具体的な事業支援を展開する。

⑥ 総合的なコーディネートシステムの確立 豊かな住まいづくりの実現を目指して、N R住宅事業の推進と、企業から管理、運営ま で、「事業者」「借り上げ企業等」「入居者」 などの総合的なコーディネートを行うシステムを確立する。

日経連『経営者』90年9月号より

<図表> NR住宅のメリット

一事業者一

- ・土地・資産を保有したまま安定収 入が得られる
- 遊休地・所有地の高度利用
- ・良好な環境の保全
- 社会的な貢献
- 各種助成策の活用

-企業-

- 従業員福祉施策の向上
- ・繁雑な社宅管理からの解放
- 人材確保を有利に展開
- 長期的な社宅入居権の確保
- 独自に社宅を保有する必要がない (特に中小企業)

N R

-国・公共団体 —

- ・地価の安定化
- 都市開発・地域開発の促進
- 良質・低廉な賃貸住宅の安定的供給の享受
- ミニ開発・スプロール化の防止
- 中小企業等の住宅福祉政策への助成

住 宅 <

- 入居者-

- ゆとりある住生活の実現
- 「痛勤」からの解放
- 将来の住宅設計への足掛かり
- 混在型住居による幅広い人間的交流
- 地域社会との活発な交流
- 自己のライフスタイルの確立

プロジェクト研究会だより

「現代日本における生活保障体系」研究会について

大木一訓

労働総研のプロジェクト研究会のひとつに、 「現代日本における生活保障政策 ― 人間らし く働き生活するための政策体系 ― | 研究会が あります。この研究会(以下「生活保障研究会」 と略)は、一言でいえば、「人間らしい労働と 生活」とはなにかを明らかにすることによって、 労働者の生活保障の政策を提起しようというも のです。なにしろ日本の現実から出発しながら、 ①生活保障にかんする理論的研究、②労働者の 労働・生活の実態把握、③現行生活保障政策の 批判的検討、④所得、生活費、生活時間、住宅、 教育、社会保障などをふくむ総合的体系的な生 活保障政策を提起、という4つの柱にそって調 査研究をまとめていこうというのですから、大 変な仕事です。しかし、それは今日、労働組合 運動と経済民主主義の前進のためにどうしても やらなければならない仕事ですし、また、そう した仕事ができるだけの運動や研究の蓄積を日 本の民主勢力は積みあげてきているのではない でしょうか。

生活保障研究会は、本年7月17日の発足いらい現在(11月末)までに、5回にわたる研究会での報告・討論やそれぞれの分担作業をすすめてきています。そこでは、(1)2年間にわたる調査研究を全体としてどうすすめていくか、という研究計画の策定、(2)家計調査の方法について(都立大・岩田氏)、今日の労働者の住宅事情と解決の方向(住都労・坂庭氏)、今日における標準生計費をめぐる諸問題(全印総連・

松原氏、出版労連・中埜氏)、行政にみる現行 最低生活保障基準について(全労連・草島氏)、 といった理論的諸問題についての報告と討論、 (3)労働者の「労働・生活」実態調査の計画策定 とその具体化、などが行われてきました。その 成果の一部は、すでに全労連の運動方針や住宅 策定にも生かされています。

研究会がいまもっとも力を入れているのは、本年末から来年夏にかけ三次にわたって実施しようとしている「労働・生活実態調査」への取り組みです。この調査は、現在の労働者状態を労働と生活の両面から構造的に明らかにするとともに、労働者が「人間らしい労働と生活」の内容をどのようなものと理解し要求しているかを調査・検討することによって、「人間らしい」労働と生活の客観的な基準を発見していこうとするものです。調査をすすめるにあたっていろいろなことが議論されていますが、そのいくつかを紹介するとこうです。

• 「人間らしい労働・生活」の基準という場合、 それはなにか一つの点や線として存在しているのではなく、もっと構造的なものとして存在しているのではないだろうか。一方では、 これ以下では生活が成り立たないという、すべての労働者に共通する最低保障の基準が、 今日でも客観的に存在するにちがいない。同時に他方では、それぞれの労働者層にとって、 これが「普通であり当然だ」という労働・生 活の基準も客観的に存在するはずである。そして、前者と後者(複数)とはばらばらに存在するのではなく、1つの構造的な体系をなしていると思われる。だから政策的な課題としては、あれこれの労働者層の標準的な保障水準とすべての労働者に共通する最低限の保障水準とが、相互に支えあって人間的な保障水準を体系的に確立していくようにする必要がある。

- ・生活保障の基準を「構造的」にとらえるためには、労働生活と消費生活の両面について、また個人・世帯の生活過程だけでなく社会的な生活基盤整備の過程についても、ライフサイクルの全体にわたってその人間的な保障基準を見出していく必要がある。そこでは、労働者たちが特にどのような点で「労働・生活」上の困難や不安に直面しているか、どのような切実な要求をもっているかが、有力な手がかりになると思われる。
- •問題はなかなか複雑で、一見とらえどころがないようだが、多面的な生活保障の基準をそれぞれ別個に取り上げるのではなく、労働者階級のなかの代表的な労働者諸層について、それが総合的にどんな人間的保障基準の必要性を体現しているかを考察することによって生活保障の体系は見えてくる。たとえば公務員労働者下層や中小企業労働者は最低保障の水準を体現していると考えられるし、それぞれの産業には、その産業の労働者をもっとも典型的に代表するような労働者層が存在する。そうした労働者層を発見し、その状態を調査研究することによって、総合的体系的な保障基準が浮かびあがってくるのではないか。
- そうした労働者層をとらえるときには、全国 的にばらばらの労働者を産業別に抽出して問 題とするのではなく、地域的にもまとまった

労働者集団を対象として研究した方がよい。 それぞれの産業の代表的な労働者層が地域的 にはどこに集積しているのかを発見して調べ る必要がある。

・労働者層について見出した「人間らしい」労働・生活の基準は、それを、自営業者、農民層、年金生活者などの国民諸階層の状態と対比してみる必要がある。国民的諸課題での共同を大きく前進させるためには、人間らしい生活保障の確立をめざす労働者階級の要求と運動が、いかに勤労国民諸階層全体に共通し、また、代表するものであるかを客観点に明らかにすることである、等々。

ところで全労連は、その90年度運動方針の 重点課題として、「人間らしい生活と労働条件 ・権利の確立」「大企業の横暴規制と生活基盤 の拡充」をかかげています。それは、ナショナ ルセンターとしての全労連が、わが国勤労者全 体の「人間らしい労働と生活」の保障について、 全面的に責任をおってたたかう立場を明らかに したもの、といってよいでしょう。本プロジェ クト研究は、この全労連の課題の前進に貢献し ようとするものですが、上のような実態調査に もとずいて人間的な生活の社会的基準を体系的 に提起できるならば、実際、賃金闘争1つとっ ても、たたかいは随分やりやすくなるでしょう。

全国および産業別最低賃金の改善はもとより、 他産業・他企業における賃上げが自分たちの賃 上げにも連動するような統一闘争を、自覚的に すすめていくことができるからです。国や自治 体に対する予算要求の運動などでも、それは力 を発揮するにちがいありません。

しかし、ここで留意していただきたいのは、 問題の大きさからいっても問題解明の困難さか らいっても、この調査研究は本プロジェクト研 究に直接参加するスタッフだけではとうてい目的を達成できないことです。予算と時間も限られています。本研究所の他のプロジェクト・部会研究会、会員のみなさんの協力、そしてなによりも全労連をはじめとする労働組合の協力が不可欠です。研究計画や実態調査の内容についても、ぜひ知恵を貸していただきたいと思います。労働運動総合研究所にふさわしく、このプロジェクト研究でも、研究者と幹部・活動家との共同事業をおしすすめたいと思っています。

(労働運動総合研究所常任理事·) 日本福祉大学教授

(注記) この他のプロジェクト――「規制緩和問題と経済民主主義」はすでに活動を開始しておりますが、その状況は次号あるいはニュースでお知らせする予定です。「日本の団体交渉制度――その実態と改革方向」および「首都圏地域開発と労働運動」は、メンバーが確定し近々活動をはじめる予定です。

.....

研究部会だより _____

当面の恒常的な研究活動として、①賃金・最低賃金問題研究部会、②労働時間問題研究部会、③不安定就業問題研究部会、④婦人労働研究部会、⑤経済動向研究部会、⑦健康・安全衛生問題研究部会、⑥経済動向研究部会、⑦健康・安全衛生問題研究部会を設置しております。このうち、⑦と⑧については、当面、「現代日本における生活保障体系」プロジェクトのなかに合流していくことにしています。⑤については、メンバーを選任中です。

研究部会の活動については、すでに「労働総研究部会の活動内容については、すでに『労働総研ニュース』11月号から順次紹介しております。各研究部会の成果については、本誌に掲載する予定にしております。



日野透逸 著 「世界の医療・日本の医療」

宇和川 邁

本書は、『日本の医療が抱える問題を、他の発達した資本主義国の保健・医療との比較を通して明らかにすることを目的としている』『全体として、世界と日本の保健・医療が、公共性の確立・強化か営利性の導入・拡大か、という対立する2つの路線をめぐって動いていることを明らかにするよう編集されている』(いずれも、著者あとがき)。

こうした意図にそって、戦後の日本の医療の 推移を整理するとともに、政府の臨調「行革」 路線の推進のなかで、現時点(1990年)は 日本の医療をめぐって重大な岐路に立っている と次のように述べている。『その基本方向は、 医療の公共性を否定ないし歪曲し、他方では医 療関連ビジネスの育成をはじめとした医療の営 利化を法律の裏付けをあたえつつ、公然とすす めることである』。このことをより具体的に言 えば、所得、地位にかかわらず、医学的根拠が 等しければ、必要な医療は、公的保険のもとで 国民全体が等しく受けるという方向から、『日 本は豊かな国になったのだから、公的制度によ って平等を確保するという段階は卒業し、これ からの医療は、自分の金で、自分の好みに応じ て、質の良いサービスを買う方向へ(民活路線 に他ならない)、「改革」されなければならな い』ということである。

日本の医療が立たされている岐路における諸問題を、著者自身がしばしば直接訪ね調査している国々の医療の現状と特徴、そして公共性と営利性をめぐる動向を整理・分析した「弱者に非情なアメリカの医療」「サッチャー政権下のイギリス医療」「壮大な実験にとりくむイタリアの保健・医療」「スウェーデンの福祉・医療」と比較することで鮮やかに浮き上がらせている。これは、本書の大きな特色である。

日本の政府・財界が、アメリカで強力にすすめられてきた「医療改革」、とりわけ老人医療抑制策を大いに学んで、DRG (Diagnosis Related Groups)の日本的導入もふくめて、日本の医療の営利化を強め、支払い能力によって受ける医療に格差をもちこむ方向へ再編しているだけに、生存の自由を脅かすアメリカの老人医療の実態は迫ってくるものがある。その一方で、日本のような国民皆保険制度の存在しないアメリカで、公的医療保障の拡充を求める流れが存在し、民活・営利化路線では限界が明らかであるということで日本の国民皆保険制度も参考にした公的保険への路線転換が模索されつつあるという動きが提供されている。『このときに、日本の医療をアメリカ的営利・民活の方

向へすすめる必然性はまったく存在しない。アメリカ医療、とくに老人医療の経験は、われわれに、公的保障の拡充こそが、これからの選択であることを教えている』と、著者は強調している。

サッチャー政権のもとで国防費が大幅に増加 し、その一方で、老人保健医療費の抑制が行政 の基調となっており、公共制度としてのNHS (ナショナル・ヘルス・サービス)の合理化と 効率化がすすめられていることにふれながら、 一方ではイギリスの労働者階級は公共制度とし てのNHSの充実を根強く支持していることを 明らかにしている。

従来の社会保険を中心にしたイタリアの医療 保障制度は、1978年に成立した法律にもと づいてイギリスと同型のナショナル・ヘルス・ サービス方式に切り替えられた。著者はこの方 式は、『イギリスやソビエトといった従来の典 型的な国々と比べて際立った特徴があることに、 著者は注目しておきたい。それは一言で表現す れば、医療改革がイタリア社会の民主化にとっ ての主戦場の1つという位置づけである』と分 析している。加えて、イタリアは行政的制度は すぐれているが、財政面では地方自治体の権限 をきわめて弱く実効力を弱めているという事実 をも指摘している。

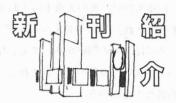
日本はじめ世界的な関心がよせられているスウェーデンの福祉と医療について、1929年から1933年までつづいた世界大恐慌にまでさかのぼり歴史的な分析をおこない、『日本における保健制度の基調が「健康の自己責任」(最近では「治療の自己責任」にまでエスカレートしている)と「相互扶助」であるのと比べて、公的責任(県や市町村が文字通りの「福祉・医療目的税」を直接税として徴収していることも背景としつつ)がスウェーデンでは基調に

なっている』『スウェーデンの保健・医療は公的責任を原則にし、企業と国の負担による保険と直接目的税としての県民税によって費用がまかなわれ、運営は県が責任を負い、90%以上の投票率の選挙で選ばれた県会議員によって、方針が定められ、多くのスタッフによる手間と時間をかけたサービスの提供をめざしている』と分析している。これらの発達した資本主義国の医療についての分析には、本書のなかで6割を占めるスペースがあてられ、かつ前述のように著者がしばしば直接訪ね調査したものだけに具体的事実が豊富であり、これらの国の医療の実像が浮き上がってくる。

もう1つの大きな特色は、発達した資本主義 国での医療の実態の分析のうえに立って、日本 において労働者、勤労国民、医療従事者などの 側からの医療の公共性をめぐる現段階の争点を 明らかにしていることである。そして、医療の 公共性を再構築・制度化していくために、労働 者、勤労国民の生活の場である地域を基礎に住 民諸組織、労働組合、協同組合そして医療諸団 体などによる地方自治確立のための協力・共同 の運動の発展=地域における政治的・民主的な 力量の形成と強化に限り無い期待をよせている ことである。

おわりに、本書の意図にそって、資本主義国 あるいは国際的な、さらに労働者、勤労国民の側 からの保健・医療の公共性をめぐる思想・理念 の展開がどのような足どりをたどっているのか を述べている第2章「保健・医療の公共性」は、 本書のなかでこれまた重要な位置を占めるもの となっていることをふれておかざるをえない。

> (労働運動総合研究所理事) (労働旬報社刊B6版、1,600円)



江口 英一編

『日本社会調査の水脈 - その パイオニアたちを求めて』

本書は、戦後40年間社会調査にたずさわってこられた江口英一中央大学教授の定年退職を機に、関係のあった研究者21氏との共同研究成果を江口英一名誉教授を編者として発行されたものである。本書は、社会・調査を歴史的に3つの系列に分けている。

第1は、1911年から大正中期にかけてお こなわれた当時の内務省の細民調査の系列にそ って庶民生活に主な視点を置いている。

第2は、日本資本主義の強蓄積下、過酷な労働の場を対象にした「女工哀史」に代表される系列である。

第3は、戦時下のはげしい収奪と窮乏がすす むなかで、労働と生活を総合的に観察する系列 である。

以上の系譜にそって「第1部、戦前の社会調査の系譜とそのパイオニアたち」、「第2部、戦後社会調査の水脈 ― 労働と生活を中心に」、「第3部、社会調査をめぐる諸問題」として構成されている。以上の構成からもわかるように本書は「社会調査史」の鳥観図ともいえる内容をもっている。

この書が江口英一氏の定年を機にその研究に かかわってきた多くの研究者の共同研究の成果 であることはすでにふれたが、それ故に本書は、 「江口調査」のもつすぐれた特色がつらぬかれ ている。「歩く」調査。江口氏がどやに2週間 以上も泊りこんで山谷労働者の状態を聞き取り 調査したことは有名である。「もう日本に貧困は なくなった」、「貧困はマイナーな問題」とか いわれ、宣伝されているが、「むしろマイナ ーな人たちの生活から社会全体の状況、問題は よく見えてくる。社会の底辺はその矛盾の集結 点です。さらにマイナーはマジョリティーとの 相互依存の関係にある」(江口英一)との視 点は、大切な指摘と思う。江口氏の健康と御活 躍を願って。

> (内山 昂) (法律文化社刊A5版•9,785円)

財界の野望を鋭くあばく 津田達夫著 『財 界』

「財界の動きを追う記者クラブに配属され、 一 いらい、財界の存在はいつも私の念頭から離れませんでした。日本の政治と経済のなかで財界が大きな役目をはたしている集団であることが段々分ってきたためです。」(「はじめに」より)という著者は、戦後30年近く共同通信社の記者・論説委員として活躍した人で、日本の政治・経済の支配を目指す財界の野望を新聞記者の目を通して、豊富な資料に基づく具体的な叙述で鋭くあばいているのが本書である。

戦前の財閥による支配体制が、敗戦後一時、 アメリカの占領政策によって解体の危機を迎え たが、それが「工業的に強力な日本」を必要と する占領政策の「転換」によって、復権への道 を進むところから本書ははじまる。

そしてその後、経団連が「再軍備計画」第1 号を作成するなど、財界が日本の再軍備を先導 し、保守合同の実現に総力を挙げ、それによっ てうまれた自民党政治を「財界外交」によって リードして、アジアに再進出していく過程が展 開される。

また「ベトナム派兵」ができなかったことを 教訓にして、「自主防衛力」をつくるために、 憲法「改正」への執念を燃やし、日本を軍事大 国への道へと進め、そのために日本国民の平和 志向を標的にしてあらゆる手立てを尽くしてい ることが記されている。

そして最後に、財界の支配構造として、経団連をはじめとして、その外郭組織や、行政機構内部の拠点としての各種「審議会」について、具体的に明らかにされている。

全体を通じて、財界が戦後の日本の歴史の重 大な岐路において、自らの野望を実現するため に、あらゆる手を尽くしてきたこと、そしてそ の背後にはアメリカの存在が絶えずあることが 明らかにされており、また同時に財界の動きが 国民の運動によって、大きく左右されてきたこ とも随所に記されており、財界のことはもとよ り、日本の戦後史をリアルに知ることができる 一冊である。

> (南俊太郎) (学習の友社刊・1,700円)

環境破壊への警告の書 西丸震哉著『41歳寿命説』

地球環境問題が大きく取り上げられるようになってから久しいが、少しも改善されているようには見えない。それどころか、ブラジルの大カラジャス計画やブルネイの森林伐採事業など、大規模に、徹底的に地球を破壊することで利益をあげている日本の独占企業のやり方に批判は

つよまっているものの、当の大資本は「わがなき後に洪水は来たれ」とばかりにふるまっている。

そんなときには多少の問題があっても、環境 破壊に抗議する文章が多数の人に読まれるのは 大筋では結構なことだろう。

ナチスがユダヤ人の大量殺戮をおこなった "ガス室"の、ガスが薄いだけというほどの条件のもとに現代の日本人は生きているという。 このなかで、飢えとまったく無縁の、1959 年以降に生まれた世代だけの世の中になったと き、平均寿命は41歳になると試算する。常識 =高齢化社会論への反逆。

環境汚染、食糧を通じての毒物摂取、飽食と、 特に欧米式の高タンパク食品への信仰とそれに ともなう成人病の広がり、それが少年にまで及 んでいる実態等が鋭く指摘される。

そういう諸悪の原因が人口の増大にあるとい う短絡的な記述が平気ででてくるので、マルク スによって完全に乗り越えられたマルサス主義 の復活かと勘ぐったが、筆者の筆の進め具合は そういう社会思想的なものとはどうも無関係の ようで、「昔は…弱い子どもは外界の厳しさに 耐えられず、素直に死んでいった」という調子 で、現実には最悪の食生活のモデルであり、短 命社会の代表のようになっている相撲界の食牛 活を最良のものとみなし、労働者に朝飯抜きを 勧めるにいたる。お医者さんなどは目くじらを たてるのではないか。日本人はみな王様だとい い、無労働がけしからんのだから、教育制度を 子どもが一刻も早く働けるように、1日当たり 授業時間をのばし、普通高校などやめて、すべ て技能・技芸校にせよとまでいわれると、お医 者さんでなくてもこれはー? と思う。

ところが、である。いっこうにとんちゃくな しにそういう荒っぽい議論をつづけていって、 読み終えたとき、なんとなく高齢化社会論の虚構 ぶりとか環境破壊のひどさとかを読者に強力に アピールするのだから何かがある。それはどう やら筆者が農林省で「種」についての研究をや ってこられたという、研究の"ムシ"だからで もあろうか。

(西村直樹)

(情報センター出版局刊、B6版・910円)

第2号の主な内容

〔巻頭論文〕

国際・政治経済の動向とその特徴 ………… 米田康彦

〔特 集〕

≪現代日本の生活と労働組合≫

現代日本における生活保障政策 · · · · · 大木一訓 「働き過ぎ」の歯どめへの一提言 · · · · 伊藤セッ

住宅問題の今日的課題 …………… 鈴木 浩

[国際・国内動向]

フランス労働総同盟(CGT)とEC統合問題 ………… 小森良夫

世界労組大会における国鉄闘争支援決議 ………………… 加藤益雄

保育の国際比較 …………… 中田照子

ほかに、プロジェクト研究会・研究部会だより、書評・新刊紹介など

☆ ☆ ☆

発行予定日 1991年3月15日

労働総研クォータリー 創刊号 1990年12月15日発行

編集•発行 労働運動総合研究所

〒105 東京都港区新橋6-19-23 平和と労働会館6F

TELおよびFAX 03 (5472) 5780

印 刷 有限会社 なんぶ企画

〒112 東京都文京区小石川3-33-6

TEL 03 (813) 9163 FAX 03 (813) 9162

頒 価 1 部 1,000円 (郵送料 210円)

定期購読 (年4冊分) 4,000円 (郵送料含む)

振 替 東京 4-191839

行財政総合研究所編 本多淳亮監修

外国人労働者受け入れをめぐり、積極 論・消極論が飛びかうなかで、その人 権問題を総合的に解明し, 立ち遅れた 日本の法と制度を批判。46判・2300円

●科学全書シリーズ

老人扶養が日本の家族の解体につなが りかねないと警告する著者が、これか らの老人福祉を展望。 B6判・1340円

小林好作著

日常接するペットや家畜たちの病気を とりあげ、その背後にある人間社会の ひずみをえぐりだす。 B6判・1340円

町田茂著

時間と空間も宇宙の誕生とともに生じ た――今,時間と空間の見方に革命的 変化が起きつつある。 B 6 判・1340円

河村望著

マルクスが『資本論』を通して新たな段 階での共同体の復活として見通した社 会の展望を捉え直す。 B6判・1340円

井上照幸

リクルートはなぜ空前の政・官・財工作 に走ったのか。汚職の底流を鋭くえぐ り事件の意味を問う。 B6判・1340円 即一一一 〈発売中〉

(発売中)

賃金とくらし 〈発売中〉

勞圖組食 〈発売中〉

勞圖組合定 創る 〈発売中〉

〈発売中〉

'組織と運営の 看陰化 〈91年2月発売〉

独会·文化看 (91年3月発売)

大木一訓 日本福祉大学教授 伊藤欽次 愛知労働問題研究所 事務局長 金田 豊 労働問題研究者 木下武男 法政大学講師

草島和幸

全労連事務局

従来のタイプにない 動の と研究者の共同作業の成 な学習書。 て、 ノウハウをまとめあげた 実に取り 〈実例〉を生きた教材と 労働 労働組合活動 組合運動 組 ま n 7)活動家 動の課題 U る

全8巻

すいせんします 松本道廣 全国労働組合総連合議長 中里忠仁 全日本金属情報機器 労働組合委員長 小島成一 自由法曹団団長 戸木田嘉久 立命館大学名誉教授

すすめる。引首博図を高く評価し、 がまとめられており、読者に深い感動をに苦闘を重ねつつ勝利をかちとつた経験 前進があると考えるので、 よびおこす。 理論と生きた実際を学ぶ わが国の労働者・労働組合が八〇年代 引間博愛 辻岡靖仁・「赤旗」3月12 読を多くの人たちに 一。『労働運動 、シリーズの意 とき、 運動



A5判カバー 各1500円

90年代を生き抜く巨大企業の実像をあばく 山口孝・角瀬保雄・野村秀和・成田修身・近藤禎夫・大橋英五・大西勝明・井上照幸編

各企業の徹底的分析 をもとに、今日の日本

●既刊 1 NTT 8東京電力 ●続刊

9トヨタ・日産

経済の全体像を明ら

②日本テレビ・朝日放送 ④ダイエー・灘神戸生協 ⑪住友銀行・野村証券

5旭化成·三菱化成

10 鹿島建設・三井不動産

かにし,日本経済分析 の具体化をはかる!

3 JRグループ 7日立•東芝

6 新日鉄・三菱重工

12 三菱商事·三井物産 46判カバー・各1400円

東京都文京区本郷2-11-9 大月書店 電話 03 (813)4651〈代表〉

定価は税込